令和3年度
福祉部
事務事業概要

2021年5月

目　　次

概要

Ⅰ福祉部の組織

1. 組織図 …9
2. 事務分掌 …10

高齢者の福祉

Ⅰ介護保険

1. 施策の考え方と課題
(1) 高齢者の人口 … 17
(2) 施策の考え方 … 17
【別表】介護保険給付件数の推移 … 24
(3) 介護保険料賦課徴収事務 … 25
2. 生活支援体制整備事業 … 26
3. 要介護高齢者等のための事業
(1) 在宅介護支援センター（地域包括支援センター） … 27
(2) 家庭を訪問してのサービス
①訪問介護（ホームヘルプ） … 31
②訪問看護サービス … 32
③訪問リハビリテーション … 32
④訪問入浴介護サービス … 33
(3) 施設を利用してのサービス
①通所介護
・通所介護（デイサービス） … 34
・訪問食事サービス事業 … 34
②リハビリサービス（通所リハビリテーション(デイケア)） … 36
③短期入所生活(療養)介護（ショートステイ） … 36
(4) 地域密着型サービス
①小規模多機能型居宅介護 … 38
②看護小規模多機能型居宅介護 … 38
③地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス） … 39
④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） … 39
⑤認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） … 41
⑥夜間対応型訪問介護（ホームヘルプサービス） … 41
⑦24 時間定期巡回･随時対応型訪問介護看護（訪問看護連携型） … 42
(5) 市町村特別給付事業 … 43
(6) 福祉用具や住宅改修など
①福祉用具の貸与 … 45
②福祉用具購入費の支給 … 45
③住宅改修費の支給 … 46
④高齢者自立支援住宅改修給付事業 … 47
⑤住宅改修アドバイザー派遣 … 47
(7) 在宅療養推進事業
①医療ショートステイ事業 … 48
②医療と介護の多職種連携研修 … 48
③品川区在宅医療検索（医療機関等名簿デジタル版）ウェブサイト … 49
④医療と介護連携地域ケアブロック会議 … 49
⑤在宅療養の支援 … 50
(8) 施設サービス
①特別養護老人ホーム … 51
②特別養護老人ホーム入所調整 … 52
③介護老人保健施設 … 53
4. 介護予防・日常生活支援総合事業
(1) 介護予防・生活支援サービス事業
①予防訪問事業
・予防訪問事業 … 54
・生活機能向上支援訪問事業 … 54
・管理栄養士派遣による栄養改善事業 … 54
・すけっとサービスモデル事業 … 55
②予防通所事業
・予防通所事業 … 55
・いきいき活動支援プログラム … 55
・はつらつ健康教室 … 55

・地域ミニデイ事業 … 56
③総合事業ケアマネジメント … 57
(2)一般介護予防事業
①運動系介護予防事業
・カラダ見える化トレーニング … 58
・マシンでトレーニング … 59
・身近でトレーニング … 59
・予防ミニデイ … 60
・水中トレーニング … 60
・健康やわら体操 … 61
・うんどう機能トレーニング … 62
・うんどう教室 … 63
②認知症予防事業
・脳力アップ元気教室 … 64
・計画力育成講座 … 64
③栄養改善事業
・わくわくクッキング … 65
・シニアのための男の手料理教室 … 66
・配食サービス栄養改善事業 … 67
④地域貢献ポイント事業 … 67
5. 介護事業を支える事業
(1)要介護認定 … 69
(2)介護保険制度推進委員会 … 71
(3)ケアマネジメント支援事業 … 73
(4)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業 … 75
(5)品川福祉カレッジ … 76
(6)社会福祉士養成コース受講助成 … 77
(7)品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業 … 78
(8)ファミーユ西品川活用による外国人等介護職員用住居確保支援事業 … 79
(9)介護職員の雇用促進助成事業 … 80
(10)福祉人材確保・定着事業 … 82
(11)要介護度改善ケア奨励事業 … 84
(12)入院中の紙おむつ代助成事業 … 85
6. 在宅介護者研修事業
(1)在宅介護者研修事業 … 86
(2)家族介護者教室 … 86
Ⅱ 地域福祉の推進
1. 地域における福祉
(1)地域福祉計画の推進 … 87
(2)重層的支援体制整備の検討 … 87
(3)ユニバーサルデザイン普及啓発事業 … 88
2. ひとり暮らし高齢者等のための事業
(1)高齢者の見守り
①高齢者見守りネットワーク事業 … 89
②支え愛・ほっとステーション事業 … 90
③認知症高齢者の支援とケアの充実 … 92
④認知症早期発見・早期診断推進事業 … 94
⑤高齢者虐待防止ネットワーク事業 … 95
⑥高齢者熱中症等予防対策事業 … 96
(2)安否確認
①救急通報システム … 97
②高齢者福祉電話事業 … 97
③長寿お祝い事業 … 98
④高齢者日常生活用具等給付事業 … 98
⑤緊急入室対応 … 99
【別表】安否確認事業の利用料金基準表 …100
(3)民生委員
①民生委員・児童委員活動 …101
②民生委員推薦会 …102
③主任児童委員活動 …102
(4)高齢者相談等事業 …102
(5)生活の支援
①成年後見人利用支援事業 …103
②車いす貸与 …104
(6)養護老人ホーム入所措置 …105
【別表】養護老人ホーム費用徴収基準 …106
(7)その他の福祉制度
①義援金受付 …107
②日本赤十字社品川区地区事業 …107
③共同募金事業 …107
④旧軍人・戦没者遺族等の援護 …107
(8)特別定額給付金 …108
Ⅲ いきがいづくりと社会参加
1. 高齢者の社会参加支援 …109
2. 高齢者の健康づくり・いきがいづくり
(1)いきいきカラオケ広場 …110
(2)いきいき健康マージャン広場 …110
(3)シルバーダンスパーティ …110
(4)高齢者作品展 …111

(5) 高齢者グラウンドゴルフ大会 …111
(6) 高齢者輪投げ大会 …112
(7) 高齢者福祉団体登録 …112
3. シルバー成年式 …113
4. ふれあい給食の実施 …113
5. 高齢者外出習慣化事業 …114
6. シルバーパス交付事務（都事業） …114
7. 高齢者クラブ等支援事業
(1) 高齢者クラブ運営助成 …115
(2) 花づくり助成事業 …116
8. シルバーセンターの運営 …116
9. 西大井いきいきセンターの運営 …116
10. 高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）の運営 …117
11. 大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）の運営 …118
【別表】シルバーセンター・いきいきセンター施設事業一覧 …119
【別表】高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)施設・事業一覧 …120
【別表】大井三丁目高齢者憩いの場(ゆうゆうプラザ)施設・事業一覧 …120
【別表】シルバーセンター年度別利用者数 …121

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1. 高齢者住宅対策
(1) 高齢者住宅運営 …122
①高齢者住宅運営（建設型・借上型） …122
(2) 高齢者住宅対策事業
①民間住宅あっ旋事業 …123
②生活支援サービス事業 …124
③家具転倒防止対策助成 …124
(3) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成 …124
(4) サービス付き高齢者向け住宅家賃助成 …125
(5) サービス付き高齢者向け住宅整備費助成 …125
【別表】区立高齢者住宅一覧 …127
【別表】区立高齢者住宅使用料の費用負担基準表 …128
【別表】区立大井林町高齢者住宅使用料の費用負担基準表 …128
2. 施設等基盤整備 …129
3. 社会福祉法人認可・指導監査 …130
在宅サービス提供にかかる利用料金 …131

障害者(児)の福祉

施策の考え方と課題 …135

Ⅰ相談・施設

1. 心身障害者福祉相談 …138
2. 基幹相談支援センター …138
3. 品川区地域拠点相談支援センター
(1) 品川区旗の台障害児者相談支援センター …138
(2) 品川区東品川障害者相談支援センター …139
(3) 品川区南品川障害児者相談支援センター …139
(4) 品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」 …140
(5) 品川区発達障害者相談支援センター …140
4. 品川区障害者就労支援センター …141
5. 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員 …141
6. 障害者の包括支援相談体制整備促進事業（在宅介護支援センター併設型事業所） …142
7. 障害児者の相談支援体制整備促進事業 …142
8. 区立の障害者施設
(1) 品川区立心身障害者福祉会館 …143
(2) 品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロ …144
(3) 品川区立かがやき園 …144
(4) 品川区立西大井福祉園 …145
(5) 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」 …145
(6) 品川区立知的障害者グループホーム …146
(7) 品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」 …147

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳 …148
2. 愛の手帳 …148

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行 …149
2. 障害の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について …149
3. 障害福祉サービスの体系(平成30年4月~) …150
4. 支給決定の流れ
(1) 障害支援区分認定 …150
(2) 支給決定の流れ …151
5. 対象となるサービス
(1) 自立支援給付 …151
(2) 補装具費の支給 …153
(3) 自立支援医療 …153

(4)地域生活支援事業 …154
6.障害児者支援に係る協議会等
(1)地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会および福祉カレッジ …155
(2)医療的ケア児等支援関係機関連絡会 …155

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1.介護給付
(1)居宅介護（ホームヘルプ） …156
(2)重度訪問介護 …156
(3)同行援護 …157
(4)短期入所（ショートステイ） …157
(5)その他の施設系サービス
①療養介護 …158
②生活介護 …158
③施設入所支援 …158
2.訓練等給付
(1)共同生活援助（グループホーム） …159
(2)就労定着支援 …159
(3)自立生活援助 …159
(4)その他の施設系サービス
①自立訓練（機能訓練・生活訓練） …159
②就労移行支援 …160
③就労継続支援 …160
3.補足給付 …161
4.補装具費の支給(購入・修理・借受け) …161
5.地域生活支援事業
(1)移動支援事業 …163
(2)障害者(児)巡回入浴サービス …163
(3)日常生活用具の給付 …164
(4)障害者世帯ハウスクリーニング …164
(5)自動車運転免許取得経費の助成 …165
(6)自動車改造経費の助成 …165
(7)手話通訳者の窓口相談および派遣 …165
(8)日中一時支援事業 …166
(9)医療的ケア児地域生活支援促進事業（インクルーシブひろばベル） …167

Ⅴ児童福祉法

1.対象となるサービス …168

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1.児童発達支援、児童発達支援センター …169
2.放課後等デイサービス …169
3.障害児相談支援（障害児支援利用援助） …169

Ⅶ各種支援事業

1.障害者福祉手当
(1)国制度の手当
①特別障害者手当 …170
②障害児福祉手当 …170
③経過的福祉手当 …171
(2)都制度の手当
①重度心身障害者手当 …171
②東京都心身障害者扶養共済制度 …171
(3)区制度の手当
①障害者福祉手当＜第一種手当＞ …172
②障害者福祉手当＜第二種手当＞ …172
2.医療費助成
(1)医療費の助成（都の制度） …173
(2)自立支援医療（更生医療）の給付 …173
3.日常生活の支援
(1)障害者福祉電話 …174
(2)杖の交付 …174
(3)住宅設備改善費の給付 …174
(4)障害者救急代理通報システム …175
(5)車いすの貸出し …176
(6)区立障害者住宅 …176
(7)障害者住宅あっ旋事業 …176
(8)障害者の成年後見制度利用支援事業 …177
(9)障害者虐待防止支援事業 …177
(10)重度脳性麻痺者介護事業 …178
(11)精神障害者地域生活安定化支援事業 …178
(12)中等度難聴児発達支援事業 …178
4.社会参加への支援
(1)福祉タクシー利用券の交付 …179
(2)自動車燃料費助成券の交付 …179
(3)リフト・寝台付福祉タクシー …180
(4)福祉車両助成事業 …180
(5)知的障害者地域生活サポート24事業 …180
(6)精神障害者地域生活サポート24事業 …181

(7)精神障害者交流スペース「憩いの場」 …181
(8)発達障害・思春期サポート事業 …182
5. 公共料金などの軽減
(1)都営交通無料乗車券の交付 …182
(2)民営バス乗車割引証等の交付 …182
(3)有料道路通行料金の割引 …183
(4)タクシー料金の割引 …183
(5)放送受信料減免 …183

Ⅷその他の事業

1. 啓発事業
(1)障害者週間 記念のつどい …184
(2)障害者まつり・障害児(者)と家族のレクリエーション大会 …184
(3)品川区障害者作品展 …184
(4)障害者の芸術活動支援事業 …185
(5)障害者差別解消法に関する取り組み …185
2. 各種事業
(1)障害者表彰 …185
(2)被爆者見舞金 …185
(3)民間活用型障害者サービス基盤整備事業 …186
(4)重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 …186
(5)障害福祉サービス事業者指導検査 …186
(6)第三者評価受審支援 …187
(7)障害者医療ショートステイ事業 …187

各事業にかかる所得基準等(別表1～3) …188

公的扶助

Ⅰ生活保護

1. 生活保護の基本原理 …193
2. 保護の種類 …194
3. 保護の決定方法 …194
4. 保護基準
生活保護基準改定の推移 …195
生活保護基準額表 …196
5. 保護の方法 …197
6. 品川区の現況
(1)保護世帯・人員の推移 …198
(2)平成30～令和2年度の開始原因比 …198
(3)平成30～令和2年度の廃止原因比 …199
(4)平成30～令和2年度の世帯類型比 …199
(5)年齢別被保護人員 …200
(6)医療扶助人員 …200
(7)入院内訳 …200
(8)介護扶助人員 …201
(9)生活保護関係費支出額 …201
7. 法外援護
(1)学童生徒に対する夏季健全育成費 …202
(2)入浴券 …202
(3)学童服・運動衣費用 …202
(4)出産祝品 …202
(5)就学祝金 …202
(6)修学旅行支度金 …203
(7)義務教育学校標準服購入費支給 …203

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

1. 支援事業の内容 …203
2. 支援給付の内容
(1)支援給付の対象者 …204
(2)支援給付受給者数 …204
(3)支援給付費の支出額 …204

Ⅲ低所得者の福祉

1. 高額療養費等支払費用の貸付け
(1)貸付の対象 …205
(2)貸付の内容 …205
(3)貸付の状況 …205
2. 生活困窮者自立支援事業 …206

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取り扱い

1. 相談・取扱件数および支出額 …208

民間の福祉事業との協力

Ⅰ区内の社会福祉法人

1. 社会福祉法人品川区社会福祉協議会
(1)沿革と目的 …211
(2)組織 …211

(3)会員の推移 …212
(4)事業の財源 …212
(5)事業と予算
①各種福祉事業 …212
②ボランティアセンター事業 …213
③さわやかサービス事業 …214
④ふれあい作業所 …215
⑤福祉ショップ「テルベ」 …216
⑥品川介護福祉専門学校 …217
⑦社会福祉士養成コース …218
⑧品川成年後見センターの運営 …219
2. その他の社会福祉法人の事業 …224

資料

高齢者福祉関係施設一覧 …229
障害者福祉関係施設一覧 …237
その他の施設 …243

※本文中に記載されている令和 2 年度決算額とは、令和 3 年 4 月現在の決算見込額を意味する。

概要

Ⅰ 福祉部の組織

1. 組織図　… 9
2. 事務分掌　…10

Ⅱ 福祉部の組織

1.組織図

※（　）内は、令和3年4月1日現在の現員（管理職、再任用（短時間再任用を含む）、法人への派遣職員、法人からの派遣職員、妊娠出産休暇中の職員、育児休業代替任期付職員、病気休暇中の職員）
※下線は、福祉事務所との複合組織係

- 福祉部（201）
  - 福祉計画課（25）
    - 地域包括ケア推進係 (9)
    - （派遣）品川区社会福祉協議会 (3)
    - （派遣）社会福祉法人三徳会 (1)
    - （派遣）社会福祉法人品川総合福祉センター (1)
    - （派遣）社会福祉法人さくら会 (1)
    - 介護・医療連携担当〔主査〕 (1)
    - 指導担当〔主査〕 (2)
    - 施設計画担当〔主査〕 (3)
    - 民生委員担当〔主査〕 (4)
  - 高齢者福祉課（55）
    - 支援調整係 (11)
    - 介護保険料係 (6)
    - 介護認定係 (6)
    - 介護給付係 (8)
    - 高齢者支援第一係 (9)
    - 高齢者支援第二係 (9)
    - 施設支援係 (3)
    - 認知症対策係 (3)
  - 高齢者地域支援課（17）
    - 介護予防推進係 (8)
    - 高齢者住宅担当〔主査〕 (2)
    - 高齢者クラブ担当〔主査〕 (2)
    - シルバーセンター係 (5)
  - 障害者福祉課（38）
    - 障害者施策推進担当課長
    - 障害者福祉係 (8)
    - 障害給付事務係 (4)
    - 障害者施策推進担当〔主査〕 (5)
    - 障害児者総合支援施設担当〔主査〕 (2)
    - 障害認定事務係 (7)
    - 障害者相談支援担当〔主査〕 (11)
    - 重症心身障害者通所事業担当〔主査〕 (1)
  - 生活福祉課（66）
    - 保護事務係 (11)
    - 相談係 (6)
      （暮らし・しごと応援センター所長を兼務）
    - 保護第一～第五係 (49)

2. 事務分掌

福祉計画課

（1）地域包括ケア推進係（℡5742-6914　FAX5742-6797）

①　部の予算、決算および会計の総括に関すること。

②　部の人事に関すること。

③　部の事務事業の進行管理に関すること。

④　部内他課との連絡調整に関すること。

⑤　地域包括ケアシステムの構築の推進に関すること。

⑥　地域福祉の計画に関すること。

⑦　社会福祉事業の企画調整および調査に関すること。

⑧　社会福祉団体に関すること。

⑨　戦傷病者、戦没者遺族等の援護および旧軍人、引揚者等に関すること。

⑩　日本赤十字社および社会福祉法人東京都共同募金会に関すること。

⑪　部内他課、係に属しないこと。

（2）介護・医療連携担当〔主査〕（℡5742-9125）

①　介護と在宅医療の連携の推進に関すること。

②　介護と在宅医療の連携に係る医療機関等との連絡調整に関すること。

（3）指導担当〔主査〕（℡5742-6917）

①　社会福祉法人の定款の認可、監督等に関すること。

（4）施設計画担当〔主査〕（℡5742-6738）

①　高齢者の福祉施設等の整備に関すること。

（5）民生委員担当〔主査〕（℡5742-6708）

①　民生委員および児童委員に関すること。

②　民生委員推薦会に関すること。

③　高齢者相談員に関すること。

高齢者福祉課

（1）支援調整係（℡5742-6728　FAX5742-6881）

①　高齢者福祉事業の企画調整および調査に関すること。

②　介護保険制度の運営に関すること。

③　介護保険事業の予算、決算および会計の総括に関すること。

④　介護保険事業等の計画に関すること。

⑤　介護保険制度推進委員会に関すること。

⑥　品川区社会福祉協議会その他の社会福祉法人との連絡調整に関すること。

⑦　品川介護福祉専門学校に関すること。

⑧　課内他係に属しないこと。

（2）介護保険料係（℡5742-6681）
①　介護保険料の賦課徴収に関すること。
②　介護保険の被保険者の資格に関すること。
（3）介護認定係（℡5742-6731）
①　介護認定に関すること。
②　介護認定審査会に関すること。
（4）介護給付係（℡5742-6927）
①　介護保険の給付管理に関すること。
②　介護サービス事業者の指導、監査等に関すること。
（5）高齢者支援第一係（℡5742-6729）
①　品川、大崎、八潮地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
②　地区在宅介護支援センターの統括に関すること。
③　地域包括支援センターに関すること。
（6）高齢者支援第二係（℡5742-6730）
①　大井、荏原地区における高齢者の支援（施設支援係に属するものを除く。）に関すること。
（7）施設支援係（℡5742-6737）
①　高齢者施設等に入所し、または入居する高齢者の支援に関すること。
②　特別養護老人ホームの入所に係る調整に関すること。
（8）認知症対策係（℡5742-6802）
①　認知症高齢者ケア事業に関すること。

高齢者地域支援課
（1）介護予防推進係（℡5742-6733　FAX5742-6882）
①　介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
②　高齢者のいきがい事業に関すること。
③　高齢者福祉団体に関すること。
④　課内他係に属しないこと。
（2）高齢者住宅担当〔主査〕（℡5742-6735）
①　高齢者住宅等に関すること。
（3）高齢者クラブ担当〔主査〕（℡5742-6734）
①　高齢者クラブの指導育成に関すること。
（4）シルバーセンター係（℡5742-6946）
①　シルバーセンターの運営に関すること。

障害者福祉課

(1) 障害者福祉係(℡5742-6707　FAX3775-2000)

① 障害者福祉事業の企画調整および調査に関すること。

② 障害者団体に関すること。

③ 心身障害者福祉会館その他の障害者施設に関すること。

④ 身体障害者相談員および知的障害者相談員に関すること。

⑤ 課内他係に属しないこと。

(2) 障害給付事務係(℡5742-7858)

① 障害者の手当および医療費の助成に関すること。

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に基づく給付等（保育支援課開設・計画担当（主査）および私立支援担当(主査)に属するものを除く)の管理に関すること。

③ 原子爆弾被爆者の援護に関すること。

(3) 障害者施策推進担当〔主査〕(℡5742-6762)

① 障害福祉制度の改革に関すること。

② 障害福祉サービス事業者の指導、監査等に関すること。

③ 障害者および障害児（以下「障害者等」という。）の施設の整備に関すること。

(4) 障害児者総合支援施設担当〔主査〕(℡5742-7132)

① 障害児者総合支援施設の管理運営に関すること。

(5) 障害認定事務係(℡5742-6710)

① 障害者等の自立支援給付の支給決定に関すること。

② 障害者等に対する地域生活支援事業に関すること。

③ 障害児の通所給付費等の支給決定に関すること。

④ 障害者介護給付費等支給審査会に関すること。

(6) 障害者相談支援担当〔主査〕(℡5742-6711・5742-6389)

① 障害者等の相談に関すること。

② 療育相談に関すること。

(7) 重症心身障害者通所事業担当〔主査〕(℡3799-5931)

① 重症心身障害者通所事業に関すること。

生活福祉課

（１）保護事務係（℡5742－6713　FAX5742-6798）

①　生活保護事業等に係る企画調整および調査

②　生活保護費等の支払

③　生活保護法に基づく医療券、介護券の作成および交付

④　法外援護の企画調整および実施

⑤　高額療養費等支払費用の貸付け

⑥　課内他係に属しないこと

（２）相談係（℡5742－6714）

①　生活保護法等に係る相談および支援

②　中国残留邦人等支援事業

③　生活困窮者自立支援事業

④　行旅死亡人等取扱事務

（３）保護第一係（℡5742－6715）

品川第一地区、品川第二地区、大井第一地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（４）保護第二係（℡5742－6716）

荏原第二地区、荏原第三地区、八潮地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（５）保護第三係（℡5742－6717）

大崎第一地区、大崎第二地区、大井第二地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（６）保護第四係（℡5742－6718）

荏原第三地区、荏原第四地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

（７）保護第五係（℡5742－6868）

荏原第一地区、荏原第五地区における

生活保護法に基づく個別的援護事務および法外援護の調査

高齢者の福祉

Ⅰ 介護保険

1. 施策の考え方と課題

(1)高齢者の人口 …17
(2)施策の考え方 …17
(3)介護保険料賦課徴収事務 …25

2. 生活支援体制整備事業 …26

3. 要介護高齢者等のための事業

(1)在宅介護支援センター …27
(2)家庭を訪問してのサービス …31
(3)施設を利用してのサービス …34
(4)地域密着型サービス …38
(5)市町村特別給付事業 …43
(6)福祉用具や住宅改修など …45
(7)在宅療養推進事業 …48
(8)施設サービス …51

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業 …54
(2)一般介護予防事業 …58

5. 介護事業を支える事業

(1)要介護認定 …69
(2)介護保険制度推進委員会 …71
(3)ケアマネジメント支援事業 …73
(4)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業 …75
(5)品川福祉カレッジ …76
(6)社会福祉士養成コース受講助成 …77
(7)品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業 …78
(8)ファミーユ西品川活用による外国人等介護職員用住居確保支援事業 …79
(9)介護職員の雇用促進助成事業 …80
(10)福祉人材確保・定着事業 …82
(11)要介護度改善ケア奨励事業 …84
(12)入院中の紙おむつ代助成事業 …85

6. 在宅介護者研修事業

(1)在宅介護者研修事業 …86
(2)家族介護者教室 …86

Ⅱ 地域福祉の推進

1. 地域における福祉

(1)地域福祉計画の推進 …87
(2)重層的支援体制整備の検討 …87
(3)ユニバーサルデザイン普及啓発事業 …88

2. ひとり暮らし高齢者等のための事業

(1)高齢者の見守り …89
(2)安否確認 …97
(3)民生委員 …101
(4)高齢者相談等事業 …102
(5)生活の支援 …103
(6)養護老人ホーム入所措置 …105
(7)その他の福祉制度 …107
(8)特別定額給付金 …108

Ⅲいきがいづくりと社会参加

1. 高齢者の社会参加支援 …109

2. 高齢者の健康づくり・いきがいづくり

(1)いきいきカラオケ広場 …110
(2)いきいき健康マージャン広場 …110
(3)シルバーダンスパーティ …110
(4)高齢者作品展 …111
(5)高齢者グラウンドゴルフ大会 …111
(6)高齢者輪投げ大会 …112
(7)高齢者福祉団体登録 …112

3. シルバー成年式 …113

4. ふれあい給食の実施 …113

5. 高齢者外出習慣化事業 …114

6. シルバーパス交付事務（都事業） …114

7. 高齢者クラブ等支援事業

(1)高齢者クラブ運営助成 …115
(2)花づくり助成事業 …116

8. シルバーセンターの運営 …116

9. 西大井いきいきセンターの運営 …116

10. 高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）の運営 …117

11. 大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）の運営 …118

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1. 高齢者住宅対策

(1)高齢者住宅運営 …122
(2)高齢者住宅対策事業 …123
(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成 …124
(4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成 …125
(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成 …125

2. 施設等基盤整備 …129

3. 社会福祉法人認可・指導監査 …130

在宅サービス提供にかかる利用料金 …131

Ⅰ介護保険

1. 施策の考え方と課題

(1)高齢者の人口

品川区在住の 65 歳以上の高齢者は、令和 3 年 4 月 1 日現在 82,000 人を超え、総人口（406,083）の 20.21%に達している。今後も上昇が見込まれるが、平成 30 年には 75 歳以上の人口が 65～74 歳の人口を上回った。今後、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者は総人口の 22.5%を超えると推計される。

令和 3 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳）

年齢階層	総数（人）	人口比（%）	男（人）	男女比（%）	女（人）	男女比（%）
総人口	406,083	(100.0)	198,924	(48.99)	207,159	(51.01)
65 歳以上	82,057	(20.21)	34,993	(42.64)	47,064	(57.36)
70 歳以上	64,494	(15.88)	26,511	(41.11)	37,983	(58.89)
75 歳以上	42,460	(10.46)	16,058	(37.82)	26,402	(62.18)

(2)施策の考え方

①品川区の高齢者を支えるしくみ

区では、超高齢社会の到来に備え、増加する要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護サービス・短期入所・通所介護や食事サービスなどの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホーム、高齢者住宅等の施設建設に早期に着手し都市型施設の整備に努めてきた。

このような中、区は次の図のとおり高齢者像を 3 つの類型に分け、高齢者の心身状況に合わせたサービスの提供体制を整備するとともに、地域の相互支援活動や社会福祉参加のしくみづくりにも力を入れ構築・運用してきた。

介護保険制度導入以降では、介護保険事業計画において、区民の在宅介護の意向を踏まえ、高齢者介護のあり方・目標を「高齢者と家族が、介護保険サービスを含む公的サービスと住民の共助活動、民間サービスを活用しながら、心身の機能が低下しても住み慣れた『我が家』での生活を送ることができる。そのなかで、在宅生活を可能な限り追求し、その継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立つ」を掲げ、さまざまな先駆的取り組みを行なっている。

また、住み慣れた地域で生活を送るには、地域での支え合いが重要であり、日常の生活を支えるしくみづくりにも取り組んでいる。

第１号被保険者数：83,130 人（2020（令和 2）年 10 月 1 日）

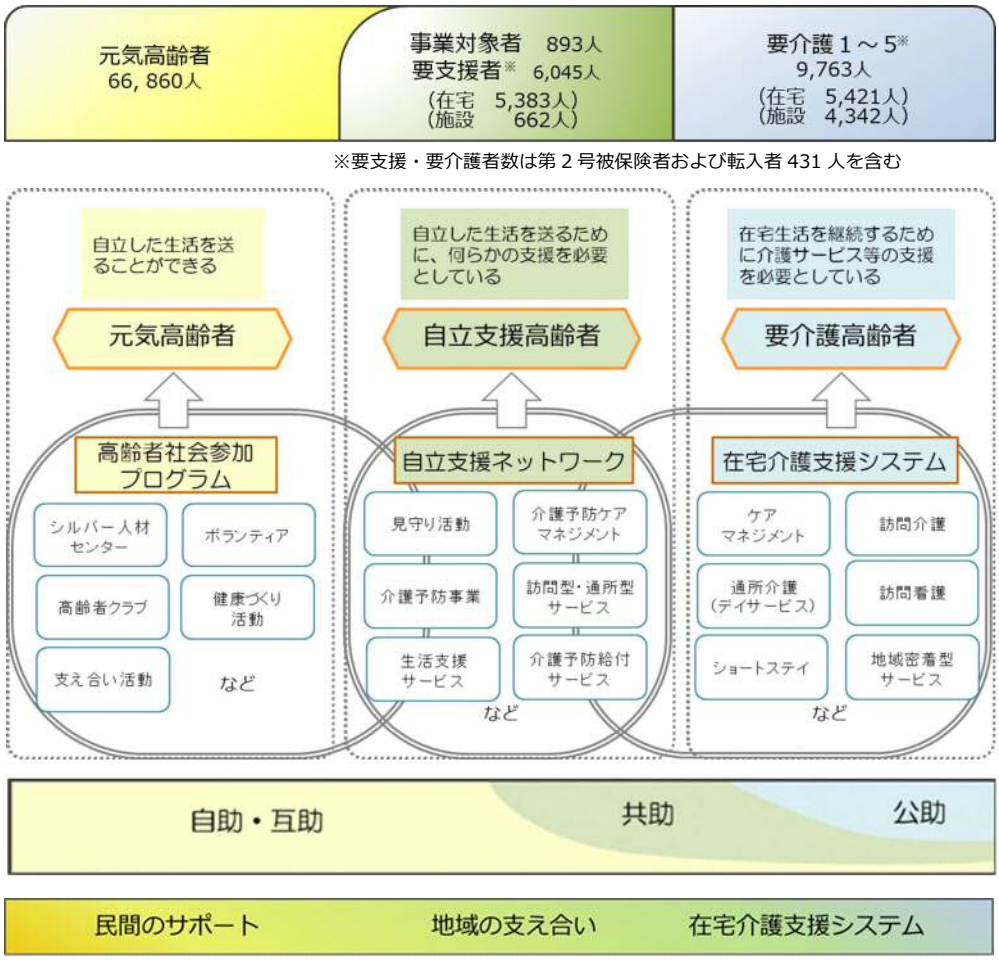

（注）自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入
互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労
共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス
公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止

令和 3 年度から令和 5 年度までの第八期介護保険事業計画期間では、介護保険制度をさらに持続可能なものとしていくため、

第八期品川区介護保険事業計画における課題
○ 『地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現』

を重点課題として掲げ、『地域で支えるしくみ＝地域包括ケアシステム』の充実により、区民や地域の多様な主体が「自分のこと」として当事者意識を持って参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って、ともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す。

そこで、この重点課題へ的確に対応するため第八期においては重点課題「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」を図るため、以下の８つのプロジェクトを推進する。

プロジェクト１．地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

地域の相談窓口である在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションを中心に、地域との協働による支え合いのネットワークを強化するとともに、既存の制度では対応できない課題の解決に向けた体制の検討を進め、共生社会の実現を目指します。

プロジェクト２．健康づくりと介護予防サービスの充実

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせるよう自立支援の取り組みを支援します。

プロジェクト３．介護保険サービス・その他のサービスの充実

認知症や障害、病気等により要介護度が中重度になっても、本人および家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

プロジェクト４．認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進

今後も認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症に対する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人および家族の意思を大事にしながら認知症本人からの情報発信の支援も行うことにより、安心して生活できる地域づくりを目指します。

プロジェクト５．医療と介護の連携の推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人および家族の意思を尊重しながら、医療職・介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

プロジェクト６．入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた家・地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス基盤や、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとしての多様な入所・入居系施設の整備を、今後のニーズを踏まえながら検討していきます。また、施設の自主的なサービスの質の向上への取り組みを支援します。

プロジェクト７．多様な介護・福祉職員の確保・育成と業務の効率化

介護サービス等を安定的に供給するため、多様な介護・福祉職員の確保・育成の方策を検討・実施するとともに、施設・事業所における業務の効率化への取り組みを支援します。

プロジェクト８．感染症や災害時対応の体制整備

予測できない感染症や災害等の発生時に適切に対応するため、発生時における具体的な対応策の検討を進めるほか、感染症対策への備えや災害備蓄品の確保などを進めていきます。

②在宅介護支援システムの強化と地域包括支援センター機能の充実

高齢者のサービス提供体制については、高齢者等が日常的な地域生活を送るエリアとして地域センターと同一の 13 地区を「日常生活圏域」として位置付け、この 13 地区を基本に区内 20 ヵ所の在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システムを構築し運用している。このシステムでは、要介護高齢者をはじめとした高齢者の福祉・介護サービス等に関する相談とサービス提供の総合的な調整のしくみとし、在宅介護支援センターにヘルパーステーションを併設するとともに、在宅介護支援センター等を中心としてデイサービス、ショートステイなどの介護サービス提供施設を有効に配置し、医師会立等の訪問看護ステーションとの連携により、一貫性のある総合的なサービスが提供できる体制としている。

平成 12 年 4 月からの介護保険制度に対応し、この在宅介護支援システムにより、介護保険制度における申請、相談、アセスメント（課題分析）、ケアプラン作成、サービス提供の一連のプロセスを適切に行うことのできるしくみとしている。

平成 18 年度からの介護予防マネジメントの導入においては、高齢者福祉課を「地域包括支援センター」に位置付けるとともに、各地区在宅介護支援センターに予防担当ケアマネジャーを配置し、地域包括支援センター機能を分担させることによりきめ細やかな対応が可能なしくみとしている。

また、平成 26 年の介護保険制度改正により平成 27 年度から要支援者の介護予防訪問介護および介護予防通所介護事業が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業として区の事業（区総合事業という。）に位置付けられ、これに対し区では全国に先駆け平成 27 年 4 月から事業移行した。

さらに、平成 29 年度には、区と在宅介護支援センターを結ぶ情報処理システムを更新し、品川区高齢者総合支援システムとして多職種連携システムと併せ一体的な開発を行い、平成 30 年度（一部 30 年 1 月）から運用を開始した。これにより情報の一元管理による情報連携・情報共有基盤を整備し、効率的効果的な高齢者支援体制の強化を図っている。

今後さらに増加が見込まれる支援が必要な高齢者に対し、介護予防、区総合事業および介護・福祉サービス等の適切な利用を推進するため、引き続き予防から介護に至る継続的で一貫性のあるマネジメントを通じ、介護予防の推進と在宅介護支援の一層の強化・充実を図っていく。

③適切な介護予防マネジメントと介護予防事業の充実

「できないことの補填」から「もっとできるようになるための支援」へ転換を図るため、個人の生活・人生を尊重し、意欲を引き出しながら、生活機能の維持および向上を積極的に図り、できるかぎり自立した生活を送れるよう支援していく。

これまでも、自立支援高齢者を中心として介護予防事業を展開し、介護予防の重要性を認識し、「地域リハビリテーションシステムの再構築」や市町村特別給付「身近でリ

ハビリ」「水中運動」を創設、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を先駆的に実施してきた。

平成 18 年度の介護保険制度の見直しでは、先駆的な事業で培った手法を活用しデイサービスセンター等において効果的な介護予防事業の実施と予防給付サービスの充実を図り現在に至っている。

さらに平成 26 年の介護保険制度改正による区総合事業の適切な実施による訪問・通所事業を通じ、一層介護予防を重視した要支援者等軽度の高齢者への支援の充実を図る。また、これまでの多様な介護予防サービスを実施しつつ、提供体制等を整理し予防重視型の介護予防システムの効果的な運用をめざし、介護予防事業・予防給付サービスを円滑に実施・提供できるしくみの充実に努めていく。

④地域との協働による多様なネットワークの拡充

総合的な介護予防重視型のシステムを構築するためには、介護サービスや介護予防事業のみでは限界があり、地域での支え合いによる自立支援ネットワークの充実が不可欠である。

また、各地域独自の相互支援活動である「支え愛活動」や社会福祉協議会が行っている家事援助サービスなどの「さわやかサービス」などがある。これら地域における相互支援活動は、要介護認定では「非該当」となる自立支援高齢者のためのサービス提供であるとともに、要介護高齢者にとってもふれあいとあたたかみのあるサービスとして重要な意義を持つものであり、活動の一層の支援が重要である。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対する安否確認事業、町会・自治会および事業者による地域での見守り活動などの充実とともに、認知症高齢者サポーター養成や虐待防止ネットワーク、孤立死防止ネットワークの構築など、地域住民や関連するさまざまな機関と連携協力した協働のしくみづくりに積極的に取り組んでいく。

⑤高齢者社会参加プログラムの推進

高齢者がいつまでも元気で心豊かに生活できるよう、就業ニーズへの対応やヤングシニア・高齢者クラブ等のボランティア活動、健康づくり、学習・スポーツ、若い世代との交流などの高齢者社会参加プログラムを積極的に推進していくことが大切である。

そこで、高齢者等が介護･福祉サービス（事業）のボランティアとして参加した場合にポイントを付与し換金等ができる地域貢献ポイント制度の活用により社会参加を促進するとともに、社会福祉協議会やシルバー人材センター等との調整により、高齢者が参加と活動を通して介護予防に資するよう担い手として区総合事業等への参加ができるよう介護予防事業を含めた事業の見直し、拡充を図っていく。

⑥多様な介護施設の整備と既存施設の活用

区内には現在、特別養護老人ホーム 12 か所、老人保健施設 2 か所が整備されている。今後も後期高齢者人口の増加に伴い、在宅介護のセーフティネットとしての特別養護老人ホーム等の整備検討を計画的に進める。

また、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するための地域密着型施設などの基盤について、需要や地域バランスを考慮し、計画的に整備を進めていく。さらに、シルバーセンター等既存の区有施設・区有地を有効に活用し多様なニーズにきめ細かく対応した介護予防拠点としての整備を行っていく。

⑦介護保険制度の運営

介護保険制度創設以降、健全な保険財政の下、適正な安定した制度運営を行ってきた。しかし、増々高齢者人口が増加し、要介護認定者数の増加や事業費・介護保険料の上昇が推計される中で、さらに透明性を確保した公正かつ円滑な制度運営を行っていく必要がある。

また、令和 3 年 4 月には第八期介護保険事業計画において、令和 3～令和 5 年度の計画期間内に取り組むべき課題設定および課題解決に向けた 8 つの推進プロジェクトを策定した（19 ページ参照）。適切な要介護認定や要支援者等軽度の高齢者への区総合事業の実施、介護予防事業の充実等により事業費・介護保険料の急増抑止を図るとともに、認知症高齢者施策の強化など一層の在宅生活継続の支援強化を図っていく。

そのため、品川区介護保険制度推進委員会において、制度の運営状況や諸事業の実施状況を検証し、事業計画との整合性を審議し、より一層充実した介護保険制度の運営を行っていく。

介護保険財政基盤を支える仕組み

介護保険制度を運営する財源は、3 年を 1 期とする介護保険事業計画期間（第 8 期は令和 3 年度から令和 5 年度）内における保険給付に要する費用（国が定める介護報酬の額から自己負担分を除く保険給付費）および地域支援事業に係る費用の見込み額の概ね 1/2 を区、国、東京都の負担する公費、残り 1/2 を 40 歳以上の区民（被保険者（65 歳以上を第 1 号被保険者、40～64 歳までを第 2 号被保険者という））から徴収する介護保険料を財源として構成する（サービスの種類や市町村特別給付、地域支援事業により財源構成（負担割合）は異なる）。

なお、介護サービスを利用した場合には、介護報酬の 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割または 3 割（平成 30 年 8 月～））を利用者負担として直接サービス提供事業者へ支払うしくみとなっている。

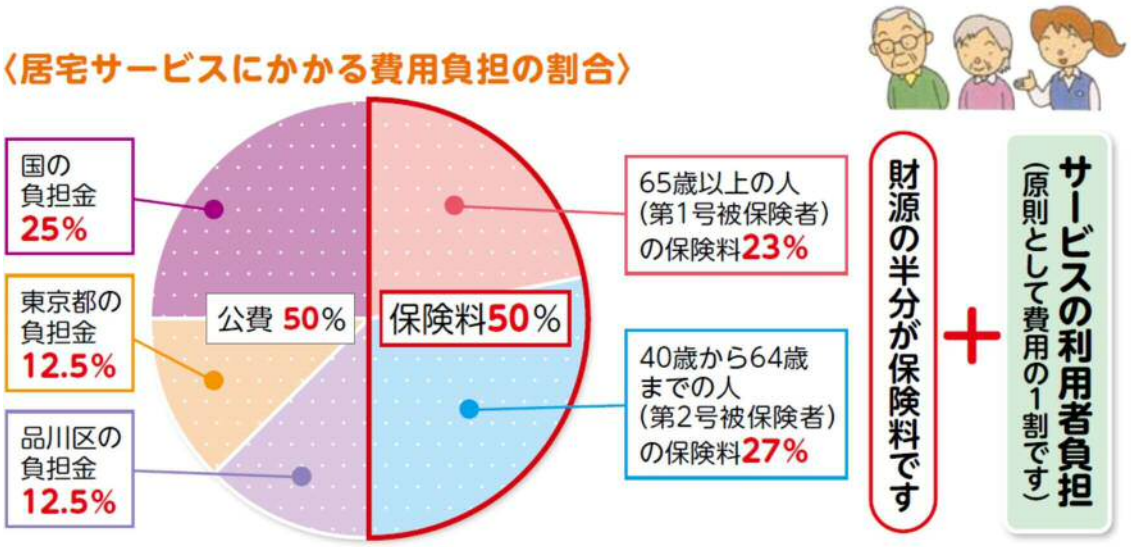

※国の負担金のうち、約5%（調整交付金）は、その自治体の後期高齢者数および第1号被保険者の所得分布により、保険者ごとに決定され、過不足分は第1号被保険者の保険料と調整されます。
※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国（20%）、東京都（17.5%）の割合です。

介護保険給付件数の推移

（単位：件）

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
保険給付費					
在宅サービス					
	訪問介護	介護	33,879	33,123	32,128
		予防	1	0	0
	訪問入浴介護	介護	2,781	2,705	2,640
		予防	18	14	17
	訪問看護	介護	20,280	20,589	20,853
		予防	6,238	7,174	8,142
	訪問リハビリテーション	介護	1,567	2,068	2,220
		予防	363	535	803
	通所介護	介護	30,653	29,971	26,654
		予防	-2	1	0
	通所リハビリテーション	介護	3,673	3,695	3,377
		予防	1,074	1,344	1,272
	福祉用具貸与	介護	45,535	44,676	44,615
		予防	19,090	21,049	22,601
	短期入所生活介護	介護	7,078	6,797	5,728
		予防	331	406	264
	短期入所生活介護	介護	607	558	558
	（介護老人保健施設）	予防	3	8	19
	短期入所療養介護	介護	0	2	1
	（介護医療院）	予防	0	6	0
	居宅療養管理指導	介護	70,895	76,338	81,621
		予防	9,341	11,165	13,276
	特定施設入所者生活介護	介護	16,997	17,512	17,942
		予防	3,023	3,610	3,866
	短期利用特定施設入所者生活介護	介護	29	3	2
	居宅介護支援(ケアプラン)	介護	63,493	62,139	60,457
		予防	23,255	25,834	27,525
	福祉用具購入	介護	860	810	790
		予防	335	337	368
	住宅改修	介護	590	504	458
		予防	367	318	323
地域密着型サービス					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	319	270	298
	認知症対応型共同生活介護	介護	2,882	2,918	3,031
		予防	0	1	4
	地域密着型特定施設入所者生活介護	介護	543	506	550
	夜間対応型訪問介護	介護	1,069	689	1,218
	地域密着型通所介護	介護	10,305	10,317	8,938
	認知症対応型通所介護	介護	3,258	2,916	2,551
		予防	21	24	11
	小規模多機能型居宅介護	介護	2,242	2,391	2,316
		予防	80	58	121
	看護小規模多機能型居宅介護	介護	368	328	360
	介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	349	346	351
施設サービス					
	介護老人福祉施設サービス		13,530	14,069	12,788
	介護老人保健施設サービス		7,145	6,807	6,002
	介護療養型医療施設サービス		1,810	1,544	426
	介護医療院サービス		48	143	1,206
特定入所者介護サービス					
	特定入所者介護サービス	介護	15,047	14,620	13,669
		予防	95	112	99
その他					
	高額介護サービス費		48,907	51,580	52,709
	高額医療合算介護サービス費		1,361	2,737	2,882
	審査支払手数料		403,147	413,383	418,680

(3)介護保険料賦課徴収事務

①第１号被保険者数　（令和３年３月 31 日現在）

65 歳以上	81,095
外　国　人	795
住所地特例※	1,174
合　　計	83,064

※「住所地特例」とは、介護保険三施設、養護老人ホーム、特定施設に入所することにより、当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者について、当該施設に住所を移転する前の住所地区市町村を保険者とする特例措置である。（介護保険法 13 条）

②第１号被保険者　月額保険料と段階別人数　（令和３年３月 31 日現在）

区　分	対象者	保険料（月額） 保険料率	保険料 (年額)	人　数	構成比
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税 中国残留邦人等生活支援給付を受けている人	1,400 円 基準額×0.25	16,800	3,381	4.07%
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円以下の人	1,400 円 基準額×0.25	16,800	11,025	13.27%
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円超 120 万円以下の人	1,680 円 基準額×0.30	20,160	5,969	7.19%
第4段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 120 万円を超える人	3,640 円 基準額×0.65	43,680	6,399	7.70%
第5段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円以下の人	4,760 円 基準額×0.85	57,120	8,107	9.76%
第6段階	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が 80 万円を超える人	5,600 円 **(基準額)**	67,200	7,821	9.42%
第7段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	5,880 円 基準額×1.05	70,560	10,929	13.16%
第8段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	6,720 円 基準額×1.20	80,640	10,909	13.13%
第9段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	7,840 円 基準額×1.40	94,080	7,034	8.47%
第10段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の人	9,240 円 基準額×1.65	110,880	5,694	6.85%
第11段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の人	10,920 円 基準額×1.95	131,040	2,508	3.02%
第12段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,200 万円未満の人	12,040 円 基準額×2.15	144,480	1,234	1.49%
第13段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の人	13,160 円 基準額×2.35	157,920	947	1.14%
第14段階	本人が区民税課税で前年の合計所得金額が 2,000 万円以上の人	15,680 円 基準額×2.80	188,160	1,107	1.33%
合　　計				83,064	

③第１号被保険者保険料の収納状況　　（単位：千円）

年度	調　定　額	収　納　額	収　納　率
令和２年度	5,416,367	5,305,063	97.95%
令和元年度	5,525,471	5,431,913	98.31%
平成 30 年度	5,630,462	5,532,536	98.26%

※ 収納額は還付未済額を控除済み

※ 令和２年度は、令和３年３月末現在の数値

2. 生活支援体制整備事業

【目　的】　高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の活動を一体的に推進する。

【事業内容】　◆生活支援コーディネーターの配置

地域センターの所管区域を単位として、支え愛・ほっとステーションに配置されたコーディネーターを生活支援コーディネーターとして位置付け、地域の支援ニーズとサービス提供主体等の活動を適切につなぐ業務を行う。

また、生活支援コーディネーターを統括し、区内全域を対象として生活支援体制を推進する統括生活支援コーディネーターを 1 名、各地区の地域づくりを支援する地域づくり担当調整コーディネーター2 名を支え愛・ほっとステーション本部に配置する。

◆協議体の設置

生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体等が集まり、定期的に情報の共有や連携強化を図ることを目的とした会議体を設置する。互助を中心とした地域づくりを住民主体で進め、地域のつながりや助け合いのしくみづくりについて検討・課題解決し、地域の活動の充実を図る。

区内全域を総合的な視点から捉えた第 1 層協議体を支え愛活動推進委員会に、地域の実情に合わせた第 2 層協議体を各地区支え愛活動会議に位置付ける。

【予算額】　16,350 千円

（令和 3 年度は地域づくり担当調整コーディネーター2 名を配置）

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	5,420,000 円	5,436,240 円	5,449,882 円
①支え愛活動推進委員会（第 1 層協議体）の開催			
開催日	平成 31 年 1 月 16 日	令和 2 年 1 月 23 日	令和 2 年 12 月 21 日（書面開催）
委員数	31 人	29 人	29 人
②各地区支え愛活動会議（第 2 層協議体）の開催			
開催回数	13 地区延べ　35 回	13 地区延べ　29 回	12 地区延べ　22 回（書面開催含む）

3. 要介護高齢者等のための事業

(1)在宅介護支援センター(地域包括支援センター)

【目　的】

高齢者とその家族が、区の窓口に行かなくても身近なところで気軽に専門職員に相談できることを可能とし、介護保険サービスをはじめ、必要な保健・医療、福祉サービスの調整等を受けることにより、高齢者本人の在宅生活の自立支援を図る。

【対　象】

介護保険の要介護認定者等もしくは基本チェックリストの実施により介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方(未認定(判定)申請者を含む)で、日常生活を営むのに支障のある高齢者または心身障害のある方およびその家族等。

【内　容】

①相談と必要なサービスの調整

専門職員が家庭訪問等により、介護保険に関することなど介護にかかわる様々な相談に応じるとともに、一人ひとりの高齢者が適切なサービスを利用できるよう調整する。

②手続の代行

各種の保健・医療・福祉サービスの申請について、本人や家族に代わって、区への申請書の提出を代行する等の便宜を図る。

③福祉機器の紹介や住宅改修相談

福祉機器の展示･紹介･選定･具体的使用方法および住宅の改修に関して、相談・助言を行う。

④要介護認定調査

介護保険サービスの利用に必要な要介護度等の判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本調査（74 項目）を行う。

⑤基本チェックリストの実施

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の利用判定のために、高齢者の心身状態を把握する基本チェックリスト（25 項目）の実施により行う。

⑥居宅サービス計画(ケアプラン)等の作成

介護保険および総合事業による介護サービスの利用ができるように、居宅介護サービス計画(ケアプラン)、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成する。

※訪問介護事業所(ヘルパーステーション)の併設(一部)

在宅介護支援センターに訪問介護事業所を併設し、双方が連携することにより、利用者に対し質の高いサービスを安定的に提供する。

【所在地】231 ページ参照

【予算額】 226,490 千円（令和3年度）

※地域包括支援センターとして、予防ケアプランを作成した報酬分についての予算額である。なお、相談支援のための運営経費として、別途356,810千円を予算措置している。

【決算額】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	201,694,090円	210,772,991円	211,553,641円

【実 績】 （単位：件）

年度 / 区分	平成30年度							
	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,447	1,624	1,034	1,843	3,918	5,589	3,537	3,729
介護保険サービス利用手続き	719	639	592	738	986	880	780	1,031
訪問サービス	117	69	35	206	674	1,465	649	329
通所サービス	113	63	26	110	405	821	679	295
短期入所	18	12	11	29	119	134	118	93
福祉用具	66	50	26	112	210	283	343	159
住宅改修	24	25	4	58	41	81	29	55
総合事業サービス	0	1	0	1	7	4	180	16
区独自サービス	32	29	36	15	54	37	75	65
施設サービス	37	73	31	41	145	140	67	145
医療	100	317	170	349	986	1,412	474	1,101
認知症	31	58	39	52	47	36	45	199
成年後見	7	13	15	4	8	2	3	27
虐待	2	5	0	15	14	1	1	15
安否確認	31	37	24	18	23	28	30	24
苦情	0	5	4	7	10	6	9	20
その他	150	228	21	88	189	259	55	155
ケアプラン（介護）	1,548	1,923	1,335	1,651	3,020	2,485	1,810	1,580
ケアプラン(予防)	733	1,089	793	1,054	1,221	1,313	654	1,092
ケアプラン(総合事業)	1,202	1,102	575	1,234	931	1,362	624	888

年度 / 区分	平成30年度							
	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	4,100	3,410	1,392	3,115	1,578	2,959	2,414	2,509
介護保険サービス利用手続き	605	465	455	722	647	621	748	786
訪問サービス	809	697	116	512	127	396	188	262
通所サービス	547	551	93	346	137	344	156	205
短期入所	197	114	39	162	25	87	43	40
福祉用具	281	204	76	157	119	185	121	121
住宅改修	49	44	61	54	49	44	45	70
総合事業サービス	12	2	10	5	0	0	3	4
区独自サービス	33	28	6	30	14	42	21	8
施設サービス	234	96	62	195	55	112	174	119
医療	981	996	206	602	237	863	625	695
認知症	75	58	134	51	28	61	89	48
成年後見	20	31	6	13	4	8	28	15
虐待	2	0	20	3	4	7	18	2
安否確認	57	34	17	16	69	77	28	43
苦情	2	4	6	2	1	2	9	15
その他	196	86	85	245	62	110	118	76
ケアプラン（介護）	1,879	1,106	1,474	1,265	1,297	1,446	1,897	2,380
ケアプラン(予防)	1,165	476	685	1,039	1,214	896	1,568	1,250
ケアプラン(総合事業)	969	624	731	1,329	981	618	1,360	1,540

年度 / 区分	平成30年度						
	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター計	高齢者福祉課計	総計
相談件数合計	7,126	1,157	5,533	4,877	62,891	15,569	78,460
介護保険サービス利用手続き	1,123	358	933	1,114	14,942	8,431	23,373
訪問サービス	1,245	64	1,033	683	9,676	160	9,836
通所サービス	1,179	124	673	571	7,438	96	7,534
短期入所	255	29	259	144	1,928	65	1,993
福祉用具	419	38	223	295	3,488	1,242	4,730
住宅改修	67	25	63	101	989	8	997
総合事業サービス	0	2	4	8	259	7	266
区独自サービス	42	12	43	65	687	301	988
施設サービス	344	69	149	234	2,522	1,526	4,048
医療	1,906	362	1,863	1,225	15,470	1,137	16,607
認知症	113	35	97	107	1,403	452	1,855
成年後見	29	0	11	16	260	468	728
虐待	39	7	9	24	188	371	559
安否確認	104	4	59	73	796	176	972
苦情	48	2	2	4	158	72	230
その他	213	26	112	213	2,687	1,057	3,744
ケアプラン（介護）	2,229	1,607	1,816	2,476	36,224	0	36,224
ケアプラン（予防）	1,236	661	1,292	1,267	20,698	162	20,860
ケアプラン（総合事業）	1,347	819	1,032	1,078	20,346	59	20,405

【実 績】 （単位：件）

年度	令和元年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,405	1,303	879	1,992	2,456	2,709	2,846	1,902
介護保険サービス利用手続き	803	671	512	799	876	788	619	818
訪問サービス	98	37	17	198	313	435	439	77
通所サービス	77	50	28	90	169	273	625	96
短期入所	12	7	4	32	57	60	88	13
福祉用具	61	48	15	101	69	143	267	64
住宅改修	33	21	13	44	32	27	19	29
総合事業サービス	3	2	0	4	0	12	130	10
区独自サービス	32	12	20	12	34	22	31	56
施設サービス	19	55	72	61	107	72	39	61
医療	168	256	115	475	603	716	446	407
認知症	18	36	27	37	39	45	43	95
成年後見	2	7	8	8	7	7	7	9
虐待	2	4	7	7	13	1	1	33
安否確認	18	36	18	11	28	18	25	42
苦情	6	0	2	15	9	2	1	5
その他	53	61	21	98	100	88	66	87
ケアプラン（介護）	1,400	1,863	824	1,466	3,108	2,233	1,709	1,472
ケアプラン(予防)	755	1,062	1,068	1,200	1,391	1,573	833	1,154
ケアプラン(総合事業)	1,165	1,030	646	1,152	913	1,296	696	902

年度	令和元年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	2,106	1,704	1,782	2,455	1,326	1,462	1,853	2,850
介護保険サービス利用手続き	601	589	480	686	570	389	627	1,086
訪問サービス	300	215	183	345	89	130	116	292
通所サービス	221	161	166	213	83	112	137	242
短期入所	74	60	68	81	35	24	28	53
福祉用具	106	76	101	120	76	56	87	174
住宅改修	33	25	26	35	43	21	9	55
総合事業サービス	14	2	6	4	6	3	0	39
区独自サービス	27	15	5	28	22	15	8	19
施設サービス	80	71	113	117	64	63	124	54
医療	474	407	422	619	236	487	504	658
認知症	42	25	81	27	37	41	95	27
成年後見	13	20	3	10	19	9	22	13
虐待	5	1	4	7	6	4	14	8
安否確認	37	16	32	14	13	41	21	36
苦情	0	8	14	3	1	7	26	16
その他	79	13	78	146	26	60	35	78
ケアプラン（介護）	1,882	967	1,482	1,378	1,073	1,427	1,781	1,909
ケアプラン(予防)	1,237	457	746	1,062	1,395	1,003	1,741	1,346
ケアプラン(総合事業)	875	559	682	1,272	996	618	1,326	1,527

年度	令和元年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター計	高齢者福祉課計	総計
相談件数合計	2,614	808	3,434	2,899	40,785	17,386	58,171
介護保険サービス利用手続き	1,046	327	857	891	14,035	9,191	23,226
訪問サービス	283	37	497	256	4,357	146	4,503
通所サービス	255	51	302	309	3,660	104	3,764
短期入所	32	13	101	58	900	91	991
福祉用具	124	31	161	146	2,026	1,240	3,266
住宅改修	45	16	41	62	629	44	673
総合事業サービス	4	1	9	10	259	2	261
区独自サービス	34	5	44	27	468	285	753
施設サービス	120	39	101	131	1,563	1,466	3,029
医療	448	208	1,075	785	9,509	1,479	10,988
認知症	30	41	54	39	879	575	1,454
成年後見	10	2	24	11	211	696	907
虐待	3	1	36	14	171	655	826
安否確認	66	12	60	42	586	207	793
苦情	39	0	3	16	173	73	246
その他	75	24	69	102	1,359	1,132	2,491
ケアプラン（介護）	2,001	1,599	1,638	1,637	32,849	0	32,849
ケアプラン（予防）	1,324	754	1,459	1,343	22,903	138	23,041
ケアプラン（総合事業）	1,263	840	1,103	1,036	19,897	37	19,934

【実 績】 （単位：件）

年度	令和2年度							
区分	台場	東品川	東品川第二	上大崎	西五反田	大崎	八潮	南大井
相談件数合計	1,252	1,186	584	1,684	1,097	1,191	887	1,337
介護保険サービス利用手続き	769	522	359	581	693	616	470	575
訪問サービス	33	42	3	144	55	71	55	70
通所サービス	33	43	13	62	26	67	31	71
短期入所	0	2	3	16	2	11	11	11
福祉用具	30	31	12	66	31	80	56	89
住宅改修	22	15	2	39	10	50	11	25
総合事業サービス	4	3	0	0	3	3	5	5
区独自サービス	5	17	11	17	9	7	16	47
施設サービス	44	46	29	79	29	31	24	42
医療	147	303	87	499	175	190	114	231
認知症	40	53	17	44	23	14	29	57
成年後見	3	12	7	7	7	8	6	1
虐待	1	2	3	7	2	1	4	35
安否確認	19	15	18	13	8	6	24	23
苦情	5	3	0	4	5	0	9	3
その他	97	77	20	106	19	36	22	52
ケアプラン（介護）	1,390	1,881	588	1,553	2,910	2,071	1,663	1,480
ケアプラン(予防)	877	1,131	1,165	1,205	1,445	1,652	964	1,312
ケアプラン(総合事業)	1,065	910	620	1,017	941	1,110	772	955

年度	令和2年度							
区分	南大井第二	大井	大井第二	西大井	荏原	小山台	小山	成幸
相談件数合計	1,104	900	1,579	1,137	924	921	1,696	1,665
介護保険サービス利用手続き	473	359	484	530	502	382	544	850
訪問サービス	84	86	226	68	29	46	62	65
通所サービス	51	53	141	59	48	39	75	93
短期入所	2	14	24	7	4	1	9	3
福祉用具	68	47	95	50	55	46	88	95
住宅改修	25	22	26	29	17	28	45	20
総合事業サービス	3	2	0	0	1	0	3	56
区独自サービス	10	22	8	12	8	15	18	8
施設サービス	43	43	45	58	44	42	105	32
医療	186	174	348	152	137	260	510	310
認知症	63	14	27	20	14	12	72	49
成年後見	6	3	4	0	3	4	22	12
虐待	12	29	4	23	13	1	17	2
安否確認	12	7	15	19	8	24	32	29
苦情	0	11	15	1	0	2	8	9
その他	66	14	117	109	41	19	86	32
ケアプラン（介護）	1,570	1,223	1,452	1,592	1,304	1,255	1,795	1,697
ケアプラン(予防)	1,308	543	784	1,292	1,464	953	1,713	1,475
ケアプラン(総合事業)	725	566	581	1,169	872	559	1,117	1,386

年度	令和2年度						
区分	中延	大原	戸越台	杜松	支援センター計	高齢者福祉課計	総計
相談件数合計	1,550	423	1,364	1,751	24,232	17,193	41,425
介護保険サービス利用手続き	899	216	518	728	11,070	9,014	20,084
訪問サービス	44	12	73	106	1,374	192	1,566
通所サービス	85	10	102	143	1,245	82	1,327
短期入所	3	7	26	12	168	100	268
福祉用具	77	10	73	86	1,185	1,223	2,408
住宅改修	66	5	26	47	530	44	574
総合事業サービス	3	1	0	0	92	2	94
区独自サービス	18	2	21	34	305	288	593
施設サービス	51	34	50	47	918	1,379	2,297
医療	190	85	367	382	4,847	1,443	6,290
認知症	60	13	23	30	674	569	1,243
成年後見	0	0	5	0	110	805	915
虐待	1	4	15	4	180	587	767
安否確認	15	7	36	34	364	224	588
苦情	3	0	7	2	87	39	126
その他	35	17	22	96	1,083	1,202	2,285
ケアプラン（介護）	1,843	1,388	1,358	1,331	31,344	0	31,344
ケアプラン（予防）	1,380	838	1,496	1,456	24,453	160	24,613
ケアプラン（総合事業）	1,132	817	988	965	18,267	37	18,304

(2)家庭を訪問してのサービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【目　的】　身体的または精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある要介護者等の家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、要介護者等が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるよう支援する。

【対　象】　身体上または精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある要介護者等（65 歳未満であって初老期認知症等に該当する方を含む）のいる家庭で、本人またはその家族が介護サービス等を必要とする方。

【内　容】　・訪問介護（要介護 1～5 の方）
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できる。

・予防訪問事業（要支援 1・2 の方）
ホームヘルパーによる自立を促すための支援を行う。家事などで利用者本人が自分でできる部分は行うことで、日常の生活能力を維持・向上させ、自立した生活を送れるようにする。利用できるのは 1 つの事業所のみ。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決算額】※総合事業分除く

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問介護	2,183,984,052 円	2,159,125,525 円	2,210,865,859 円
介護予防訪問介護	※　21,960 円	※　0 円	※　0 円
合計	2,184,006,012 円	2,159,125,525 円	2,210,865,859 円

【実　績】（3 月審査分・件数）※総合事業分除く　（単位：人）

年度 / 事業者	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	訪問介護	介護予防	計	訪問介護	介護予防	計	訪問介護	介護予防	計
合　計	2,767	※　0	2,767	2,761	※　0	2,761	2,738	※　0	2,738

②訪問看護サービス

【目　的】　主治医の指示により、在宅において看護師等が訪問し、本人に対して必要な診療の補助業務と療養上の世話をし、その家族に対して療養上における看護方法等を指導し、本人が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、健康の保持増進を図る。

【対　象】　要介護又は要支援の状態にある方

【内　容】　訪問看護ステーション等から看護師等が家庭を訪問し、主治医の指示による看護や病状観察、療養上の世話などを行う。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の１割（一定以上所得のある方は費用の２割または３割）

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	876,258,055 円	900,656,688 円	967,345,919 円
予防給付	196,557,689 円	233,142,809 円	284,736,833 円
合計	1,072,815,744 円	1,133,799,497 円	1,252,082,752 円

③訪問リハビリテーション

【目　的】　主治医の指示により、心身機能の低下した在宅の方に、理学療法士等を派遣して、本人およびその家族に対して日常生活上の機能訓練等の専門的な指導を行い、心身機能の低下防止と維持回復を図る。

【対　象】　要介護又は要支援の状態にある方

【内　容】　訪問看護ステーション等から理学療法士等が訪問し、主治医の指示による機能訓練および介護者への指導を行う。

【派遣回数】　ケアプランによる

【利用料金】　費用の１割（一定以上所得のある方は、費用の２割または３割）

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	61,912,521 円	81,395,328 円	95,926,013 円
予防給付	11,895,829 円	18,963,508 円	29,467,891 円
合計	73,808,350 円	100,358,836 円	125,393,904 円

④訪問入浴介護サービス

【目　　的】 入浴が困難な在宅の要介護者等に巡回入浴車を派遣し、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る。

【対　　象】 家庭および公衆浴場等での入浴が極めて困難な要介護者等

【内　　容】 給湯、浴槽等の機器を搭載した車を、要介護者等宅に配車し、看護師のチェックを受けた後、家族等の立会いのうえ居室内で入浴させる。

【派遣回数】 ケアプランによる

【利用料金】 費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付	178,631,491 円	174,382,188 円	171,132,483 円
予防給付	973,866 円	727,303 円	613,760 円
合計	179,605,357 円	175,109,491 円	171,746,243 円

【実　績】（3 月審査分）

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
利用者数（人）	221	2	223	230	1	231	221	17	238

(3)施設を利用してのサービス

① 通所介護

◆通所介護（デイサービス）

【目　的】　在宅の要介護者等に、通所による各種サービスを提供することにより、当該要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また社会的孤独感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【内　容】　・要介護 1～5 の方（介護給付）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活能力向上のための支援を日帰りで行う。

・要支援 1～2 の方（予防通所事業）

通所介護施設で日常生活上の支援などの共通的サービスと、その目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上・アクティビティ）を提供する。

利用できるのは 1 つの事業所のみ。

【利用料金】　費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）

【決 算 額】　(全指定通所介護事業所)※総合事業分除く

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付	2,147,412,450 円	2,230,108,366 円	2,117,534,383 円
予防給付	※ -25,909 円	※ 19,665 円	※ 0 円
合計	2,147,386,541 円	2,230,128,031 円	2,117,534,383 円

【実　績】(3 月審査分・件数) ※総合事業分除く

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	2,495	※ -2	2,495	2,470	※ 0	2,470	2,139	※ 0	2,139

◆訪問食事サービス事業

【内　容】　食事サービス。身体上の障害等により、通所介護（デイサービス）を利用できない要介護高齢者等に対して在宅サービスセンターで調理した食事を、家庭に配食する。

【利用料金】　1 食につき上限 700 円

【所 在 地】　231 ページ参照

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	2,615,100 円	2,265,600 円	1,857,900 円

【実　績】　35 ページ参照

在宅サービスセンター利用実績

【実　績】（定員以外については延べ人数）

平成30年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	419人/日	－	－	－	－	定員	136人/日
成幸	20	4,767	4,028	858	5,934	678	10	1,792
八潮	35	7,576	3,911	－	7,386	1,126	-	－
東品川	40	10,208	9,146	5,684	13,605	86	24	3,463
大井	35	7,260	6,211	－	9,054	－	12	1,906
大崎	35	9,617	9,593	9,308	11,501	0	12	2,144
戸越台	30	6,545	3,577	5,605	7,055	2,230	10	891
荏原	40	9,961	5,685	2,297	11,474	1,433	10	2,075
小山	－	－	889	－	2,197	－	10	2,197
中延	35	7,830	6,958	－	9,750	302	12	2,094
陽だまり	19	4,292	2,744	0	4,271	491	-	－
西大井	45	11,198	8,739	2,469	11,146	1,684	-	－
南大井	25	6,503	3,370	328	6,515	0	-	－
＊月見橋	15	3,512	3,086	102	7,620	－	24	4,109
西五反田	35	8,409	5,213	5,727	10,033	687	12	1,723
＊五反田	10	2,416	－	－	2,416	－	-	－

*は平成28年度から地域密着型通所介護（定員19人未満）へ移行。
南大井の訪問食事サービスは平成29年10月から休止中。

令和元年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	419人/日	－	－	－	－	定員	136人/日
成幸	20	4,508	3,938	2,367	6,364	730	10	1,946
八潮	35	7,103	4,142	－	6,916	909	-	－
東品川	40	9,436	8,460	10,005	12,603	96	24	3,214
大井	35	6,533	5,750	－	8,156	－	12	1,543
大崎	35	8,924	9,377	8,850	10,978	0	12	2,243
戸越台	30	6,457	3,768	5,539	6,282	1,607	10	0
荏原	40	10,373	6,187	4,037	12,182	1,440	10	2,064
小山	－	－	598	－	1,776	－	10	1,776
中延	35	7,904	6,372	－	9,865	0	12	1,852
陽だまり	19	4,368	2,895	0	4,304	859	-	－
西大井	45	11,189	8,587	2,976	11,007	1,250	-	－
南大井	25	5,980	3,218	354	5,912	0	-	－
＊月見橋	15	4,031	3,098	129	7,574	－	24	3,537
西五反田	35	7,573	5,259	5,567	9,443	661	12	1,918
＊五反田	10	2,035	－	－	2,035	－	-	－

*は平成28年度から地域密着型通所介護（定員19人未満）へ移行。
南大井の訪問食事サービスは平成29年10月から休止中。

令和2年度								
施設名 / 事業名	通所介護		入浴サービス	機能訓練	食事サービス	訪問食事サービス	認知症通所介護	
	定員	419人/日	－	－	－	－	定員	136人/日
成幸	20	4,370	3,820	1,995	6,150	842	10	1,973
八潮	35	5,692	3,051	－	5,581	452	-	－
東品川	40	9,126	8,726	9,052	12,134	99	24	3,049
大井	35	6,317	5,937	－	8,100	－	12	1,781
大崎	35	8,485	8,903	9,313	10,693	0	12	2,382
戸越台	30	6,011	3,853	5,485	6,002	1,660	10	33
荏原	40	9,565	5,654	3,689	11,315	658	10	1,869
小山	－	－	744	－	1,713	－	10	1,713
中延	35	7,625	5,675	－	9,287	0	12	1,803
陽だまり	23	5,420	3,268	－	5,265	922	-	－
西大井	45	9,693	7,440	2,318	9,717	957	-	－
南大井	25	6,544	3,779	375	6,484	0	-	－
＊月見橋	15	3,998	2,988	154	6,491	－	24	2,550
西五反田	35	7,366	4,595	7,560	8,899	603	12	1,539
＊五反田	10	1,901	－	－	1,901	－	-	－

②リハビリサービス（通所リハビリテーション(デイケア)）

【目　的】　心身の機能が低下した要介護者等を対象に、心身の機能の維持回復を図るため、通所により必要な訓練を行う。

【利用料金】　費用の１割（一定以上の所得のある方は、費用の２割または３割）

【決算額】（全指定通所介護事業所）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	185,635,193 円	191,713,895 円	185,413,400 円
予防給付	37,104,240 円	46,379,197 円	44,737,567 円
合計	222,739,433 円	238,093,092 円	230,150,967 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 30 年度			令和元年度			令和２年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	305 件	105 件	410 件	309 件	111 件	420 件	278 件	114 件	392 件

【実　績】ケアセンター南大井（定員 50 人）　（延べ人数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用人数	12,484	12,189	11,519

【実　績】ソピア御殿山　（定員 30 人）　（延べ人数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用人数	2,573	5,082	5,178

③短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

【目　的】　要介護者等が家族の疾病・事故・出産・冠婚葬祭または休養等のため介護を受けられない場合、特別養護老人ホーム等でお世話をする。

【利用料金】　費用の１割（一定以上の所得のある方は、費用の２割または３割）（食事代等は別途自己負担）

【決算額】　（全指定事業所）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	498,312,666 円	485,679,511 円	478,161,061 円
予防給付	13,201,648 円	14,683,060 円	11,151,488 円
合　計	511,514,314 円	500,362,571 円	489,312,549 円

【実　績】（全指定事業所：3 月審査分）

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	552	19	571	526	31	557	445	23	468

区　分	定員	平成 30 年度	定員	令和元年度	定員	令和 2 年度
成　幸	16 床	3,669 人	16 床	2,938 人	16 床	3,293 人
かえで	6 床	2,210 人	6 床	1,586 人	6 床	1,511 人
晴　楓	8 床	3,329 人	8 床	3,408 人	8 床	3,273 人
戸越台	8 床	1,221 人	0 床	0 人	0 床	0 人
荏　原	30 床	10,798 人	30 床	11,153 人	30 床	8,176 人
中　延	10 床	3,446 人	10 床	3,050 人	10 床	3,230 人
ロイヤルサニー	15 床	6,264 人	15 床	6,195 人	15 床	5,817 人
南大井	10 床	3,344 人	10 床	3,321 人	10 床	3,195 人
八潮南	19 床	5,189 人	19 床	4,702 人	19 床	4,215 人
杜　松	10 床	4,216 人	10 床	4,184 人	10 床	3,940 人
平塚橋	12 床	4,152 人	12 床	3,613 人	12 床	2,639 人
上大崎	39 床	10,950 人	39 床	12,612 人	39 床	12,287 人
グランアーク	－	－	9 床	296 人	9 床	419 人
ソピア御殿山	5 床	188 人	5 床	587 人	5 床	1,795 人
合　計	188 床	58,976 人	189 床	57,645 人	189 床	53,790 人

※平塚橋は平成 28 年 5 月開所
※上大崎は平成 29 年 6 月開所
※ソピア御殿山は平成 30 年 5 月開所
※グランアークは平成 31 年 4 月開所
※南大井・ソピア御殿山は介護老人保健施設

【所在地】　232 ページ参照

(4) 地域密着型サービス

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、身近な地域ごとにサービス拠点を整備し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう主に要介護 1～5 の方に対し、地域の実情に応じた「地域密着型サービス」を提供する（地域密着型サービスの提供事業所は品川区が関係法令および条例に基づき指定を行う）。

①小規模多機能型居宅介護

【対　象】　要支援 1・2 および要介護者

【内　容】　通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問サービスや泊まりのサービスを柔軟に組み合わせた多様なサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　235 ページ参照

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付	441,628,162 円	483,060,289 円	480,111,316 円
予防給付	5,452,170 円	4,547,943 円	9,210,159 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	198	7	205	201	5	206	192	13	205

②看護小規模多機能型居宅介護

【対　象】　要介護者

【内　容】　訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代・宿泊代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　235 ページ参照

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付　決算額	79,046,238 円	76,948,496 円	85,375,240 円
実 績(3 月審査分)	32 件	23 件	37 件

③地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）　※平成 28 年度開始

【経　緯】　平成 28 年 4 月 1 日から、定員 19 人未満の通所介護事業所は地域密着型通所介護に移行し、東京都指定から区指定に変更。

・事業所数　32 事業所（区立 2 事業所含）

【対　象】　要介護者

【内　容】　定員が 19 人未満の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供する。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付　決算額	519,254,881 円	519,751,464 円	471,541,686 円
実 績(3 月審査分)	843 件	848 件	727 件

④認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

【対　象】　要支援 1・2 および要介護者

【内　容】　認知症の方を対象とした機能訓練や日常生活のケアを提供する。また、日中での家族介護が困難な場合に、本人の心身機能の向上と家族の介護負担の軽減を図る。

特に介護保険制度施行以前から運営している区立および社会福祉法人立在宅サービスセンターにおいては、平成 10 年度から認知症（当時「痴呆症」）の増加を見据え、認知症高齢者本人への支援とその家族の介護負担の軽減を目指し、認知症状の緩和に効果的と言われるグループホームケアの手法を取り入れ、デイサービスセンター事業として実施してきた。介護保険制度施行後における通所介護事業、さらに平成 18 年度から地域密着型サービスへ移行後においても、これまでの実施状況をふまえ、介護方法の指導、認知症専門医との連携（必要に応じたケース相談の実施、緊急時の協力等）、家族相談（家庭での介護に役立てるための、家族を含めた相談の実施）、ボランティア協力の確保を継続実施している。

【利用料金】　費用の 1 割（食事代等は別途自己負担）
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【所在地】　在宅サービスセンター　10 施設（231 ページ参照）
民間施設　2 施設　計 12 施設

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付	315,516,987 円	302,508,735 円	281,125,788 円
予防給付	1,319,853 円	1,528,950 円	790,698 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	248	1	249	233	2	235	198	1	199

【実績②】区立および社会福祉法人立在宅サービスセンター実績
(数字は利用定員以外すべて延べ人数)

	定員	令和元年度			令和 2 年度		
		通所介護	入浴サービス	食事サービス	通所介護	入浴サービス	食事サービス
成幸	10	1,946	1,109	1,956	1,973	983	1,952
東品川	24	3,214	1,881	3,213	3,049	1,852	3,049
大崎	12	2,243	2,094	2,272	2,382	1,938	2,382
大井	10	1,577	942	1,699	1,781	1,048	1,740
戸越台	10	0	0	0	33	25	33
荏原	10	2,064	1,109	2,031	1,869	1,143	1,858
小山	10	1,776	598	1,776	1,713	744	1,713
中延	12	1,852	1,548	1,856	1,803	1,301	1,789
月見橋	24	3,537	1,448	3,537	2,550	1,137	2,429
西五反田	12	1,918	930	1,914	1,539	758	1,538

※戸越台在宅サービスセンターは、大規模改修工事に伴い段階的に規模を縮小し、
平成 30 年 10 月から休止。令和 3 年 2 月から再開している。

⑤認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【対　象】　要支援２および要介護者（要支援１は利用できない）

【内　容】　認知症の高齢者を対象として、家庭的な雰囲気で、本人の有する能力に応じた役割を担うなど共同生活をしながら、専門的なケアの提供を受けることにより、本人の認知症症状の進行を防止し、生活機能の維持・向上を図る。

【利用料金】　費用の１割（食事代、おむつ代、日常生活費、家賃（入居費）は別途自己負担）一定以上の所得のある方は、費用の２割または３割

【所在地】　234ページ参照

【決算額】

	平成30年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	758,775,051円	785,738,749円	819,026,491円
予防給付	0円	170,958円	960,866円

【実　績】（3月審査分）

	平成30年度			令和元年度			令和２年度		
	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計	介護給付	予防給付	計
件数	227	0	227	245	1	246	247	0	247

⑥ 夜間対応型訪問介護（ホームヘルプサービス）

【対　象】　要介護１以上

【内　容】　夜間帯（午後10時から朝６時）において定期または随時に訪問介護を行う。あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報（コール）を受け、調整･対応することで安心を確保するとともに、必要に応じて介護スタッフが速やかに駆けつけ対応する。

【利用料金】　費用の１割。基本料金・ヘルパー訪問料金。（保険外で通話料を別途負担）
一定以上の所得のある方は、費用の２割または３割

【決算額】

	平成30年度	令和元年度	令和２年度
介護給付	25,533,741円	24,000,164円	36,988,415円

【実　績】（3月審査分）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度
件　数	89	25	78

【所在地】　232ページ参照

【その他】　平成21年度から、要支援者にも同様のサービスが提供できるよう、市町村特別給付を創設した（詳細は「P.43 市町村特別給付事業」を参照）。

⑦24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護連携型)

【対　象】　要介護 1 以上

【内　容】　1 日数回、短時間の身体介護を中心とした定期巡回による訪問介護(必要により訪問看護)を行う。また、あらかじめ自宅にケアコール端末を設置し、看護師やケアマネジャーなど専門のオペレータが利用者からの通報(コール)を 24 時間受け付ける体制を整備し、調整・対応することで安心を確保するとともに、必要に応じて介護・看護スタッフが迅速に駆けつけ対応する随時対応サービスを行う。

【利用料金】　費用の 1 割。(保険外で通話料を別途負担)
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【決　算】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護給付	53,723,477 円	45,340,376 円	52,072,624 円

【実　績】(3 月審査分)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件　数	21	22	28

(5)市町村特別給付事業

介護予防と更なる自立支援が期待できるサービス給付を創設し、第八期(令和3～5 年度)介護保険事業計画における推進プロジェクトのひとつである在宅生活の支援を推進する。

【サービスの種類および内容】

①要支援者夜間対応サービス特別給付

夜間帯(概ね 22 時から翌 7 時)において、特に退院直後の独居高齢者や高齢者のみ世帯の要支援者に対して、同時間帯の安心を確保するため以下のサービスを提供する。

◆オペレーションセンターサービス

利用者にケアコール端末を設置し、緊急時のコールに対して看護師等が対応し適切な措置を講じる。

◆随時訪問サービス

コールの内容により、必要な場合は訪問介護員が訪問し対応する。

②通院等外出介助サービス特別給付

◆要支援者通院介助サービス

通院するために介助が必要な要支援者の安全を確保するため予防訪問事業に付加し、月 1 回 60 分以内のサービスを提供する。

◆要介護者病院内介助サービス

要介護者の通院介助サービスに引き続き、病院内において医師等との面談やその他の介助が必要な場合に、月 1 回 90 分以内のサービスを提供する。

③地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付

「ケアホーム東大井」において軽費老人ホームの設置趣旨をふまえた地域密着型サービスとしての特性を十分に生かすとともに、適切なサービス提供を低廉な料金(厚生年金受給者が利用できる)で提供できるようにする。

【予算額】　13,493 千円

(内訳)	①要支援者夜間対応サービス特別給付	1,193 千円
	②通院等外出介助サービス特別給付	6,132 千円
	③地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付	6,168 千円

【実　績】

① 要支援者夜間対応サービス特別給付

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延利用人数	37 人	40 人	80 人
給付額	383,778 円	444,420 円	1,021,346 円

②通院等外出介助サービス特別給付

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延利用人数	2,184 人	2,197 人	1,883 人
給付額	6,043,400 円	6,049,500 円	5,155,300 円

③地域密着型ケアホームサービス提供費特別給付

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延利用人数	344 人	319 人	335 人
給付額	5,898,800 円	5,396,800 円	5,716,000 円

※延べ利用人数を審査延べ利用人数として、また、給付額についても審査件数に対するものとして会計上の決算額とする。

※実利用月の翌月に審査が行われるため、審査人数および給付額については、3 月から 2 月までの実利用実績となる。

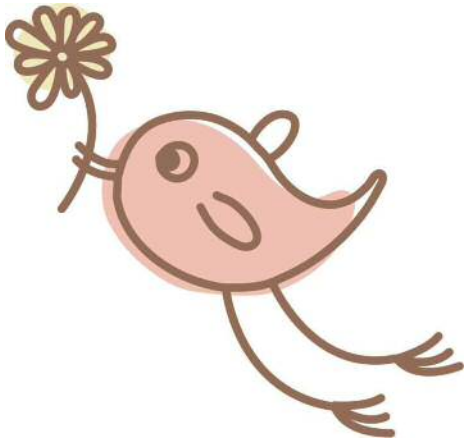

(6)福祉用具や住宅改修など

①福祉用具の貸与

【目　的】　心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための福祉用具を貸与することにより、介護者の負担軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【品　目】　① 車いす　② 車いす付属品
③ 特殊寝台　④ 特殊寝台付属品
⑤ 床ずれ防止用具　⑥ 体位変換器
⑦ 手すり　⑧ スロープ
⑨ 歩行器　⑩ 歩行補助杖
⑪ 自動排せつ処理装置（交換部品を除く）
⑫ 認知症老人徘徊感知機器　⑬ 移動用リフト（つり具の部分を除く）

※平成 18 年度から、軽度者（要支援 1・2、要介護 1）は、⑦～⑪以外は原則として、品目ごとに必要性が認められる一定の状態にある場合のみ貸与

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割

【実　績】　＜件数は 3 月審査分＞

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	5,427 件	5,574 件	3,829 件
決算額	710,900,565 円	725,690,998 円	650,611,841 円

②福祉用具購入費の支給

【目　的】　在宅の要介護者等が、入浴または排泄の用に使用する福祉用具を購入したときは、購入費を支給し、介護者の負担軽減を図る。

【対　象】　在宅の要介護者等

【品　目】　① 腰掛便座　② 自動排せつ処理装置の交換可能部品
③ 入浴補助用具　④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具の部分

【支給限度額】　年 10 万円

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得者の方は、費用の 2 割または 3 割

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	34,937,699 円	33,153,673 円	33,595,435 円
入浴補助用具	904 台	867 台	904 台
腰掛便座	338 台	329 台	289 台
特殊尿器	0 台	1 台	1 台
移動用リフトの吊り具部分	2 台	7 台	3 台
簡易浴槽	0 台	0 台	0 台

③住宅改修費の支給

【目　的】　要介護高齢者等の在宅生活を支援するため状態像に即した居宅内の改修を施工した際に、住宅改修費を支給する。

【対　象】　要介護者等で、住宅の改修が必要と認められた方

【対象工事】
① 手すりの設置
② 段差の解消
③ 床または、通路面の材料の変更
④ 引き戸等扉の取り替え
⑤ 洋式便器への便器の取り替え
⑥ ①～⑤に付帯して必要な工事

【支給限度額】　20 万円

【利用料金】　費用の 1 割
一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割

【予算額】　78,827 千円
（要介護　39,144 千円，　要支援　39,683 千円）

【決算額・実　績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額		73,601,177 円	59,916,421 円	60,285,240 円
実　績	要介護	723 か所	603 か所	556 か所
	要支援	446 か所	372 か所	380 か所

④　高齢者自立支援住宅改修給付事業（区一般施策事業）

【目　的】　65 歳以上の在宅高齢者の日常生活を支援するため、状態像に即した居宅内の改修施工費に対し、改修費を支給する。

【予算額】　15,618 千円

【決算額･実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	13,526,405 円	11,710,908 円	12,029,704 円
実　績	63 か所	79 か所	77 か所

【対象・限度額・利用料金】

	自立支援住宅改修	
	住宅改修予防給付	住宅設備改修給付
対象者	介護保険の認定で非該当と判定された 65 歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方	介護保険の認定で、要介護、要支援と判断された 65 歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められた方
対象工事・限度額	① 手すりの設置 ② 段差の解消 ③ 床または、通路面の材料の変更 ④ 引き戸等扉の取り替え ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え ⑥ ①～⑤に付帯して必要な工事 限度額 ①～⑥の合計 20 万円	①浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額　379,000 円 ②流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 限度額　156,000 円 ③便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事 限度額　106,000 円 ④昇降機（階段昇降機）の設置 限度額　400,000 円
料金	自己負担は、費用の 1 割（一定以上の所得のある方は、費用の 2 割または 3 割）	
所得制限	生計中心者もしくは扶養者の前年所得が基準額以下の方 2 人世帯の場合 6,232,000 円 扶養家族が 1 人増えるごとに 38 万円を加算	

⑤住宅改修アドバイザー派遣

高齢者が居住している住宅を改修する際に、適切な住宅改修ができるよう、相談・助言を行う住宅改修アドバイザーを派遣する。

(7)在宅療養推進事業

①医療ショートステイ事業

【目　的】　医療機器使用等医療処置を日常的に必要とする在宅療養者のショートステイを確保し、安定的な在宅介護の継続を支援する。

【対　象】　次の要件を全て満たす者

・区内に住所を有し、介護保険法による要支援認定または要介護認定を受けている。

・介護者の病気等止むを得ない事由により一時的に在宅介護ができなくなるが、ショートステイにより在宅介護への復帰ができる。

・介護保険に規定する施設では対応困難な医療処置を日常的に必要としている。

【内　容】　在宅療養者がその介護者の事由によりショートステイの利用が必要だが、医療機器使用等医療処置のために介護保険法に規定する施設でのショートステイ利用が困難な場合、区が指定した医療機関に一時的に入院することで在宅療養の継続を支援する。

【予算額】　1,964 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	0 円	0 円	0 円

②医療と介護の多職種連携研修　※平成 29 年度より医師会へ委託

【目　的】　地域包括ケアをさらに推進するため、在宅療養支援に関わる医療職と介護職が研修等を通じて顔の見える関係を築き、相互理解を深め多職種連携を推進する。

【対　象】　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、病院医療相談員、ケアマネジャー、リハビリテーション専門職、ヘルパー等

【内　容】　品川区医師会・荏原医師会に委託し、医療・介護に関する研修等を各医師会で実施。2 医師会による合同開催を年 1 回実施する。

【予算額】　2,465 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	2,401,690 円	2,400,000 円	2,452,000 円
回　数	14 回	17 回	5 回
参加人数 (内合同開催)	842 人 (219 人)	1,124 人 (79 人)	※184 人 ※(104 人)
合同開催テーマ	「看取り」	みんなで考える在宅療養	在宅療養における緩和ケア

※新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い参集型研修は中止し、ウェブ開催とした。

③品川区在宅医療検索(医療機関等名簿デジタル版) ウェブサイト

【目　的】　退院後、在宅での療養生活を安心して過ごすために、区内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーションの在宅医療情報や施設情報を容易に検索できる環境を整備する。

【内　容】　・一般区民および関係機関の専門職などが区ホームページから検索できる「在宅医療検索」のウェブサイトを平成 30 年 12 月に開設。

・「介護・在宅医療・障害者福祉情報」として療養生活に役立つ関連情報を閲覧できる。

・開設にあたり医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て情報登録を実施する。

【予算額】　1,150 千円

【決算額・実績】※登録数は各年度末時点の事業所数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	2,150,820 円	399,000 円	1,151,000 円
登録数	810 件	900 件	920 件

※平成 30 年度は新規サイト開設に伴い、システム構築 710,000 円、登録情報の調査委託 1,155,600 円が含まれている。

④医療と介護連携地域ケアブロック会議

【目　的】　医療と介護の支援を必要とする高齢者等が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、医療、介護、福祉等専門職の連携および療養支援体制を強化する。

【内　容】　・区内を 4 ブロックに分け、専門職による地域ケアブロック会議を新設した（令和元年度より実施)。

・医療と介護のブロックリーダー8 人（各ブロック 2 人）を中心に在宅療養に関する地域特有の問題を抽出・分析し、具体的な解決策の提案を行った。

・ブロック構成：A 大崎・五反田ブロック、B 品川ブロック、
C 大井・八潮ブロック、　D 荏原ブロック

・参加職種：医師(病院、診療所、在宅診療)、歯科医師、薬剤師、看護師(病院、訪問)、リハビリテーション専門職、ケアマネジャー、ホームヘルパー、医療ソーシャルワーカー等

【予算額】　3,233 千円

【決算額】

	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,011,830 円	1,517,612 円

【実　績】

	令和元年度	令和２年度
地域ケア ブロック会議	４ブロック各１回	４ブロック各１回
参加者総数	83 人	80 人
地域ケアブロックリーダー会議	９回	９回
	全 体 会　１回 個別会議　８回	全 体 会　１回 個別会議　８回
実施内容	退院時移行支援についての情報共有	入退院支援フローチャートパンフレットの検討・素案作成

⑤在宅療養の支援

【内　容】　退院から在宅への移行を支援するため「療養生活支援ガイドブック・パンフレット」を、地域ケアブロック会議にて各専門職の意見を取り入れながら作成・配布した。

本人や家族および支援者が、在宅での医療や療養生活などについて理解を深められるとともに、情報を容易に入手でき、さらに在宅療養に関する相談等に活用していく。

【予算額】　2,408 千円

【決算額・実績】

	令和元年度	令和２年度
決算額	1,980,000 円	3,545,000 円
作成物	療養生活支援ガイドブック「よくわかる在宅医療＆介護」	
作成数	区民向け 3,000 部 ※専門職向け 1,500 部	区民向け 25,500 部
配布先	病院(相談室等)・診療所・歯科診療所・薬局・在宅介護支援センター等 令和２年度は上記に加え、図書館、地域センター、支え愛・ほっとステーション、シルバーセンター、ゆうゆうプラザに配布。	

※専門職向け：主に介護職等にわかりやすい看護上の資料編を追加。

(8) 施設サービス

① 特別養護老人ホーム(（地域密着型）介護老人福祉施設)

【目　的】　日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に、日常生活上必要なサービスを提供する。

【対　象】　ねたきりまたは食事・排泄など常に他人の介護がなければ生活できない方で、在宅生活の継続が困難な要介護 3 以上の方およびやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる要介護 1、2 の方

【内　容】　特別養護老人ホームにおいて、常時の介護その他日常生活上必要なサービスを行う。

【利用料金】　要介護度別に費用の 1 割と食費・居住費(減額制度あり)および諸雑費、一定以上の所得のある方は費用の 2 割または 3 割（8 月～)

【本年の予定】　特別養護老人ホーム入所調整の円滑な運営に努めるとともに、引き続き区外一般施設への協力依頼を徹底する。

【予算額】　3,768,713 千円（特別養護老人ホーム）
112,837 千円（地域密着型特別養護老人ホーム）

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特別養護老人ホーム	3,458,275,909 円	3,624,836,388 円	3,665,797,863 円
地域密着型特別養護老人ホーム	103,443,801 円	106,299,534 円	110,910,420 円

【実　績】(3 月審査分)

件数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特別養護老人ホーム	1,088	1,170	1,153
地域密着型特別養護老人ホーム	29	28	29

② 特別養護老人ホーム入所調整

【目　的】

介護保険制度の円滑な運営を担う保険者として、在宅サービス活用による在宅生活から施設入所への流れを作るとともに、特別養護老人ホームへの入所の公平性を確保するため行う。

【会議の設置】

上記の目的を達成するため第三者の委員等も含めた特別養護老人ホーム入所調整会議を設け、一定の入所調整基準により、申込者の入所優先順位を客観的・公平に審査する。

【会議の内容】

特別養護老人ホームへの申し込みを受けて入所の必要性と優先度を審査する。メンバーは、区内特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人の代表、医師会の代表、民生委員の代表および区職員で構成する。

【会議の開催】　年２回程度

【入所調整基準】

要介護度を基本に、本人の年齢・在宅介護状況（在宅介護期間）・介護の困難性（介護者が高齢・病弱等）の各項目を総合的に評価する。

【入所申し込み場所】

・在宅で介護の場合：区（高齢者福祉課）または、在宅介護支援センター

・老人保健施設、病院等に入所、入院している場合：区（高齢者福祉課）

【施設への入所】

入所優先度をふまえ、本人が希望する施設へ紹介する。入所が可能となった段階で、本人と施設で入所に向けた契約手続きを行う。

		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
申込者数	第１回	500 人 （内 216 人）	498 人 （内 216 人）	445 人 （内 210 人）
	第２回	503 人 （内 217 人）	479 人 （内 210 人）	413 人 （内 171 人）
取下げ者数		80 人	112 人	143 人
入所者数		253 人	256 人	240 人

申込みは年２回　　（　）内は、再申込者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
入所者数	1,010 人	1,006 人	1,049 人
区内入所者数	839 人	858 人	900 人

（各年３月 31 日現在）

【所 在 地】　232 ページ参照

③ 介護老人保健施設

【目　的】　介護が必要で病状が比較的安定している高齢者を対象に、看護、リハビリテーションなどの医療ケアと介護などの生活サービスを提供し、一日も早い在宅生活への復帰を支援する。

【対　象】　「要介護」と認定された方(ショートステイ、デイケアは要支援も含む)

・病状が比較的安定していて、リハビリ・看護・介護が必要な方

・認知症状の状態にある方・在宅生活の方でリハビリが必要な方

【内　容】　① 入所サービス　3ヶ月程度(ショートステイは14日以内)

② 通所サービス

③ 利用料金　要介護度別に費用の1割(食事代は別途自己負担)

(一定以上の所得のある方は、費用の2割または3割)

④ 対象区域　区内全域

⑤ 事業内容　・リハビリテーション(機能訓練、園芸療法、音楽療法等)

・生活指導・健康チェック・送迎サービス

・入浴サービス・食事サービス

【予算額】　1,914,035千円

【決算額】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付	1,930,737,806円	1,876,125,605円	1,732,822,999円

【実　績】(3月審査分)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件　数	629	552	473

【ケアセンター南大井実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入所者数	87人	86人	80人
ショートステイ	11人	8人	9人
合計	98人	94人	89人

【ソピア御殿山実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入所者数	62人	86人	83人
ショートステイ	2人	2人	3人
合計	64人	88人	86人

【所在地】　234ページ参照　(各年3月31日現在)

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

平成 26 年の介護保険制度改正により、平成 27 年度から要支援高齢者の予防訪問介護および予防通所介護は区が実施する地域支援事業に位置付けられた。また、要介護認定を受けていなくても、要支援相当が見込まれる場合で、このサービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができる。

いずれも在宅介護支援センターを中心として適切な介護予防マネジメントによりサービスを提供する。

【目　的】　要介護状態等となることの予防または軽減・悪化防止のほか、地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。

【対　象】　要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

①予防訪問事業

◆予防訪問事業

訪問介護員（ヘルパー）が自宅に訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行う。

◆生活機能向上支援訪問事業

上記予防訪問事業におけるサービスのうち、身体介護を除く専ら生活援助中心型のサービス。

【予算額】　263,931 千円

【決算額】

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	272,260,679 円	266,931,439 円	265,639,803 円

◆管理栄養士派遣による栄養改善事業

栄養改善が必要な対象者に対して、管理栄養士が居宅等を訪問し、食事状況および栄養状態の確認、栄養改善のための必要な指導(献立の作成支援、調理方法の指導等)を行う。

【予算額】　2,097 千円

【決算額】

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,408,500 円	1,473,300 円	1,152,000 円

◆すけっとサービスモデル事業

事業対象者の居宅等を有償ボランティア等が訪問し、日常生活上の自立支援を目的とした家事援助を行う。

【予算額】　1,235 千円

【決算額】

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,140,000 円	1,062,000 円	1,015,500 円

②予防通所事業

◆予防通所事業

通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練を行う。

◆いきいき活動支援プログラム

上記予防通所事業と一体的な運用により、自立のための支援や介護予防の効果が期待できる事業者の特性を活かした提案型事業として、事業者からの届出により区が承認した事業を行う。

【予算額】　685,442 千円

【決算額】

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	583,401,466 円	615,539,337 円	552,525,739 円

◆はつらつ健康教室（短期集中予防サービス事業）

介護や支援が必要となるおそれのある人向けに、運動器・口腔機能の向上や、低栄養・認知症予防のためのプログラムを総合的に提供する。

【実施場所】　・大崎ゆうゆうプラザ
　　・平塚橋ゆうゆうプラザ
　　・南大井文化センター

【予算額】　9,505 千円

【決算額・実績】

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	9,500,624 円	9,339,968 円	9,502,622 円
会場数	3 会場	3 会場	3 会場
延参加者数	290 人	341 人	452 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 6 月まで事業中止。

◆地域ミニデイ事業

地域のなかで自立した日常生活が送れるよう、日常生活に必要な機能訓練や支援を有償ボランティア主体で実施することで要介護状態になることを遅らせる。

【実施場所】 ・大崎ゆうゆうプラザ（平成 28 年度開始）
・平塚橋ゆうゆうプラザ（平成 29 年度開始）
・大井林町高齢者住宅「憩いの場」（平成 29 年度開始）
・大井三丁目高齢者憩いの場（平成 29 年度開始）
・東品川ゆうゆうプラザ（福栄会本部で平成 30 年度開始、令和 2 年度から会場変更）
・平塚ゆうゆうプラザ（令和元年度開始）

【予算額】 6,624 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	3,515,366 円	3,711,377 円	2,520,457 円
会場数	5 会場	6 会場	6 会場
延参加者数	1,336 人	1,458 人	1,236 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 6 月まで事業中止。7 月以降順次再開。

③総合事業ケアマネジメント

【目　的】 区市町村が中心となって、地域の実情に応じた多様なサービスの充実と介護予防ケアマネジメントを行うことで、要支援者または要支援相当者に対する効果的かつ効率的な支援を目指す。

【対　象】 要支援認定者および在宅介護支援センターが実施する基本チェックリストにより判定された総合事業対象者

【内　容】 被保険者からの相談内容により、必要に応じて在宅介護支援センターが「基本チェックリスト」を実施し、適切なサービス区分の見極めを行う。
その後、地域包括支援センター(在宅介護支援センター等)により、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成等)を実施し、適切なサービス事業が提供されるよう専門的見地から支援を行う。
なお、介護予防ケアマネジメントについては、被保険者の状態像により選択される介護予防サービスの種別ごとに、従来の指定介護予防支援、または介護予防ケアマネジメント（3 類型）を提供する。

＜介護予防ケアマネジメントの類型＞

区分	適用対象者
原則型	予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者
簡略型	上記のサービスを緩和した基準で行うサービスの利用者
初回型	住民主体のサービス等の利用者

【予算額】 109,490 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	103,653,057 円	102,214,345 円	94,311,894 円
原則型	17,003 件	16,744 件	14,991 件
簡略型	4,531 件	4,370 件	4,339 件
初回型	24 件	29 件	28 件

(2)一般介護予防事業

①運動系介護予防事業

◆カラダ見える化トレーニング

(1) 筋トレマシンクラス

(2) 足腰しっかりクラス

(3) しなやかストレッチクラス

【目　的】　介護予防拠点である民間フィットネスジム等で、筋力や歩行姿勢などを専用機器で測定し見える化し、「感覚」に頼らず、客観的なデータに基づき、(1) 最先端のトレーニングマシンを使って、全身の筋力をバランスよく効率的に鍛えること、(2) マシンとマット運動を組み合わせ、下肢筋力の向上と安定して歩ける足腰づくり、(3) 体の正しい動きを習得し歩行や日常生活をスムーズにすることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　(1)(2) 6,000 円
(3) 4,800 円

【実施場所】　(1) フィットネス・ラボＰ２Ｍ（ピーツーエム）
Ｐ２Ｍ ｊｏｉｒｕ（ピーツーエム　ジョイル）
(2) Ｐ２Ｍ ｊｏｉｒｕ（ピーツーエム　ジョイル）
(3) Ｐ２Ｍ Ｒｕｎｗａｙ（ピーツーエム ランウェイ）

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回・1 回 2 時間程度)全 24 回、1 期・2 期に分けて実施
回　数	(1) 432 回（9 教室×24 回×2 期） (2) 192 回（4 教室×24 回×2 期） (3) 240 回（5 教室×24 回×2 期）
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、健康運動指導士等の専任スタッフ 2～3 人、ボランティアで運営する。

【予算額】　28,869 千円

令和 3 年度より足腰しっかりクラス開始、既存クラスの教室数増設。

【決算額・実績】

	令和元年度	令和 2 年度
決算額	7,476,224 円	12,723,698 円
延参加者数	2,946 人	2,574 人

※令和２年度よりしなやかストレッチクラス開始。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年４月から６月まで事業中止。

◆マシンでトレーニング

【目　的】　高齢者用に設計・開発されたトレーニング機器を使って、集団および個々の機能訓練と日常生活を送るための「体力づくり」「運動習慣づくり」を行い、老年症候群を予防する。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　4,800円

【実施場所】
・南大井在宅サービスセンター（2教室実施）
・西五反田在宅サービスセンター（4教室実施）
・デイサービスセンタードゥライフ品川
・東品川在宅サービスセンター
・八潮在宅サービスセンター

【実施方法】

実施方法	6ヶ月(週1回　1回2時間程度)全24回、1期・2期に分けて実施
回　数	432回(9教室×24回×2期)
その他	区が在宅サービスセンター等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ2～3人で運営する。

◆身近でトレーニング

【目　的】　椅子などの身近にある道具を使って、一人ひとりに合わせた個別・集団のプログラムにより、自宅でもできる運動の方法を提供して「体力づくり」・「運動習慣づくり」の習得を目指す。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　4,800円

【実施場所】
・中延在宅サービスセンター（3教室実施）
・荏原在宅サービスセンター
・西大井在宅サービスセンター
・大崎在宅サービスセンター
・東品川在宅サービスセンター（2教室実施）
・西五反田在宅サービスセンター（2教室実施）
・戸越台在宅サービスセンター

【実施方法】

実施方法	6ヶ月(週1回 1回2時間程度)全24回、 1期・2期に分けて実施
回　数	528回(11教室×24回×2期)
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～3人で運営する。

◆予防ミニデイ

【目　的】　デイサービスセンターに通って身体を動かしたり、食事や趣味活動をするなど他の人との交流による仲間づくりを図ることで、閉じこもり予防などの介護予防への取り組みや心身の安心感を持てる場を提供する。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　4,800円
※西大井在宅サービスセンターは2,400円
※昼食代別（新型コロナウイルス感染防止のため昼食は中止）

【実施場所】　・南大井在宅サービスセンター
・西五反田在宅サービスセンター
・西大井在宅サービスセンター（全12回実施）

【実施方法】

実施方法	6ヶ月(週1回　1回4時間程度）全24回、 1期・2期に分けて実施
回　数	120回 ((2教室×24回×2期)＋(1教室×12回×2期))
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、介護士等の専任スタッフ 2～4人で運営する。

◆水中トレーニング

【目　的】　水圧・水温・浮力・抵抗・水流などの水の持つ特性を活かしたトレーニングを行う。水中では、陸上では難しい動きや普段使いにくい筋肉を楽に動かすことがきる。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　9,600円

【実施場所】 南大井在宅サービスセンター（1会場で9教室実施）

【実施方法】

実施方法	6ヶ月(週1回　1回2時間程度)　全24回、 1期・2期に分けて実施
回　数	432回(9教室×24回×2期)
その他	区が在宅サービスセンターに事業を委託し、委託料を支払う。事業は、水中運動指導士・介護士等の専任スタッフ2～3人で運営する。

【予算額】　38,327千円

※マシンでトレーニング、身近でトレーニング、予防ミニデイ、水中トレーニングの合計額。

【決算額】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	29,166,216円	26,597,505円	25,504,636円

※マシンでトレーニング、身近でトレーニング、予防ミニデイ、水中トレーニングの合計額。

【実　績】（延参加者数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
マシンでトレーニング	2,238人	2,224人	1,898人
身近でトレーニング	5,776人	4,170人	3,485人
予防ミニデイ	2,903人	2,800人	2,238人
水中トレーニング	1,299人	1,231人	463人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月から6月まで事業中止。

◆健康やわら体操

【目　的】　柔道整復師によるストレッチを基本とした体操教室。高齢者の運動習慣化が図られるよう、柔体操等遊びを取り入れたメニューを設定する。

【対　象】　区内に住所を有する65歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 3,200円

【実施場所】 ・こみゅにてぃぷらざ八潮
・ゆたかシルバーセンター
・大井第二区民集会所
・大崎ゆうゆうプラザ(平成28年度より実施)

・平塚橋ゆうゆうプラザ（平成 28 年度より実施）
・特別養護老人ホームグランアークみづほ(令和元年度より実施)

【実施方法】

実施方法	4 ヶ月(週 1 回、1 回 1 時間半程度)全 16 回
回　数	96 回(6 会場×16 回)
その他	区が柔道整復師会に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、柔道整復師等を中心とした専任スタッフ 3 人以上で運営する。

【予算額】　4,997 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	3,096,546 円	3,553,802 円	3,185,593 円
延参加者数	1,542 人	1,664 人	492 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 から 8 月まで事業中止。

◆うんどう機能トレーニング

【目　的】　日常生活に必要な筋力や体力を向上させることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 4,000 円

【実施場所】
・品川保健センター
・荏原いきいき倶楽部
・いきいきラボ関ヶ原
・こみゅにてぃぷらざ八潮
・りんし 21
・特別養護老人ホームグランアークみづほ(令和 2 年度より実施)
・東品川ゆうゆうプラザ（令和 2 年度より実施）

【実施方法】

実施方法	6 ヶ月(週 1 回　1 回 1 時間半程度)全 20 回
回　数	260 回(6 会場×20 回×2 期、1 会場×20 回×1 期)
その他	区が民間事業者へ事業を委託し委託料を支払う。事業は理学療法士 1 人、健康運動指導士 1 人、看護師 1 人、ボランティア 2 人で運営する。教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【予算額】　9,494 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	4,808,448 円	6,260,569 円	8,275,019 円
延参加者数	1,659 人	2,013 人	1,623 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 6 月まで事業中止。

◆うんどう教室

【目　的】　トレーニングができる場を提供し、習慣づけをすることによって、要介護の原因となる衰弱、転倒・骨折などを予防し、健康と生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　なし

【実施場所】　・特別養護老人ホームロイヤルサニー屋上
・鈴ヶ森公園
・京陽公園
・北浜公園
・八潮公園

【内　容】　屋外に設置した健康遊具を使用した、つまずかないうんどう等 4 つの基本運動を、教室以外でも参加者が自主的に行うよう誘導することにより、介護予防に資する運動の習慣化を図る。

実施方法	12 ヶ月(月 2 回　1 回 1 時間半程度)全 24 回 ※八潮公園のみ月 1 回　全 12 回
回　数	教室　108 回(24 回×4 会場、12 回×1 会場) 指導員スキルアップ　16 回(4 回×4 会場)
その他	運動指導員 2 人ほか、地域指導員各 6 人程度が専門スタッフとして参加する。

【予算額】　10,665 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	8,380,842 円	9,182,152 円	6,651,701 円
会場数	5 か所	5 か所	5 か所
延参加者数	2,013 人	1,613 人	630 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 9 月まで事業中止。

②認知症予防事業

◆脳力アップ元気教室

【目　的】　簡単な読み書き・計算を中心とする学習療法と、脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法を組み合わせて実施することで、認知機能の低下を防ぐことを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　月額 2,400 円（教材費）

【実施会場】　・荏原いきいき倶楽部
・いきいきラボ関ヶ原
・品川第一区民集会所
・山中いきいき広場

【実施方法】

実施方法	5 ヶ月(週 1 回　1 回 45 分程度）全 20 回 1 期・2 期に分けて実施
回　数	160 回(4 会場×20 回×2 期)
その他	区が民間事業者に事業を委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアが事業サポーターとして参加する。

【内　容】　音読と計算を中心とする教材を用いた学習療法による脳のトレーニングと、脳活性化エクササイズ「シナプソロジー」・軽体操を組み合わせて実施する。また、認知症早期発見に繋がるよう、教室開始・終了時にタッチパネル式の測定器による測定を行う。

【予算額】　10,132 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	10,090,139 円	9,690,709 円	6,792,994 円
延参加者数	2,733 人	2,442 人	774 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 9 月まで事業中止。

◆計画力育成講座

【目　的】　参加者が自ら考え計画を立てることで、脳の活性化を図るとともに、自主活動に繋げるための支援を通して、地域での生きがいや仲間づくり、および認知症予防を図ることを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 1,000 円（教材費）

【実施会場】 ・関ヶ原シルバーセンター（1 期）
・こみゅにてぃぷらざ八潮（2 期）
・五反田文化センター（3 期）※令和 3 年度より実施

【実施方法】

実施方法	2 ヶ月（週 1 回　1 回 2 時間程度）全 8 回、1 期～3 期に分けて実施
回　数	24 回(8 回×3 期)
その他	区が NPO 法人に事業を委託し、委託料を支払う。認知症予防区民ファシリテーターを配置し、講座を運営する。

【内　容】 ・ウォーキングを取り入れた、脳の活性化に繋がる講座の企画運営。
・認知症予防区民ファシリテーターを配置し、講座を運営する。
・自主グループ化への意向を確認し、その活動支援を行う。

【予算額】 460 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	419,000 円	425,258 円	323,780 円
延参加者数	125 人	97 人	129 人

③栄養改善事業

◆わくわくクッキング

【目　的】 地域サービスの新たな担い手である NPO 法人等と協力・連携し、効率的に介護予防の実施基盤を充実させることで、地域に根ざした介護予防事業の展開を図る。地元商店街と連携した閉じこもり・認知症・低栄養を予防するための買物、調理の実践と講習会を合わせて実施する。

【対　象】 区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 2,000 円(別途材料費有り)

【実施場所】 ① ライフケアーサービスセンター(北品川商店街)
② 平塚橋ゆうゆうプラザ
③ 荏原文化センター(東栄会・中延商店街)
④ 八潮区民集会所

【実施方法】

実施方法	①6 ヶ月（月 2 回　1 回 2 時間程度）全 10 回、

	1 期・2 期に分けて実施 ②～④3 ヶ月（週 1 回　1 回 2 時間程度）全 10 回、1 期～3 期に分けて実施
回数	130 回(1 会場×10 回×2 グループ×2 期＋3 会場×10 回×3 期)
その他	区が NPO 法人等に事業を委託し、委託料を支払う。事業は、管理栄養士等を中心とした専任スタッフ 2～3 人で運営する。 教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加する。

【予算額】　8,316 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	6,525,727 円	6,327,942 円	2,759,672 円
回数	130 回	114 回	0 回
延参加者数	1,294 人	1,050 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は事業中止。

◆シニアのための男の手料理教室

【目　的】　65 歳以上の一人暮らしの料理初心者に、料理の基本に必要な事柄や栄養について学ぶ機会を提供し、食生活の自立をサポートするとともに仲間づくりや社会参加の実現を目指す。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】　10,000 円（10 回分材料費込み）

【実施場所】　・品川介護福祉専門学校
・荏原文化センター

【実施方法】

実施方法	〔本教室〕 3 ヶ月（週 1 回　1 回 3 時間程度）全 10 回、1 期・2 期に分けて実施 〔支援講座〕 各会場、本教室（1 期・2 期）終了後に各 1 回実施
回数	〔本教室〕　40 回(2 会場×10 回×2 期) 〔支援講座〕4 回（2 会場×1 回×2 期）

その他	区が民間事業者に事業委託し、委託料を支払う。 教室運営にボランティアがサポーターとして参加する。

【内　容】　普段の生活で活かせるような買物、調理、後片付けを実習し自炊習慣を身につける。支援講座は、本教室修了者を対象に、自主活動への移行を支援し、運営ボランティア育成のための講座を実施する。

【予算額】　1,483 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,354,838 円	1,441,772 円	0 円
会場数	2 か所	2 か所	0 か所
延参加者数	563 人	503 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は事業中止。

◆配食サービス栄養改善事業

【目　的】　閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、配食サービスを利用して昼食を提供することにより、栄養改善を図るとともに生活機能の低下の予防を行う。

【対　象】　区内在住の 65 歳以上で、在宅介護支援センターのスクリーニングで閉じこもり、認知症、うつ等により低栄養状態になる恐れがある方

【費用負担】　1 食上限 700 円（週 2 回まで）

【実施場所】　在宅サービスセンター(11 か所予定)

【実施方法】　区が在宅サービスセンター等に事業を委託し、委託料を支払う。

④地域貢献ポイント事業

【目　的】　区民が高齢期を迎えても積極的に社会参加し、高齢者相互の支え合いや地域の支援を行い続けられるようボランティア活動への参加者にポイントを付与する。また、これを換金して社会福祉事業に寄付するなど社会貢献活動へつなげることで、高齢者の介護支援ボランティア活動の普及を図る。

【対　象】　区内在住の概ね 60 歳以上の区民で、区が指定するボランティア活動に参加できる方

【費用負担】　なし(地域貢献ポイント事業保険に加入)

【実施場所】　品川区社会福祉協議会　品川ボランティアセンター

【実施方法】　品川ボランティアセンターへ事業を委託し、実施する。対象者がボランティアセンター等で登録し、ポイントカードを受領する。登録者は区が指定する事業に参加し、ポイントシールを受け取り、カードに貼付する。
ポイントシール(1枚1ポイント)が5ポイント以上(5ポイント単位)で、区内共通商品券へ交換または、ポイントを社会福祉団体へ寄付できる。(上限、年間50ポイント)

【予算額】　5,588千円

【決算額・実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	4,836,875円	4,964,904円	3,856,524円
登録者数	1,451人	1,482人	1,445人

5. 介護事業を支える事業

(1)要介護認定

ねたきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事・身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援状態)になった場合に介護サービスを受けることができる。

この介護サービスの必要度を判定するのが要介護認定であり、介護認定審査会が行う。

◆介護認定審査会

心身状況調査に基づく一次判定結果と特記事項および主治医意見書に基づき、審査・判定を行う。

【委　員】

保険運営に理解のある保健・医療・福祉に関する専門家に委嘱している。

【合議体の設置】　・設 置 数　6

・構　　成　委員5人(内医療系委員2人)

【審査会の開催】(令和2年4月～令和3年3月)

・回　　数　128回

・審査件数　8,725件

≪要介護度(要支援)別審査件数≫(令和3年3月31日現在)

【男女別人数】　単位：人

	男　性	女　性	総　数	要介護度別割合
要 支 援 1	505	890	1,395	16.0%
要 支 援 2	583	924	1,507	17.3%
要 介 護 1	591	983	1,574	18.0%
要 介 護 2	469	682	1,151	13.2%
要 介 護 3	372	622	994	11.4%
要 介 護 4	416	689	1,105	12.7%
要 介 護 5	320	444	764	8.7%
該　当　計	3,256	5,234	8,490	97.3%
非　該　当	103	132	235	2.7%
合　　計	3,359	5,366	8,725	100.0%

【申請時居所別人数】　　単位：人

	居　宅	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	療養型 医療施設	介護保険 施設以外
要支援 1	1,190	0	2	0	203
要支援 2	1,204	0	1	0	302
要介護 1	1,169	10	33	1	361
要介護 2	684	16	15	0	436
要介護 3	400	39	41	2	512
要介護 4	253	67	35	9	741
要介護 5	188	44	18	9	505
該当計	5,088	176	145	21	3,060
非該当	197	0	0	0	38
合　計	5,285 (60.6%)	176 (2.0%)	145 (1.7%)	21 (0.2%)	3,098 (35.5%)

(2)介護保険制度推進委員会

【目　的】

介護保険事業の実施状況の確認や評価を行うことにより、制度運営の透明性を確保し、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図る。

【内　容】

①介護保険制度推進員会の運営

介護保険事業の収支状況、介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況等について審議する。

状況に応じ、在宅サービスの種類、支給限度基準額の設定、保健福祉事業の実施および市町村特別給付について検討・審議を行なう。

②地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会を兼ね、地域包括支援センターの設置や予防マネジメントの委託に関する事項などの審議および地域包括支援センターの運営状況の評価等を行い、適正な運営を確保する。

【予算額】　1,117 千円

【決算額】

※介護保険事業計画改定委託経費を含む(平成 29 年度)
※日常生活圏域ニーズ調査実施経費を含む（令和元年度）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	601,085 円	6,560,428 円	12,921,599 円

【実　績】　検討経過

第七期

30年度	第1回 (7/24)	委員会運営について 第七期事業計画について 平成 29 年度品川区介護保険制度の運営状況について 委員会の進め方について
	第2回 (3/27)	平成31年度予算案について モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について
元年度	第3回 (7/31)	平成 30 年度品川区介護保険制度の運営状況について 介護保険料の低所得者の軽減措置について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について

2年度	第4回 （8月） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催	令和元年度品川区介護保険制度の運営状況について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について 令和元年度モニタリング等調査部会について 地域密着型サービス運営委員会について
	第5回 （10/28）	第八期品川区介護保険事業計画主要プロジェクト・目次（案）について 今後の人口・介護サービス供給量等推計について 第七期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
	第6回 （12/2）	第八期品川区介護保険事業計画概要（案）について 第5回意見の第八期品川区介護保険事業計画概要（案）への反映について
	第7回 （3月） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催	第八期品川区介護保険事業計画について 第6回意見の第八期品川区介護保険事業計画への反映について 市町村特別給付の単価について

(3)ケアマネジメント支援事業

【目　的】

統括地域包括支援センターとして、ケアプランの質の向上を図るため、研修、相談、カンファランス等を実施するとともに、ケアマネジャー等の専門性の向上を支援することにより介護給付の適正化を図る。

【対　象】　ケアマネジャー等

【予算額】　2,122 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,160,856 円	1,445,456 円	1,666,451 円

①ケアプランサポート研修

ケアマネジャーがマネジメントにおいて、何に悩み、苦慮しているかを把握し、点検を通して「自立支援」の実現に向けた「気付き」を促されるよう、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを指導者とする研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図る。

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	5 回	4 回	4 回
受講者数	144 人	58 人	116 人

②リハビリ訪問相談

ケアマネジャーがケアプランを作成するにあたり、一人ひとりの状況に応じたリハビリテーションが適切に提供されるよう、理学療法士が自宅に訪問し専門的なアドバイスを行うことで、ケアマネジメントの相談支援を行う。また、必要に応じ住環境改善に向けての助言を行う。

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	13 回	10 回	11 回
ケース数	19 件	11 件	11 件

-

③認知症専門チーム

ケアマネジャーおよびケアスタッフが認知症高齢者とその家族に対する適切な介護支援サービス（ケアマネジメント）を提供できるよう、保健・医療・福祉の担当者が連携して、認知症高齢者の特質に着目したマネジメントおよびケアの能力の向上を支援する。

◆認知症専門カンファランス

認知症専門医（精神科医）、弁護士をアドバイザーとして「保健・医療・福祉」の担当者によるカンファランスを定期的に開催する。

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開催回数	5 回	8 回	7 回
ケース数	8 件	12 件	12 件

④口腔ケア研修（品川介護福祉専門学校に事業委託　品川福祉カレッジ）

介護職等を対象に、ケアマネジメント能力の向上を目的とし、口腔機能の基礎講義および口腔ケア実習を品川・荏原両歯科医師会の協力のもと実施した。

介護予防の視点から、高齢者の身体機能の保持を図るため、口腔ケア専門医によるステップアップ講座を、平成 26 年度から平成 30 年度に実施。令和元年度から講座の内容を見直し、講義・実習の 2 日制に変更した。

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
講　義	28 人	56 人	※44 人
実　習	28 人	21 人	※17 人
ステップアップ講座	46 人	－	－

※オンライン開催

-

(4)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業

【目　的】

品川介護福祉専門学校の生徒を対象に修学資金の貸付制度を設け、区内の指定介護施設への福祉人材の確保を図る。

【対　象】

品川介護福祉専門学校在学生で、卒業後区内の指定福祉施設で 3 年以上勤務する意思を有し、他から同種の修学資金を借り受けていない方。

【内　容】

①貸付金額　　前期・後期各 35 万円（平成 25 年度入学生までは各 30 万円）
②貸付期間　　正規の修業年数(2 年)
③貸付利子　　無利子
④貸付申請　　連帯保証人を 1 人添え、区長に申請。審査のうえ決定
⑤償　　還　　償還事由の生じた日の翌月から 6 か月据置期間経過後 5 年以内に償還
⑥償還免除　　卒業後 6 か月以内に指定福祉施設に勤務し、3 年以上介護業務に従事したとき

【予算額】　28,000 千円…前期 41 人・後期 39 人分

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	33,863,837 円	33,167,824 円	22,750,000 円
在籍者数	56 人	48 人	37 人
貸付者数	49 人	45 人	33 人
貸付割合	87.5%	93.75%	89.2%

（各年 3 月 31 日現在）

(5)品川福祉カレッジ

【目　的】

品川介護福祉専門学校の機能を活かし、ケアマネジャー、ケアスタッフを始めとする福祉サービス従事者の専門性・実践力の向上を図り、品川区の福祉人材の育成・スキルアップ拠点とする。

【事業の内容】

≪運営方針≫

・実務従事者を対象とした地域特性に適った再教育を行う。
・演習を重視した体得型の実践性の高いカリキュラムとする。
・品川区社会福祉協議会品川介護福祉専門学校内に設置し、講師陣をネットワークにより確保する。

≪対象者≫

・区内の社会福祉法人・民間事業者の職員(ケアマネジャー、ホームヘルパー、施設の生活相談員、介護職員、看護師、児童・障害者福祉施設職員など)

【令和 2 年度概要】

① ケアマネジメント講座　　定員 25 人
② 医療・リハビリ専門講座　　定員 40 人
③ 講師派遣研修　　定員 40 人
④ 口腔ケア・機能向上講座
⑤ 認知症ケア専門コース

【予算額】　5,830 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	5,830,000 円	5,830,000 円	5,830,000 円

(上記①～③運営経費分)

(6)社会福祉士養成コース受講助成

【目　的】

社会福祉士の資格を取得するため、社会福祉法人品川区社会福祉協議会が実施する「社会福祉士養成コース」(定員 100 人)を自発的に受講する職員に対し必要な助成を行い、職員の資質、能力の向上に資するとともに、資格取得後は、社会福祉士の資格を有効に活用できる職場で職務内容の充実を図る。

【対　象】

品川区に勤務する常勤職員で、一定の学歴または実務経験を有し、かつ所属長の推薦を得、社会福祉士の資格取得に熱意を有する者。(但し、原則として、福祉部高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、および子ども未来部子ども家庭支援課の福祉事務所の事務を分掌する係に勤務する職員を優先する。)

【助成内容】

受講に要する費用のうち、授業料の 85%を助成する。

助成金は、受講開始時に 50%、受講終了の翌年度までを期限として資格取得時に 35%を交付する。

(参考)令和 2 年度授業料　250,000 円

【予算額】　388 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	0 円	462,500 円	125,000 円
入学時助成	0 人	3 人	1 人
資格取得時助成	0 人	1 人	0 人

(7) 品川区民間社会福祉施設職員住宅提供事業

【目　的】

区内の社会福祉法人が設置、運営する高齢者・障害者を対象とした施設に勤務する常勤職員を対象に、職員住宅を提供し、優れた人材確保と定着化を図る。

【対　象】

区内社会福祉法人が設置、運営する高齢者および障害者を対象とする施設に勤務する常勤職員。

【福祉職員住宅】（令和 3 年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	戸数
災害対策東品川職員待機寮（世帯用）	品川区東品川 3-1-5	2 戸
大井倉田わかくさ荘（単身用）	品川区大井 4-14-8	8 戸
グレースマンション（単身用）	品川区西大井 4-12-11	2 戸
戸越台特別養護老人ホーム職員住宅（単身用）	品川区戸越 1-15-23	0 戸

※戸越台特別養護老人ホーム職員住宅は大規模改修工事に伴い工事期間中の提供を中止している。

(8) ファミーユ西品川活用による外国人等介護職員用住居確保支援事業

【目　的】

区民住宅ファミーユ西品川（西品川 1-16-12　4 階建）は、中堅所得者向けの優良な賃貸住宅として供給するとともに、空室を東日本大震災の被災者の受け入れや、区営住宅の建て替えのための仮入居先として活用してきた。既存の空室を改修することで、子ども・若者への支援や介護職員の確保など、区の新たな行政ニーズに的確に対応し、様々な支援の拠点ともなる施設を目指す。

高齢者福祉分野として、さらなる介護保険サービスに対する需要が見込まれることから、持続可能なサービス提供体制確保のため、社会福祉法人等が受入を行い、区内介護サービス事業所・施設で勤務する外国人技能実習生等に、シェアハウス住居（1 戸 2 人入居を想定）として提供する。

また、雇用主である法人に家賃補助を行い、雇用主の懸念事項である外国人介護職員の住居の確保について、経費面での負担軽減を図る。

【対　象】

区内社会福祉法人等が雇用した、外国人技能実習生等の介護職員。

【助成内容】

家賃月額 125,000 円に対して、入居者一人あたり 20,000 円の自己負担を差し引いた法人負担分の 7/8 を補助する。

（例．1 部屋あたり入居者 2 人の場合）

（125,000 円−40,000 円）×7/8＝74,375 円を 1 月あたり補助する。

【予算額】14,758 千円

（内訳）	消防設備設置等改修工事	9,000 千円（住宅課執行委任）
	維持管理費	1,134 千円（住宅課執行委任）
	維持補修費	1,500 千円
	家賃助成	3,124 千円

(9)介護職員の雇用促進助成事業

【目　的】

厳しい社会経済情勢の中、慢性的な介護人材不足を解消し、さらに、質の高いサービスを安定的・継続的に提供するため、介護職員の確保・定着・育成に資する事業として介護職員初任者研修受講費助成金交付事業を継続実施する。

また、介護職員の質の向上とキャリアパスを明確化した待遇改善等を求める流れを背景に、平成 29 年 1 月より介護福祉士試験の受験資格に 3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講終了が必要となった。区内介護事業所に勤務する介護現場職員の質の向上および介護サービス事業者の人材確保に資するため、平成 29 年度より社会福祉法人品川区社会福祉協議会の実施する品川介護福祉専門学校（別科）の介護福祉士実務者研修コース（通信課程）を受講する者に対する受講費助成金交付事業を実施する。また、令和元年度より介護職員初任者研修受講費助成金交付事業同様、介護サービス事業者を通して、介護職員実務者研修を修了した者に対して、受講費用の一部を助成する。

なお、平成 30 年度より介護職員初任者研修受講費助成の上限額を 5 万円へ増額し実施する。

【内　容】

◆介護福祉士実務者研修等受講費助成

区内訪問介護事業所等を運営する介護サービス事業者を通して、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修を修了した品川区民に対して、その研修を修了するために要した受講費用の一部を助成する。

（一人あたり上限 5 万円、※ただし、実務者研修と初任者研修を合わせた受講の場合は、受講費用の額と 8 万円のいずれか低い額）

【予算額】　2,150 千円

【決算額・実績】◆介護職員初任者研修受講費助成

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	597,240 円	1,289,000 円	1,633,850 円
交付人数 （内訳）	12 人 －	26 人 初任者研修　15 人 実務者研修　11 人	33 人 初任者研修　15 人 実務者研修　18 人
平均年齢	41.8 才	43.5 才	40.5 才
雇用に 結びついた人数	12 人(100%)	25 人(96.2%)	28 人(84%)

（各年 3 月 31 日現在）

【決算額・実績】◆介護福祉士実務者研修受講費助成
（平成 29 年度から平成 30 年度）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,630,000 円	－	－
交付人数	29 人	－	－

（各年 3 月 31 日現在）

(10)福祉人材確保・定着事業

介護職員初任者研修受講費用および品川介護福祉専門学校（別科）介護福祉士実務者研修受講費用を助成し、福祉人材の確保と質の向上および定着支援に努める（下記②)。さらに区とＮＰＯ法人との協働事業により、介護職員の資質向上と人材確保を図るための委託事業を実施する（下記①)。

①介護職員の資質向上と人材確保のための研修事業
～区とＮＰＯ法人との協働事業～

【目的･内容】 ・介護現場職員の資質向上とコミュニケーションスキルの向上を目的として、介護技術研修・資質向上研修を実施する。
・質の高い福祉人材を養成・確保するため、資格取得希望者を募り介護職員初任者研修を実施する。

【委託先】 ＮＰＯ法人品川ケア協議会への委託
※福祉人材ネットワーク化推進事業は、平成 29 年度よりＮＰＯ法人品川ケア協議会の自主事業に変更。

【予算額】 6,080 千円

【決算額】 4,580,000 円

【実　績】 ・初任者研修通信課程　1 回開催　9 人修了
（介護職従事に関する事後アンケート 9 人回答）
・スキルアップ事業
介護技術研修　延べ 5 人参加（令和元年 12 月開催）
・品川健康まつり 2020（令和 2 年 3 月）
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

②介護福祉士実務者研修等受講費助成(再掲)

【目　的】 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の受講に係る費用を助成することにより、介護職員の安定的な雇用確保と質の向上および定着を図る。

【内　容】 資格取得者への助成を行う。

【予算額】 2,150 千円

【決算額】 1,633,850 円

③緊急介護人材確保・定着支援事業

【目　的】 今後も需要が高まる介護に対して、支えとなる人材が不足しており、その影響は増々深刻化している。この状況を打開するため、効果的な緊急介護人材支援策により改善を図る。

【内　容】 ア.遠隔地からの人材確保支援（平成 28 年度新規事業）

遠隔地から人材を獲得した場合に、1 年以上の常勤雇用および品川区内または隣接区での居住を要件として、採用法人に助成する。900 千円（内訳：支度金相当一律 100 千円、交通費、引越し費用等上限 200 千円）。

イ.特別養護老人ホーム・老人保健施設における看護職員確保支援（平成 29 年度新規事業）

施設入所者の医療ニーズに対応し、紹介派遣を活用した看護職員を雇用した場合にかかる紹介料を助成する。3,600 千円（3 人分・雇用 1 人につき上限 1,200 千円）。

ウ.介護ロボットの試験導入（平成 28 年度新規事業）

28 年度実施した現任介護職員の負担軽減を図るための介護ロボットの活用・調査研究のために導入した介護ロボットのレンタル料について、支援を行う。

エ．職場体験実習支援（平成 30 年度新規事業）

介護サービス事業者の人材確保・育成支援のため、介護サービス事業者、区内訪問介護および通所介護事業所を対象として、広く実習生を受入れ、介護福祉現場への理解を深めることにより、人材確保促進を図る取組を支援する。

オ．保健師等資格所有者採用促進助成（令和 2 年度新規事業）

居宅介護支援事業所に保健師等資格所有者を配置することで、利用者の多様なニーズに対応することを目的として、給与の一部を助成する。12,000 千円（4 人分・雇用 1 人につき上限 3,000 千円）。

カ．福祉機器導入助成（令和 3 年度新規事業）

特別養護老人ホーム等において、介護職員の負担軽減に資する腰痛防止等の福祉機器を導入する際の経費の一部を助成する。1,500 千円。

【予算額】　18,000 千円

【決算額・実　績】

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
決 算 額	4,078,206 円		475,000 円		0 円	
ア.遠隔地からの人材獲得支援	1 件	218,706 円	2 件	400,000 円	0 件	0 円
イ.特養・老健施設の看護職員確保支援	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 円
ウ.介護ロボット導入支援	2 件	2,021,760 円	0 件	（ 廃 止 ）	0 件	（ 廃 止 ）
エ.職場体験実習支援	2 件	1,837,500 円	2 件	75,000 円	0 件	0 円
オ.保健師等資格所有者採用促進助成	－	－	－	－	0 件	0 円
カ.福祉機器導入助成	－	－	－	－	－	－

(11)要介護度改善ケア奨励事業

入所・入居施設における良質な介護サービスの提供により、当該施設に入所し、または入居する品川区被保険者の要介護度の軽減が図られた場合に対して、その軽減に至るサービスの質を評価し、当該施設職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを推進するため、施設サービスにおける要介護度改善ケア奨励事業を実施する。

【対象施設】　品川区施設サービス向上研究会に参加する社会福祉法人等が運営する高齢者施設で、特別養護老人ホーム 11 施設、老人保健施設 2 施設、特定施設 5 施設、地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設、地域密着型特定施設 1 施設の計 20 施設が対象（令和 2 年度から特別養護老人ホーム 1 施設が新規参加)。

【内　容】　年度初日を基準日として、基準日に対象施設の入所者(老人保健施設については、基準日に入所していなくても以下の要件に該当すれば対象とする)について、当該年度の前年度 1 年間において、当該施設における要介護認定による要介護度が、それ以前の要介護度から軽減された場合に、その要介護度の軽減に資するサービス提供を評価するもので、対象施設を運営する社会福祉法人等からの報告に基づき、奨励金を交付する。なお、適切なサービス提供によらない要介護度の軽減においては、その対象としない。

【奨励金の額】　＜新規・継続分＞（令和 3 年度～）

・要介護度が段階にかかわらず改善したとき 1 月につき 2 万円

【予算額】　18,280 千円

・新規分　12,020 千円

・継続分　6,260 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	24,840,000 円	25,900,000 円	20,040,000 円

【実　績】(令和 2 年度分)

項目	新規分		継続分	
	対象者	交付月数	対象者	交付月数
要介護度が 1 段階改善	72 人	443 月	45 人	225 月
要介護度が 2 段階改善	13 人	56 月	13 人	67 月
要介護度が 3 段階改善	11 人	33 月	6 人	36 月
要介護度が 4 段階改善	1 人	3 月	0 人	0 月

(12)入院中の紙おむつ代助成事業

高齢者は、体調の急変など病院への通院や入院のリスクが高く、特に低所得者において、入院した場合に治療費その他の費用の負担感が増加している。そこで入院中に紙おむつに要した費用の一部を助成することにより、費用負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的とする。品川区社会福祉協議会への委託により実施。

【対象者】　・65 歳以上の品川区民の方
・介護保険料段階４段階以下の方（世帯全員が区民税非課税）
・30 日以上の入院をしている方、または入院をしていた方（介護保険適用病床を除く）

【助成額】　入院時に支払った紙おむつの費用。
ただし１ヶ月につき 5,000 円を上限。

【予算額】　5,468 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	5,417,819 円	5,152,954 円	4,908,061 円

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助成人数	237 人	216 人	206 人
助成件数	1,007 件	956 件	890 件
助成額	4,776,219 円	4,511,354 円	4,242,297 円
事務委託費	480,000 円	480,000 円	501,072 円

6. 在宅介護者研修事業

(1)在宅介護者研修事業

【目　的】 長年、要介護高齢者等を介護している家族を対象に、心労をねぎらい、介護に必要な技法知識を習得できる機会を提供する。
【対　象】 要介護高齢者等を介護している家族
【内　容】 要介護高齢者を在宅で介護している方を対象に「在宅介護者のつどい」を開催し、体験発表や交流会等を実施する。

(2)家族介護者教室

【目　的】 要介護高齢者を介護している方を対象に、介護に関する知識や技術を習得させるために、食事・健康管理等の講習を実施する。
【内　容】 各在宅サービスセンターで、介護技法や介護予防、健康管理、介護者の健康づくりなどを実施している。

【 予 算 額 】 3,925 千円

【実　績】
(1)在宅介護者研修事業

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護者のつどい	337 人　年 2 回	330 人　年 2 回	－

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

(2)家族介護者教室

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
家族介護者教室	31 回	20 回	－

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止

Ⅱ地域福祉の推進

1. 地域における福祉

(1)地域福祉計画の推進

平成 31 年 4 月に策定した第 3 期品川区地域福祉計画において、地域共生社会の実現をめざし、福祉サービス事業者や医療機関関係者、地域団体代表者など関係機関の連携強化により、すべての区民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを推進する。

【事業内容】

・地域福祉計画推進委員会の開催

計画に位置付けた各重点施策や福祉の分野横断的に取り組むべき事項の進捗管理および次年度以降の取り組みについて検討を行う。

【予算額】　197 千円

【決算額】　※平成 30 年度：策定委託等関連経費を含む

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	16,625,668 円	217,600 円	168,000 円

【実　績】

地域福祉計画推進委員会の開催		
開催日	令和元年 12 月 25 日	令和 2 年 12 月(書面開催)
委員数	12 人	12 人
出席者数	12 人	12 人

※平成 30 年度は第 3 期地域福祉計画の策定期間中のため、策定委員会（5 回）を開催した。

(2)重層的支援体制整備の検討

【事業内容】

地域共生社会の実現のための社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の構築が求められている。この体制構築に向け、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、新しい仕組み等を検討する。

【予算額】　12,277 千円

(3)ユニバーサルデザイン普及啓発事業

【事業内容】

◆おたがいさま運動の推進

「おたがいさま運動」とは、困っている人がいたら助ける、困ったときは「助けて」と言える、そんなことがあたりまえにできる「支えあいのまちづくり」をみんなで進めていくための運動である。

平成24年度に募集した標語「おたがいさま　こころをつなぐ　ありがとう」の合言葉（助ける人の「困ったときはおたがいさま」という気持ちと、助けてもらった人の「ありがとう」という感謝の気持ちによって、お互いの心がつながりあう関係が築かれるようにとの願いが込められている。）を活用し、イベント開催等を通じて、広く区民に「おたがいさま運動」を推進していく。研修や学習会等を実施し、基礎知識や事例の紹介、補助犬等のユーザーによる講演、車いすやアイマスク体験などを通して、ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の考え方について、職員・区民等への普及啓発を図る。

【実　績】

・おたがいさま運動普及啓発カレンダーおよびクリアファイルの作成・配布

・区立学校向け学習会用DVD教材の作成（令和3年度から使用）

・庁有車の車体にマグネットシートにて広告掲載

・パネル展示の実施（庁舎内通路等）

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度は区立学校向け学習会および関連イベントへのブースの出展は中止

【予　算】　2,914千円

【決　算】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	2,753,000円	2,711,000円	2,081,508円

2.ひとり暮らし高齢者等のための事業

(1)高齢者の見守り

① 高齢者見守りネットワーク事業

【目　的】　ひとり暮らし高齢者の増加を背景に、地域住民の見守り活動などを通じた、速やかな「気づき・予防・発見」ができる機動的な見守りネットワークの構築を図り、孤立死を未然に防ぐ。

【内　容】　地域社会から孤立しがちな高齢者の生活不安を、住民同士が支え合う「共助」の充実により解消する。このため、町会・自治会を主体とする見守り活動の支援・推進に向けた施策を展開する。

・高齢者見守り活動助成事業の実施

・普及啓発事業の実施

【予算額】　3,303 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	3,852,480 円	3,191,200 円	3,377,278 円

【実　績】

・高齢者見守り活動助成事業

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助成団体数	59	61	60

・救急医療情報キットの利用促進

高齢者が自宅で急病により倒れたときのために、自分の医療情報や緊急連絡先をひとまとめに専用の容器に入れ、冷蔵庫内に保管する「救急医療情報キット」を製作。町会・自治会を対象に利用促進を行い、これまで延べ 143 団体へ 9,123 本を販売した（平成 23 年 8 月販売開始以降の累計）。

② 支え愛・ほっとステーション事業

【目　的】　高齢者等からの相談を受ける拠点を地域センター内に設置し、常駐のコーディネーター（社会福祉士等）が相談から支援へとスムーズにつなぐことにより、高齢者の在宅生活の安心・安全を確保する。

【対　象】　主に 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者（夫婦）のみで構成する世帯、日中独居世帯等

【内　容】　・独居高齢者等の生活実態の把握
・在宅高齢者や家族からの相談対応
・制度横断的な支援を関係機関・団体と調整
・地域の見守りネットワークの形成
・生活支援サービス（ほっとサービス）、見守りサービス（定期電話、定期訪問）の提供、調整

◆コーディネーター業務内容

常駐するコーディネーター（社会福祉士等）が、窓口で相談対応するとともに、アウトリーチ（訪問活動）等により潜在的に支援が必要な高齢者を発見し、安心して在宅生活が送れるよう、必要なサービスへとスムーズにつなぐ調整を行う（生活支援コーディネート）。相談内容によって、生活支援サービス（ほっとサービス）、見守りサービス（定期電話、定期訪問）等を提供する。

【実施場所】※各地域センター内に設置

名　称	所 在 地	設置年月
品川第一支え愛・ほっとステーション	北品川 3-11-16	平成 28 年 6 月
品川第二支え愛・ほっとステーション	南品川 5-3-20	平成 23 年 1 月
大崎第一支え愛・ほっとステーション	西五反田 3-6-3	平成 29 年 6 月
大崎第二支え愛・ほっとステーション	大崎 2-9-4	平成 27 年 8 月
大井第一支え愛・ほっとステーション	南大井 1-12-6	平成 28 年 6 月
大井第二支え愛・ほっとステーション	大井 2-27-20	平成 27 年 8 月
大井第三支え愛・ほっとステーション	西大井 4-1-8	平成 29 年 6 月
荏原第一支え愛・ほっとステーション	小山 3-22-3（※小山 3-14-1）	平成 29 年 6 月
荏原第二支え愛・ほっとステーション	荏原 6-17-12	平成 23 年 10 月
荏原第三支え愛・ほっとステーション	平塚 1-13-18	平成 28 年 6 月
荏原第四支え愛・ほっとステーション	中延 5-3-12	平成 29 年 6 月
荏原第五支え愛・ほっとステーション	二葉 1-1-2	平成 29 年 6 月
八潮支え愛・ほっとステーション	八潮 5-10-27	平成 28 年 6 月

※令和 3 年 7 月 26 日から

【予算額】　126,698 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	125,121,918 円	125,049,878 円	137,847,480 円

【実　績】（単位：件）

	令和 2 年度					
	相談	訪問	生活支援サービス	見守りサービス	救急代理通報システム新規設置	支援員（人）※
品川第一	242	307	35	93	8	27
品川第二	207	201	55	321	5	36
大崎第一	255	519	34	156	10	35
大崎第二	159	328	64	165	1	39
大井第一	169	391	178	133	6	54
大井第二	143	247	111	96	3	42
大井第三	213	699	94	194	3	34
荏原第一	242	437	67	124	3	20
荏原第二	193	279	58	97	4	38
荏原第三	165	402	125	65	0	25
荏原第四	130	260	177	156	2	17
荏原第五	193	521	89	145	2	24
八潮	179	399	52	53	4	23
合計	2,490	4,990	1,139	1,798	51	414

※年度末時点で登録している数を記載

③認知症高齢者の支援とケアの充実

【目　的】

新オレンジプランに基づき、①徘徊等による行方不明者の早期発見のしくみづくり・運用、②認知症理解の一層の推進、③家族・本人への支援、④医療と介護の連携の推進の４つを柱とした、品川区における認知症対策プロジェクト（くるみぷらん）への取り組みを進め、認知症になっても安心して暮らし続けられるまち『しながわ』の実現を目指す。

【内　容】（※「くるみぷらん」の柱ごとにまとめて掲載）

ア．徘徊等による行方不明者の早期発見のしくみづくり・運用

◆品川くるみ高齢者見守りアイテム

・事前登録により、本人情報と連動した番号を記載したアイテム（アイロンシール・靴反射シール・キーホルダー）を配付。

・行方不明が発生した場合は、捜索に区のネットワーク（しなメール・しながわテレビ・プッシュ、東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト、在宅介護支援センター、協力介護事業者）を利用することができる。

◆徘徊高齢者探索システム事業

・行方不明高齢者の位置情報を検索するＧＰＳ端末の初回費用を助成する。

<table>
<tr><td colspan="4">機種名</td><td>ココセコム</td><td colspan="2">ミマモルメ</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td>履歴確認</td><td>手動検索</td></tr>
<tr><td rowspan="5">費用※</td><td>区助成</td><td colspan="2">初期登録料</td><td>7,700 円</td><td>6,380 円</td><td>18,480 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">利用者負　担
※故障・解約等は別途費用</td><td colspan="2">基本料金（月額）</td><td>500 円</td><td>580 円</td><td>1,900 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">位置情報提供料金</td><td>電話</td><td>利用１回につき 200 円</td><td colspan="2">対応なし</td></tr>
<tr><td>インターネット</td><td>月２回まで無料、
３回目以降１回 100 円</td><td colspan="2">無制限検索</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場急行料金</td><td>利用１時間につき
10,000 円</td><td colspan="2">対応なし</td></tr>
</table>

※区助成分のみ税込価格、その他は税抜価格

イ．認知症理解の一層の推進

◆「品川“くるみ”認知症ガイド」の作成・配布（認知症ケアパス掲載）

◆認知症サポーター養成・レベルアップ事業

・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成するための講座・学習会の実施

・認知症サポーターのレベルアップを目的とした認知症サポーターステップアップ講座・勉強会・講演会等の実施

◆認知症講演会

◆啓発用品（着ぐるみ、グッズ等）の作成・活用

ウ．家族・本人への支援

◆認知症カフェ運営支援事業

・認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が住み慣れた地域で安心して気軽に集うことができる認知症カフェを運営する取り組みを支援。一定の要件を満たした認知症カフェには費用助成を行う。

◆認知症ケア専門研修（品川福祉カレッジ認知症ケア専門コースとして、品川介護福祉専門学校に委託）

・品川区内の在宅および施設の介護サ―ビス従事者を対象に、認知症高齢者本人の気持ちと尊厳を重視したアセスメントとケアの研修を行い、サービスの質の向上が図れるよう、スタッフの育成を行う。

◆軽度認知症高齢者一般デイサービス受入体制整備

・一般のデイサービスにおいて、認知症の人の生活や症状にプラスになるよう、平成30年度に作成した軽度認知症高齢者支援プログラムの効果検証やプログラム導入に必要な研修等の実施により、認知症の初期対応に取り組める体制を整える。

エ．医療と介護の連携の推進

◆認知症対策検討会議（医療と福祉の多職種が参加する会議体）

・認知症検診事業に向けての調整を行う。

【予算額】　80,103千円

【決算額・実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	19,210,976円	15,601,870円	11,431,793円
見守りアイテム登録者数	242人	339人	381人
徘徊高齢者探索システム助成件数	9件	12件	7件
認知症サポーター養成講座	67回　1,626人	71回　1,471人	35回　409人
認知症講演会	292人	62人	40人　視聴448回
認知症カフェ運営支援	登録：18件 助成：14件	登録：21件 助成：18件	登録：19件 助成：16件
認知症ケア専門研修	延べ　408人	延べ　335人	延べ　189人
認知症対策検討会議	3回	3回	4回

④認知症早期発見・早期診断推進事業

【目　的】 品川区における認知症早期発見・早期対応の体制整備を推進し、区民が適切な医療および介護保険サービスに速やかにつながることで、できる限り安心して在宅生活が継続できる。

【経　緯】 平成 27 年度より、新オレンジプランおよび認知症対策プロジェクト（くるみぷらん）の一環として、「認知症早期発見・早期対応体制検討会議」を開催し、品川区における認知症の早期発見・早期診断・早期対応体制の仕組みづくりを検討・構築した。

【内　容】 ア．認知症初期集中支援チーム

新オレンジプランに基づき、認知症の初期または認知症の診断を受けながらも適切な支援につながっておらず、認知症の行動・心理症状等が生じている区民に、6 か月間を目安に、医療・介護の専門職が集中的に介入し、適切な医療・介護サービスにつなげ、地域の中での生活を継続し続けられるよう支援する。

イ．認知症初期集中支援評価委員会

医療機関や介護事業所の専門職で構成される認知症初期集中支援評価委員会を設置し、認知症初期集中支援チームが行った支援・対応について検討・評価し、区における認知症の人への対応の課題等を通じ、区の認知症の人への対応の質の向上を図る。

【予算額】 3,249 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	393,532 円	884,587 円	513,727 円
ア．認知症初期集中支援チーム(新規分)	2 ケース	7 ケース	1 ケース
イ．認知症初期集中支援評価委員会※	1 回	1 回	1 回

※平成 28 年度まで「認知症早期発見・早期対応体制検討会議」として実施

⑤高齢者虐待防止ネットワーク事業

【目　的】　地域包括支援センターの役割りの一つである、高齢者虐待防止に向けたネットワークの構築と早期発見・対応の強化を図る。

【内　容】　・品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催（年１回）
・事業者等への研修会の実施（年１回）
・虐待ケース対応（随時）

【予算額】　78 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
決算額	39,000 円	78,000 円	73,500 円

【実　績】

◆高齢者虐待予防研修会の開催（7 月 22 日、11 月 10 日、2 月 12 日）

新任ケアマネジャー向け、在宅サービス管理者向けなど、職層や経験により内容を変更した研修会を計３回開催した。

◆しながわ見守りホットラインの設置および緊急一時保護施設の確保
（安心しながわネットワーク）

地域での高齢者虐待、児童虐待・ＤＶや障害者虐待などの情報を 24 時間、専用電話により受け付ける体制を整備している。通報者の秘密を厳守しつつ、家庭内における虐待等を早期に発見し適切な対応を図っている。

また、虐待者からの分離を図る必要がある際の一時保護施設を確保している。

（ホットライン通報件数　15 件、うち虐待ケース　11 件）

◆虐待ケース対応件数

・対応実人数／147 人（男性　34 人・女性　113 人）

※うち、ホットライン通報は 14 人（男性２人・女性 12 人・性別不明０人）（虐待認定は 10 人）

・　類型別対応件数（カッコ内はホットライン通報による件数を再掲）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
身体的虐待	65 件（10 件）	107 件（ 3 件）	95 件（ 6 件）
心理的虐待	26 件（ 7 件）	52 件（ 2 件）	49 件（ 5 件）
性的虐待	0 件（ 0 件）	0 件（ 0 件）	1 件（ 1 件）
経済的虐待	9 件（ 2 件）	9 件（ 0 件）	14 件（ 3 件）
介護・世話の放棄・放任	13 件（ 1 件）	20 件（ 0 件）	20 件（ 0 件）
合　計	113 件（20 件）	188 件（ 5 件）	178 件（15 件）

（注）１人に複数の虐待類型が該当する場合があるため、対応件数と対応実人数は一致しない。

⑥高齢者熱中症等予防対策事業

【目　的】　夏季における在宅高齢者の熱中症等予防に的確に対応するため、予防の普及啓発を展開するとともに、高齢者宅への戸別訪問支援を強化する。また、区内のシルバーセンター等の施設の一部を在宅高齢者の避暑拠点として活用するなど、高齢者の健康と安全の確保を図る。

【対　象】　ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、要援護高齢者を中心とした在宅高齢者

【内　容】　◆熱中症等の予防に向けた普及啓発と戸別訪問の実施

・民生委員（高齢者相談員）によるひとり暮らし高齢者等世帯への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・在宅介護支援センターを中心とした居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる要支援、要介護高齢者等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・支え愛・ほっとステーションによる地域活動で把握した高齢者や高齢者のみ世帯等への家庭訪問による予防に向けた普及啓発

・広報、統合ポスター及び区ホームページへの掲載による普及啓発

・高齢者の生活支援にかかわる事業者に対する事業周知

◆避暑拠点の確保

・区内のシルバーセンター等の施設の一部を夏季期間に限定し、在宅高齢者の避暑拠点として日中活用を図り、熱中症予防に対応する。

◆予防への個別支援

・熱中症予防の対策を講じることが困難な高齢者へ、飲料水等を必要に応じて提供するとともに、冷却マット・扇風機を貸し出す。

【予算額】　1,607 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,552,960 円	1,481,997 円	1,543,925 円
水分補給飲料水等提供	2,102 本	2,189 本	2,904 本

(2)安否確認

①救急通報システム（旧名称：緊急通報システム）

【目　的】　機器による見守りによって高齢者世帯の緊急事態における不安の解消と生活の安全を図る。

【対　象】　65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成される世帯または日中独居の高齢者世帯

【内　容】　救急代理通報システムは自宅内で病気や事故などの緊急事態に救急ペンダントの通報ボタンを押すことにより、または一定時間動作確認センサーに反応しない場合、もしくは火災警報器が作動した場合に民間受信センターから派遣員が即時援助に駆けつける。

救急直接通報システムは消防庁への通報を通じて、地域の協力員が居宅へ駆けつける。

【利用料】　（救急代理通報システム）

	自己負担金
区民税非課税の方	月額　300 円
課税の方	月額　1,000 円

【予算額】　24,877 千円

【決算額・実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額		20,203,776 円	21,282,050 円	24,383,116 円
代理通報	設置総数	703 台	741 台	780 台
直接通報	設置総数	3 台	3 台	3 台

※設置総数については、各年度末時点で設置している数を記載

②高齢者福祉電話事業

【対　象】　65 歳以上のひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯（生計中心者の住民税が非課税の世帯）で定期的に安否確認が必要で近隣に親族が居住していない世帯

【内　容】　電話を所有していないひとり暮らしの高齢者に電話を貸与する。（回線使用料等および通話料は本人負担）

【予算額】　36 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決 算 額	8,460 円	5,910 円	0 円※[1]
電話貸与※[2]	2 台	1 台	1 台

※[1] 撤去費なし

※[2] 電話貸与については、各年度末時点で貸与している数を記載

③長寿お祝い事業

【対　象】　101 歳以上(祝金 1 万円)、100 歳(祝金 3 万円)、白寿(99 歳、祝金 1 万円)、卒寿(90 歳、祝金 7 千円)、米寿(88 歳、祝金 5 千円)

【内　容】　高齢者の長寿を祝し、品川区内共通商品券を贈呈する。

【予算額】　29,089 千円

【決算額・実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額		22,348,385 円	29,451,083 円	25,483,784 円
実績	百歳以上(百歳)	217 人(73 人)	223 人(85 人)	256 人(96 人)
	白寿(99 歳)	112 人	122 人	141 人
	卒寿(90 歳)	983 人	1,682 人	1,254 人
	米寿(88 歳)	1,373 人	2,309 人	1,747 人
	傘寿(80 歳)	2,512 人		

※傘寿は、平成 30 年度で終了

④高齢者日常生活用具等給付事業

【目　的】　自動消火装置およびガス安全システム等を設置することにより、高齢者世帯の安全を確保し、火災・爆発等の事故を未然に防止する。

【対　象】　おおむね 65 歳以上の認知症高齢者で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯である方

【内　容】　自動消火装置、ガス安全システム(ガス漏れ警報器および自動ガス供給遮断器等)および電磁調理器を給付する。

【利用料金】　生計中心者の所得に応じて負担(100 ページ参照)

【予算額】　282 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決 算 額	187,638 円	40,020 円	41,760 円
自動消火装置	3 人	0 人	1 人
ガス安全システム	1 人	0 人	0 人
電磁調理器（新規）	1 台	2 人	0 人

⑤緊急入室対応

【目　的】　高齢者の自宅における異変に対し迅速に対応し、救命、孤立死の防止を図る。

【対　象】　自宅内の安否が未確認、かつ入室の許可および解錠に要する費用負担の同意者が不在または不明な状況にある、ひとり暮らし高齢者世帯等

【内　容】　自宅内での異変が強く疑われるが、玄関ドア等が施錠されているため入室による安否確認ができない場合に、専門業者によるドア等の解錠を行う（費用負担が可能な者（本人を含む）が判明した場合には、後に費用求償する）。

【予算額】　70 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決 算 額	0 円	22,000 円	0 円
対応世帯	0 件	1 件	0 件

安否確認事業の利用料金基準表

<table>
<tr><th>区分</th><th>対　　象</th><th>自動消火装置</th><th>ガス安全システム</th><th>電磁調理器</th></tr>
<tr><td>第1段階</td><td>生活保護を受給している方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方、および中国残留邦人等生活支援給付を受けている方</td><td rowspan="7">無料</td><td rowspan="7">無料</td><td rowspan="7">無料</td></tr>
<tr><td>第2段階</td><td>世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の方</td></tr>
<tr><td>第3段階</td><td>世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が80万円超120万円以下の方</td></tr>
<tr><td>第4段階</td><td>世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が120万円を超える方</td></tr>
<tr><td>第5段階</td><td>世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下</td></tr>
<tr><td>第6段階</td><td>世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が80万円を超える方</td></tr>
<tr><td>第7段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方</td><td rowspan="8">1割自己負担</td><td rowspan="8">1割自己負担</td><td rowspan="8">1割自己負担</td></tr>
<tr><td>第8段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第9段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第10段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第11段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第12段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第13段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の方</td></tr>
<tr><td>第14段階</td><td>本人が区民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方</td></tr>
</table>

(3)民生委員

①民生委員・児童委員活動

【目　的】 民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立ち、各関係機関と協力し、高齢者、障害者、子育て家庭や生活困窮家庭などの相談に応じ、助言や援助などを行う地域の奉仕者である。また、品川区では高齢者相談員を兼務し、地域のひとり暮らし高齢者の見守り等、さまざまな活動を行っている。

【対　象】 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮家庭など地域で助言が必要な方

【地区別構成】 品川区における民生委員の定数は 325 人で、任期は 3 年

地区名	定数	現員数	地区名	定数	現員数
品川第一	21(2)	20(2)	荏原第一	24(2)	21(2)
品川第二	23(2)	22(1)	荏原第二	18(2)	15(2)
大崎第一	34(2)	27(2)	荏原第三	31(2)	28(2)
大崎第二	18(2)	18(2)	荏原第四	27(2)	26(2)
大井第一	39(2)	37(2)	荏原第五	19(2)	17(2)
大井第二	18(2)	17(2)	八　　潮	10(2)	9(1)
大井第三	17(2)	16(1)	計	299(26)	273(23)

(　)内は主任児童委員数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

【予算額】　51,230 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	42,418,897 円	47,439,818 円	39,658,982 円

【活動実績】

（相談・支援内容）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在宅福祉	1,123	959	931
介護保険	302	288	222
健康・保健医療	369	367	389
子育て・母子保健	31	37	71
子どもの地域生活	100	91	67
子どもの教育･学校生活	194	162	99
生活費	176	84	100
年金・保険	20	15	13
仕事	24	22	9
家族関係	177	158	150
住居	302	272	208
生活環境	269	211	258
日常的な支援	1,722	1,237	1,026
その他	986	1,063	853
合　計	5,795	4,966	4,396

②民生委員推薦会

民生委員推薦会は 14 人の委員で構成され、民生委員・児童委員の任期終了による一斉改選や任期途中の欠員補充に際し、適格者を選び都知事に推薦する。推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

【開催実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実施回数	2 回	1 回	1 回

③主任児童委員活動

最近の子どもを取りまく社会環境の変化に伴い児童の虐待、いじめ、非行の低年齢化など児童をめぐる課題が深刻化している。主任児童委員は、児童福祉に関する事項について専門的に担当し、活動している。

民生委員・児童委員はそれぞれ受持ち区域を持ち活動しているのに対し、主任児童委員は各地区単位で 2 人配置され、地区全体の問題に対処している。

(4)高齢者相談等事業(高齢者相談員)

【目　的】　社会奉仕の精神に基づき高齢者世帯等の家庭を訪問し、話し相手となり、相談・助言を行うとともに、関係機関および地域社会とのパイプ役として、高齢者の精神面でのサービスの充実を図る。

【対　象】　75 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等

【内　容】　民生委員・児童委員に高齢者相談員を委嘱する。
高齢者相談員が対象世帯を訪問し、話し相手となり、相談や助言を行い、専門的な相談指導および施設入所等の措置が必要なケースについて速やかに関係機関等に連絡し、活動状況について、毎月、品川区高齢者相談員活動報告書を提出する。
活動費（月額）7,000 円

【予算額】　37,820 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	23,586,750 円	24,354,137 円	27,576,188 円
高齢者相談員数	276 人	270 人	280 人

（各年 3 月 31 日現在）

(5)生活の支援

①成年後見利用支援事業（申立経費等）

【目　的】　成年後見制度は、認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障害者、精神障害者に対して財産管理や身上保護を行う手段として、平成 12 年度に開始された。判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように制度の利用者本人の意思決定を支援する。

【実施方法】　◆ 区長申立て手続き

成年後見制度による支援が適切と考えられる人について、区内の相談拠点等と連携を図りながら、利用者への円滑なサービス提供のために必要な調整・支援を行う。

さらに、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に本人を支援できる親族がいない場合等に、家庭裁判所への後見等開始の審判に係る区長申立ての諸手続きを行う。

◆ 成年後見制度利用促進

成年後見制度利用促進基本計画を策定（令和 3 年 10 月予定）し、品川区社会福祉協議会品川成年後見センターと連携し、中核機関として制度の周知啓発や後見人等受任者の確保を図る。

【予算額】　4,808 千円（その他品川区社会福祉協議会への補助金あり）

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,093,270 円	1,336,178 円	3,353,106 円

【実　績】

◆ 区長申立処理件数（高齢者）　（令和 3 年 3 月 31 日現在）

集計年度	申立決定件数	中止	家裁申立済件数		後見人種別				死亡	
				審判決定	社協	社会貢献型	市民後見人の会	他団体	社協	社協監督人
29以前	483	35	443	429	203*	70	26	131*	111	71
30	52	5	49	56	15*	8	6	28*	23	21
元	41	4	35	32	14*	3	2	15*	21	29
2	21	4	21	25	8	4	3	10	12	17
合計	597	48	548	542	240	85	37	184	167	138

*複数後見あり（平成 29、30、令和元年度（2 件））

②車いす貸与

【目　的】　歩行が困難な高齢者に対し、車椅子を貸与することによって福祉の向上を図る。

【対　象】　傷病、身体障害等で、自力歩行が困難であって、介助者のある高齢者（要介護 2 以上を除く）。

【内　容】　車いすを無料で貸し出す（6 ヶ月間を限度とする）。

【予算額】　50 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	49,200 円	3,600 円	48,000 円
貸与数	77 台	93 台	57 台
保有台数	59 台	46 台	44 台

(6)養護老人ホーム入所措置

【目　的】 環境上の理由および経済的な理由において在宅で生活することが困難な高齢者を入所させ、養護する。

【対　象】 おおむね 65 歳以上の高齢者で、経済的要件（本人の属する世帯が生活保護を受けていること、または世帯の生計中心者が区民税の所得割を課税されていないこと）と環境的要件（住むところが無かったり、住まいがあっても極めて劣悪等）のいずれにも該当する方

【内　容】 食事の提供およびその他日常生活上必要なサービスを行う

【予算額】 204,504 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	176,570,326 円	182,993,705 円	166,033,264 円

【実　績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申請受理	9	15	5
措置開始	8	14	5
取り下げ	1	1	0
措置廃止	16	11	14

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入所者数	82	82	73
待機者数	0	0	2

（各年 3 月 31 日現在）

養護老人ホーム　費用徴収基準

利用者本人の費用徴収基準

（平成7年7月改訂）

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0円～27万円	0円
2	27万0001円～28万円	1000円
3	28万0001円～30万円	1800円
4	30万0001円～32万円	3400円
5	32万0001円～34万円	4700円
6	34万0001円～36万円	5800円
7	36万0001円～38万円	7500円
8	38万0001円～40万円	9100円
9	40万0001円～42万円	1万0800円
10	42万0001円～44万円	1万2500円
11	44万0001円～46万円	1万4100円
12	46万0001円～48万円	1万5800円
13	48万0001円～50万円	1万7500円
14	50万0001円～52万円	1万9100円
15	52万0001円～54万円	2万0800円
16	54万0001円～56万円	2万2500円
17	56万0001円～58万円	2万4100円
18	58万0001円～60万円	2万5800円
19	60万0001円～64万円	2万7500円
20	64万0001円～68万円	3万0800円
21	68万0001円～72万円	3万4100円
22	72万0001円～76万円	3万7500円
23	76万0001円～80万円	3万9800円
24	80万0001円～84万円	4万1800円
25	84万0001円～88万円	4万3800円
26	88万0001円～92万円	4万5800円
27	92万0001円～96万円	4万7800円
28	96万0001円～100万円	4万9800円
29	100万0001円～104万円	5万1800円
30	104万0001円～108万円	5万4400円
31	108万0001円～112万円	5万7100円
32	112万0001円～116万円	5万9800円
33	116万0001円～120万円	6万2400円
34	120万0001円～126万円	6万5100円
35	126万0001円～132万円	6万9100円
36	132万0001円～138万円	7万3100円
37	138万0001円～144万円	7万7100円
38	144万0001円～150万円	8万1100円
39	150万0001円以上	※

注

1 上記に示す費用徴収基準月額から、養護老人ホームの3人の部屋入居者については10%、4人部屋入居者については20%、5人および6人部屋入居者については30%、7人以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額し100円未満を切り捨てる。

2 上表にかかわらず当分の間、14万円を当該費用徴収月額の上限とする。

※ 150万円超過額×0.9÷12月＋8万1100円
（100円未満は切り捨て）

扶養義務者の費用徴収基準

（平成7年7月以降適用）

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者		0円
B	当該年度の区市町村民税非課税の方		0円
C1	前年の所得税非課税の方	区市町村民税均等割のみ課税	4500円
C2		区市町村民税所得割課税	6600円
D1	前年の所得税の年額が右の額の方	3万円以下	9000円
D2		3万0001円～8万円	1万3500円
D3		8万0001円～14万円	1万8700円
D4		14万0001円～28万円	2万9000円
D5		28万0001円～50万円	4万1200円
D6		50万0001円～80万円	5万4200円
D7		80万0001円～116万円	6万8700円
D8		116万0001円～165万円	8万5000円
D9		165万0001円～226万円	10万2900円
D10		226万0001円～300万円	12万2500円
D11		300万0001円～396万円	14万3800円
D12		396万0001円～503万円	16万6600円
D13		503万0001円～627万円	19万1200円
D14		627万0001円以上	全　額

注

1 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

2 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

(7) その他の福祉制度

①義援金受付

東日本大震災で被災された方への支援のため義援金を受け付けている。

また、日本赤十字社および共同募金会への各種災害義援金も取り次いでいる。

②日本赤十字社品川区地区事業

日本赤十字社定款に基づき、品川区は日本赤十字社東京都支部の下部組織として、赤十字事業を推進している。

特に、災害救護活動や自然災害における救援物資の配備などの赤十字事業に要する事業資金の確保を図るため、品川区地区では町会・自治会等の協力を得て、赤十字会員募集運動を展開している。

【実　績】　（各年 3 月 31 日現在）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標額	20,678,000 円	20,678,000 円	－円
実績額	21,716,917 円	21,210,589 円	5,801,158 円
達成率	105%	103%	－%

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、統一的な実施が困難であったため、目標額を設定せずに募金を実施した。

③共同募金事業

社会福祉法に基づく社会福祉法人東京都共同募金会が行う赤い羽根共同募金運動について、品川地区協力会・荏原地区協力会として実施している。

【実　績】　（各年 3 月 31 日現在）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標額	16,800,000 円	16,795,000 円	― 円
実績額	19,802,351 円	19,576,782 円	6,067,889 円
達成率	118%	117%	― %

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、統一的な実施が困難であったため、目標額を設定せずに募金を実施した。

④旧軍人・戦没者遺族等の援護

旧軍人および戦没者遺族等に対する恩給、弔慰金、特別給付金、特別弔慰金等の相談や受付を行っている。

(8) 特別定額給付金

【内　　容】　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計への支援として、１人あたり 10 万円の給付金を給付する。

【対 象 者】　令和 2 年 4 月 27 日時点の品川区住民登録者
（対象者数　406,158 人／228,413 世帯）

【実施方法】　・申請方法　郵送申請またはオンライン申請
・申請期間　令和 2 年 5 月 25 日～8 月 24 日

【予 算 額】　41,166,000 千円

【決 算 額】　40,703,130,423 円（国庫補助金　補助率 10/10）
（内訳）・給付金額　　40,401,500,000 円
・その他事務費　　301,630,423 円

【給付実績】　404,015 人／226,606 世帯

Ⅲいきがいづくりと社会参加

1. 高齢者の社会参加支援

【目　的】　新たな高齢者像をふまえ、これから高齢期を迎える世代の社会参加の促進を機軸としつつ、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応した、高齢者が社会参加活動をするための基盤を整備する。

【内　容】①高齢者クラブの活性化

高齢者クラブをPRし、会員増を図り活動の活性化を支援するとともに、高齢者対象の事業の実施にあたっては、高齢者クラブ連合会・単位クラブへ運営協力の働きかけをし、自主的な地域ボランティアの参加意欲を高めていく。

②「山中いきいき広場」の活動支援

「山中いきいき広場」では、学校の空き教室を活用して、高齢者等を対象とした活動を支援することにより、趣味や生きがいづくりの場を提供する。また、山中小学校の児童に、会員が日本の伝統文化である茶道やお花を教えることで、子ども達にとっては高齢者の知恵と経験の伝承、また高齢者にとっては生きがいづくりの場となることを目指す。事業運営は、山中小学校の近隣の中高年や学校関係者との連携のもとに設立した、山中いきいき広場運営協議会の自主運営とする。

③「しながわシニアネット」の活動支援

55歳以上の区民団体「しながわシニアネット」が平成19年1月に発足し、東大井6丁目にあるシニアのための活動施設「いきいきラボ関ヶ原」を拠点としてパソコン・タブレット・スマホ教室、パソコン・タブレット相談や健康づくりなどのサークル活動を展開しており、その活動を支援する。

【予算額】　10,779千円

【決算額】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	7,614,805円	8,324,583円	6,151,105円

2. 高齢者の健康づくり・いきがいづくり

(1)いきいきカラオケ広場

【目　的】　生きがいづくりや健康増進、地域の高齢者のふれあいを促進するため、民間施設の活用を図り相互の親睦を深める「場」と機会を提供する。

【対　象】　60 歳以上の区民で構成された 5 人以上のグループ

【内　容】　民間施設の協力により歌広場(月～金曜日 1 施設・月～日曜日 1 施設)およびコートダジュール(月～日曜日 4 施設)の全時間帯において割引料金で利用できる。

【予算額】　36 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	12,512 円	19,134 円	16,100 円
延参加者数	3,343 人	2,684 人	0 人
登録グループ	122 グループ	77 グループ	64 グループ

※令和 2 年度は事業の実施はしていたが、利用実績なし。

(2)いきいき健康マージャン広場

【目　的】　マージャンを通じた、高齢者の健康づくり・仲間づくりを促進するため、民間施設等を活用して「場」と機会を提供する。

【対　象】　60 歳以上の区民

【内　容】　「お金を賭けない」「お酒を飲まない」「たばこを吸わない」をモットーに、マージャンを楽しむ。毎週月～金曜日に一般・初心者等 29 コースを設定。参加費は、700～1,600 円。

【予算額】　2,098 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	2,053,440 円	2,366,460 円	2,390,860 円
延参加人数	22,626 人	20,031 人	0 人
登録者数	783 人	867 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は中止。

(3)シルバーダンスパーティ

【目　的】　社交ダンスを通じて高齢者相互の親睦、生きがいの高揚と健康の増進を図る。

【対　象】　おおむね 60 歳以上の区民
【内　容】　きゅりあんイベントホールで、品川区社交ダンス連盟による模範演技、初心者講習会およびコンテスト等を行う。
【予算額】　309 千円
【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	307,250 円	330,070 円	0 円
参加者数	142 人	108 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は中止。

(4)高齢者作品展

【目　的】　高齢者が製作した作品を展示し、生きがいづくりに役立てる。
【対　象】　60 歳以上の区民
【内　容】　高齢者の作品をＯ美術館で展示し、優秀作品は表彰する。出品部門は民芸工芸、絵画、書道、俳句・短歌、写真。
【予算額】　1,093 千円
【決算額･実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	984,769 円	1,050,781 円	1,075,101 円
出品数	196 点	185 点	152 点
入場者数	647 人	524 人	448 人

(5)高齢者グラウンドゴルフ大会

【目　的】　高齢者の生きがい対策および健康増進のため、適度な運動量と各個人が楽しめるスポーツとして近年人気の高いグラウンドゴルフを高齢者クラブ活動の普及発展、また一般高齢者との交流を図る。
【対　象】　高齢者クラブ会員および 60 歳以上の区民
【内　容】　西大井広場公園を会場として、8 ホール 2 ラウンドをチーム単位で競い、上位 3 名には、賞状を授与する。
【予算額】　200 千円
【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	200,000 円	200,000 円	200,000 円
参加者数	176 人	200 人	96 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は縮小開催。

(6)高齢者輪投げ大会

【目　的】　区主催の輪投げ大会を実施することで一般高齢者に大会参加の機会を設け、輪投げを通して健康増進および高齢者クラブ会員と一般高齢者との交流を図る。

【対　象】　60 歳以上の区民で構成された 6 人のチーム

【内　容】　1 チーム 6 人で輪投げをし、合計得点をチーム単位で競う。優勝チームにはトロフィー(持ち回り品)を贈呈するほか、上位 3 チームに賞状と賞品を贈呈する。

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、午前の部（21 チーム)、午後の部（21 チーム）の全 42 チームで実施。トロフィー(持ち回り品)の贈呈はなし。

【予算額】　447 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	369,047 円	371,152 円	396,039 円
延参加者数	324 人	332 人	252 人
登録チーム	52 チーム	52 チーム	42 チーム

(7)高齢者福祉団体登録

【目　的】　高齢者福祉の増進を目的として、高齢者の方々の団体活動を援助し、育成発展を支援する。

【登録基準】　①構成員が 5 人以上で、原則として構成員の半数以上が区内に在住、在勤または在学していること。

②構成員の年齢は、原則として構成員全員が 60 歳以上であること。ただし、高齢者福祉の増進の支援を目的とするボランティア団体等はこの限りではない。

③団体の主たる活動の場および活動の本拠としての事務所を区内に有すること。

④原則として代表者が区内に在住、在勤または在学していること。

⑤営利または特定の政党に関する政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと。

⑥団体の組織および活動のために規約を有すること。

【内　容】　申請に基づき審査を行い、登録を承認した団体に「品川区高齢者福祉団体登録証」を交付する。区民集会所等の施設が無料で利用可能となる。

【登録件数】（各年 4 月 1 日現在）

令和元年	令和 2 年	令和 3 年
725	796	870

3. シルバー成年式

【目　的】　古希を第 2 の「成年式」として、新たな気持ちでこれからの人生を楽しく歩んでいただくための契機として、お祝いの意をこめた記念式典を実施する。

【対　象】　昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日
※平成 26 年度より学年制となる。

【内　容】　きゅりあん大ホールで記念式典と記念講演等を実施し、イベントホール等では健康チェック、品川味自慢コーナーなど様々な催物を開催する。

【予算額】　5,554 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	5,333,295 円	5,191,034 円	1,097,715 円
参加者数	690 人	632 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は中止。対象者 4,124 人に中止案内の挨拶文とマスクケースを郵便で送付。

4. ふれあい給食の実施

【目　的】　高齢者に子どもとのふれあいの機会を提供し、生きがいづくりに役立てる。

【対　象】　実施小中学校、義務教育学校の児童・生徒および地域高齢者

【内　容】　高齢者が子ども達と学校給食を食べながら、お話・歌・ゲームなどで楽しい一時を過ごす。

【予算額】　301 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	260,560 円	258,880 円	0 円
回数	33 回	34 回	0 回
実施校	30 校	30 校	0 校
高齢者参加者数	857 人	851 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は中止。

5. 高齢者外出習慣化事業

【目　的】　引きこもりがちな高齢者に対して、外出習慣を身につけ、自分に自信を持つことで、教室終了後もその他の区事業参加を促し、健康を保つことを目的とする。

【対　象】　区内に住所を有する 65 歳以上の方で、自分で会場への往復が可能な方

【費用負担】 2,400 円

【実施方法】 各会場　6 ヶ月(月 1 回　1 回 1 時間半)全 6 回、
1 期・2 期に分けて実施
〔回数〕48 回(4 会場×6 回×2 期)
区が地域の NPO 法人等に委託し、委託料を支払う。
※教室運営にボランティアがシニアスタッフとして参加

【実施場所】 ・南品川シルバーセンター（ほっとサロン）
・東品川ゆうゆうプラザ
・大井林町高齢者複合施設
・平塚橋ゆうゆうプラザ

【内　容】　地域高齢者に栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、外出先の居場所を提供することで、地域の顔見知りをつくり外出習慣を身に付ける。

【予算額】　5,537 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	4,815,018 円	4,936,601 円	464,298 円
会場数	4 か所	4 か所	0 か所
延参加者数	601 人	542 人	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は中止。

6. シルバーパス交付事務(都事業)

【目　的】　高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者福祉の向上を図る。

【内　容】　満 70 歳以上の都民の方を対象に、申込みにより都営交通・都内を走行する民営バス・八丈町営バス・三宅村営バスに乗車できる「東京都シルバーパス」を発行する。

【費用負担】 区市町村民税　課税の方　20,510 円／年
区市町村民税　非課税の方　1,000 円／年
令和 2 年の合計所得金額が 135 万円以下の方　1,000 円／年

7. 高齢者クラブ等支援事業

(1)高齢者クラブ運営助成

【目　的】　高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会の運営経費を補助し、会の運営と会員の福祉の向上と親睦および知識の向上等の事業の拡大と強化を図る。

【対　象】　高齢者クラブおよび高齢者クラブ連合会

【内　容】　設立後、3 ヶ月以上継続して活動しているクラブおよびその連合会に以下のとおり助成金を交付する。

【予算額】　41,640 千円

（内訳）

高齢者クラブ	36,325 千円
高齢者クラブ連合会	4,958 千円
事務局旅費	103 千円
消耗品	254 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	42,745,600 円	42,239,182 円	42,112,636 円
クラブ数	114 クラブ	113 クラブ	115 クラブ
会員数	11,297 人	10,875 人	10,610 人

≪会員数による助成金≫

	助成金(年額)
クラブ固定額	100,000 円
会員数による助成	会員数×1,200 円

≪ボランティア活動回数による助成金≫

ボランティア活動回数	助成金（年額）
100 回以下	60,000 円
101 ～ 350 回	75,000 円
351 ～ 600 回	90,000 円
601 ～ 850 回	115,000 円
851 ～1,100 回	140,000 円
1,101 回以上	170,000 円

(2)花づくり助成事業

【目　的】　高齢者クラブの花づくり活動に必要な経費の一部を助成する。

【対　象】　高齢者クラブ連合会

【内　容】　品川区高齢者クラブ連合会に、区から花づくり事業に要する経費を助成し、草花を育成してもらい、その花を公共施設等に展示する。秋には小菊の作品展を開催する。

【予算額】　4,805 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	5,344,000 円	5,383,000 円	3,883,000 円

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は緑化研修会を中止。

8. シルバーセンターの運営

【目　的】　高齢者に施設を公開(提供)することで高齢者の福祉の増進を図る。

【対　象】　60 歳以上の区民

【内　容】　①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場（介護予防拠点を含む)」】の整備

②入浴・マッサージサービスの実施、健康機器・通信カラオケ機器・陶芸窯等の設置

③センターまつり・民舞民謡大会・音楽祭等の開催

④施設の提供（目的外使用・介護予防事業・健康塾・ほっとサロン等）

【予算額】　212,204 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	124,772,572 円	357,886,850 円	416,167,588 円
延利用者数	293,169 人	223,608 人	69,313 人

※東品川シルバーセンターは改修工事を実施し、高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）へ転換。令和 2 年 9 月 1 日より東品川ゆうゆうプラザとして開設。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月より全館休館。
令和 2 年 7 月より施設利用を再開（カラオケ等、一部利用制限あり）している。

9. 西大井いきいきセンターの運営

【目　的】　西大井いきいきセンターは、平成21年3月に開設(民設民営)され、

地域福祉の推進を図ることを目的に事業を実施しているが、その一環として、旧西大井シルバーセンター事業を継承している。この事業は、使用料が無料であることから、事業運営・施設管理の安定化を図るため、必要な経費を助成する。

【対　象】　(社福)こうほうえん

【内　容】　シルバーセンター事業・自主事業経費の助成

【予算額】　20,934 千円

（内訳）　シルバーセンター事業　18,285 千円
地域交流・福祉事業　549 千円
コミュニティレストラン事業　500 千円
修繕対応　500 千円
男女浴室入口床面張替工事　250 千円
新型コロナウイルス感染症拡大防止物品　850 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	19,374,736 円	21,000,259 円	18,365,240 円
延利用者数	33,094 人	31,336 人	12,529 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月より全館休館。
令和 2 年 7 月より施設利用を再開（カラオケ等、一部利用制限あり）している。

10. 高齢者多世代交流支援施設(ゆうゆうプラザ)の運営

【目　的】　品川区内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の健康の維持・増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対　象】　高齢者および多世代の区民

【内　容】　①個人・グループの活動拠点【「憩いの場」「趣味・学習の場」「健康づくりの場(介護予防拠点を含む)」】の整備
②入浴・マッサージサービスの実施、健康機器・通信カラオケ機器等の設置
③ゆうゆうプラザまつり・民舞民謡大会・音楽祭等の開催
④高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備（イベント等各種事業の実施）
⑤施設の提供(目的外使用・介護予防事業・子育て支援事業・健康塾等)

【予算額】　152,872 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	199,155,133 円	87,934,951 円	142,104,923 円
延利用者数	88,515 人	89,457 人	29,753 人

※東品川シルバーセンターは改修工事を実施し、高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）へ転換。令和 2 年 9 月 1 日より東品川ゆうゆうプラザとして開設。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月より全館休館。
令和 2 年 7 月より施設利用を再開（カラオケ等、一部利用制限あり）している。

11. 大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）の運営

【目　的】　品川区内に住所を有する 60 歳以上の高齢者の健康の維持および増進ならびに生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図る。

【対　象】　高齢者および多世代の区民

【内　容】　①高齢者から子どもまで、多世代の方々が交流する拠点の整備
②介護予防事業・ほっとサロン等の実施

【予算額】　12,016 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	7,795,011 円	8,374,130 円	10,030,482 円
延利用者数	4,513 人	3,570 人	1,119 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月から 6 月まで閉館。
令和 2 年 7 月より施設利用を再開。

シルバーセンター・いきいきセンター　施設・事業一覧

（令和3年4月1日現在）

施設名	所在地	定員（人）	開設	構造	規模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	主な事業 入浴	主な事業 マッサージ	主な事業 センターまつり	主な自主グループ（カラオケ・民踊を除く）	目的外使用料（日曜日および夜間 ※ 下記使用料は平日夜間使用の場合） 広間	和室	洋室
北品川	北品川 1-29-12 ☎ 3471-6507	100	昭48. 4.14	鉄筋コンクリート 2階建て	371.90 347.23	広間 89.36	×	単独	水・金 12：00～16：00	8月・1月を除く月1回 10：00～15：00		太極拳・華道・ちぎり絵	3,600	①800 ②800 ③700	—
五反田	東五反田 2-15-6 ☎ 3455-0296	70	昭51. 7. 1	鉄骨鉄筋コンクリート 14階建ての1階部分	278.28 －	広間 70.00	不要	五反田保育園 五反田ふれあいデイホーム	－			三味線・太極拳・健康体操	2,800	1,200	—
西五反田	西五反田 3-9-10 ☎ 3493-0076	70	昭44. 4. 1	鉄筋コンクリート 3階建ての3階部分	263.36 －	広間 61.60	○	西五反田保育園	－			三味線・押し花・ウクレレ	2,500	1,200	—
上大崎	上大崎 1-3-12 ☎ 3449-1750	100	昭50. 8. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	420.56 419.69	広間 78.10	×	単独	水・金 12：00～16：00			健康体操・大正琴・書道	3,200	700	①1,100 ②1,200
南大井	南大井 3-7-13 ☎3761-6540	120	昭46. 7. 1	鉄骨鉄筋コンクリート 5階建ての3階部分	475.26 －	広間 104.00	○	南大井児童センター 南大井図書館 南大井保育園	水・金 12：00～16：00			英会話・詩吟・パッチワーク	3,200	1,200	①1,400 ② 800
ゆたか	豊町 3-2-15 ☎ 3781-5424	130	昭33.12. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	467.76 511.52	広間 64.90	×	シルバー人材センターゆたか支所	－			韓国語・詩吟・フラダンス	2,600	1,100	①2,300 ②1,000
旗の台	旗の台 4-13-1 ☎ 3783-7479	100	昭48. 6 1	鉄筋コンクリート 2階建て	403.53 625.29	広間 82.90	×	単独	火・金 12：00～16：00			陶芸・英会話・折り紙	3,400	800	1,500
小山	小山 5-17-18 ☎ 3785-6420	100	昭49. 6. 1	鉄筋コンクリート 2階建て	400.98 444.53	広間 71.60	×	単独	火・金 12：00～16：00			陶芸・水墨画・川柳	2,900	800	1,200
関ケ原	東大井 6-11-11 ☎ 3765-7022	140	昭53. 6. 1	鉄筋コンクリート 2階建ての1階部分	417.08 721.70	広間 79.80	不要	単独	－			健康体操・ハーモニカ・ペン習字	3,100	①1,100 ②1,200	2,400
後地	小山 2-9-19 ☎ 3781-6506	140	昭54. 7. 2	鉄筋コンクリート 3階建ての1階部分	432.50 728.13	広間 79.46	不要	後地児童センター	－			気功・輪投げ・手芸	3,200	①1,000 ②1,400	2,300
南品川	南品川 5-10-3 ☎3471-7000	120	昭34.10.24	鉄筋コンクリート 3階建て	687.35 621.83	多目的 75.90	○	単独	男性：火・木 女性：水・金 12：00～16：00			俳句・社交ダンス・水彩画	3,100	—	①+②2,200 ③+④1,200 ⑤+⑥3,000
西大井いきいきセンター	西大井2-5-21 ☎ 5718-1330	120	平21. 3. 1	鉄筋コンクリート 3階建ての1階部分	669.00 5520.00	和室 56.03	不要	ヘルスケアタウン ケアホーム キッズタウン	水・金 12：00～16：00			グラウンドゴルフ・小唄	2,400	700	1,100

※東品川シルバーセンターは令和2年8月末をもって閉館し、同日9月1日より東品川高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）として開設。

※シルバーセンターの規模（建物・敷地）：品川区公有財産表による。　※東品川シルバーセンターは大規模改修工事のため、令和元年9月から令和2年8月末まで休館（一部の入浴サービスは実施）。

高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ） 施設・事業一覧

（令和3年4月1日現在）

施設名	所在地	定員（人）	開設	構造	規模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	おもな事業			目的外使用料		
									入浴	マッサージ	自主事業他	レク室	コミュ室	スタジオ
												※下記使用料は夜間使用の場合		
大　崎	大　崎　2-7-13 ☎　5719-5322	150	平28.5.1	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階建て	699.57 516.72	レク室 82	○	単　　独	水・金 12:00～16:00	8月・1月を除く月１回	交流事業・まつり他	1,600	1,600	1,200
平塚橋	西中延　1-2-8 ☎　5498-7021	250	平28.5.1	鉄骨 9階建ての1階部分	813.55 2748.98	レク室 103.4	不要	平塚橋特別養護老人ホーム 西中延区営住宅	火・金 12:00～16:00	8月・1月を除く月2回	交流事業・まつり・ＳＴ他	3,700	2,400	1,200
平　塚	平塚 2-10-20 ☎　5751-7070	70 (1階部分)	平31.3.1	鉄骨 2階建ての1階部分	244.88 477.05	レク室１ 51.31	○	単　　独	―	―	交流事業・まつり他	1,700	1,000	―
東品川	東品川　3-32-10 ☎　3472-2944	200	令2.9.1	鉄筋コンクリート 14階建ての1・2階部分	1456.17 －	レク室2・3 50	○	東品川文化センター	月～土 10:30～16:00	8月・1月を除く月2回	交流事業・まつり他	1,500	1,400	1,400

平成30年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大崎	33,454	94
平塚橋	54,907	153
平塚	154	5
計	88,515	―

※開館日数は、大崎357日、平塚橋358日、平塚31日。

令和元年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大崎	33,122	102
平塚橋	48,741	149
平塚	7,594	23
計	89,457	―

※開館日数は、大崎326日、平塚橋327日、平塚328日。
※3月は新型コロナウイルス感染症予防のため全館臨時休館とした。

令和2年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大崎	8,230	34
平塚橋	7,986	36
平塚	3,016	13
東品川	10,521	51
計	29,753	―

※開館日数は、大崎242日、平塚橋224日、平塚240日、東品川206日。
※4月から6月は新型コロナウイルス感染症予防のため全館臨時休館とした。

大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ） 施設・事業一覧

施設名	所　在　地	定員（人）	開　　設	構　　造	規　模（㎡）（上・建物）（下・敷地）	利用最大居室	エレベータ設置	併設施設	主な事業
大井三丁目	大　井　3-17-16 ☎　3777-8378	20	平29.5.8	木造 地上2階建て	71.1 142.25	交流室 24.6	○	単　　独	介護予防事業、多世代交流事業他

平成30年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大井三丁目	4,513	15

※開館日数は、292日。

令和元年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大井三丁目	3,570	14

※開館日数は、264日。
※3月は新型コロナウイルス感染症予防のため臨時休館とした。

令和2年度　利用者数		
施設名	利用者（人）	1日平均（人）
大井三丁目	1,119	6

※開館日数は、183日。
※4月～6月は新型コロナウイルス感染症予防のため臨時休館とした。
7月以降の開館後も土曜日については臨時休館とした。

シルバーセンター年度別利用者数(平成30年度～令和2年度分)

令和2年度　利用者数			
館名	人数	開館日数	1日平均
北品川	4,928	220	22
五反田	1,792	148	12
西五反田	1,825	218	8
上大崎	2,731	220	12
南大井	8,863	220	40
ゆたか	14,978	218	69
旗の台	8,711	221	39
小山	5,226	199	26
関ケ原	4,234	218	19
後地	5,667	154	37
南品川	10,358	224	46
計	69,313	—	—

西大井いきいきセンター	人数	開館日数	1日平均
	12,529	220	57

※令和2年4月から6月まで新型コロナウイルス感染症予防のため全館臨時休館とした。
※6月22日より入浴サービスのみ再開。7月より全館再開した。（一部利用制限あり）
※下記施設は改修工事のため休館期間あり。
五反田…1/4～3/31
小山…2/1～2/28
後地…1/10～3/31

令和元年度　利用者数（開館日数　264　日）		
館名	人数	1日平均
東品川※	46,510	204
北品川	12,280	47
五反田	6,606	25
西五反田	6,927	26
上大崎	8,367	32
南大井	18,467	70
ゆたか	29,673	112
旗の台	21,272	81
小山	14,232	54
関ケ原	12,600	48
後地	22,669	86
南品川	24,005	91
計	223,608	—

西大井いきいきセンター	人数	1日平均
	31,336	119

※東品川は大規模改修工事のため、令和元年9月より休館（10月より一部の入浴サービスのみ再開。開館日数227日。）
※3月は新型コロナウイルス感染症予防のため全館臨時休館とした。

平成30年度　利用者数（開館日数　292　日）		
館名	人数	1日平均
東品川	89,774	307
北品川	13,761	47
五反田	7,554	26
西五反田	7,180	25
上大崎	8,910	31
南大井	19,683	67
ゆたか	36,083	124
旗の台	25,516	87
小山	16,016	55
関ケ原	13,144	45
後地	25,692	88
南品川	29,856	102
計	293,169	—

西大井いきいきセンター	人数	1日平均
	33,904	116

令和2年度　入浴者数	
館名	人数
北品川	1,022
上大崎	868
南大井	1,113
旗の台	983
小山	750
南品川	1,174
計	5,910

西大井いきいきセンター	人数
	2,878

令和元年度　入浴者数	
館名	人数
東品川	43,685
北品川	1,378
上大崎	1,135
南大井	3,231
旗の台	2,038
小山	1,077
南品川	3,174
計	55,718

西大井いきいきセンター	人数
	4,438

平成30年度　入浴者数	
館名	人数
東品川	82,560
北品川	1,262
上大崎	1,036
南大井	3,173
旗の台	2,266
小山	1,144
南品川	2,915
計	94,356

西大井いきいきセンター	人数
	4,563

Ⅳ高齢者の住まい・施設等基盤整備

1. 高齢者住宅対策

【目　的①】　住宅に困窮する高齢者に住宅等を提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。

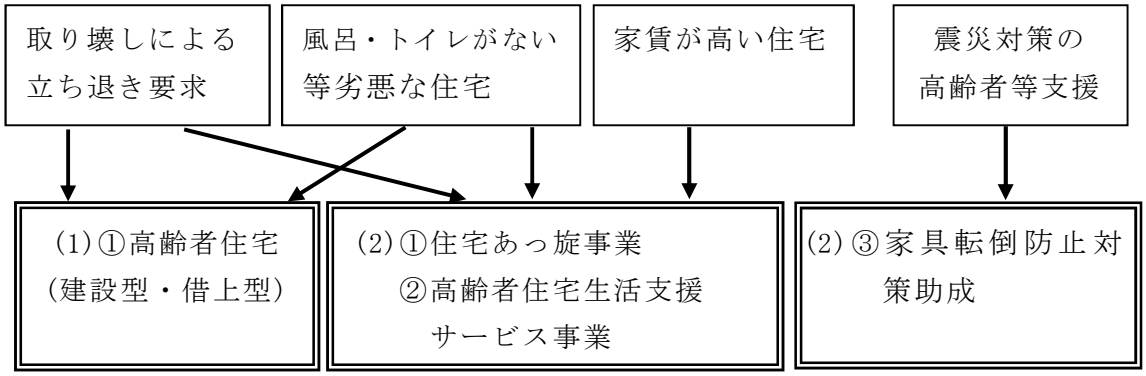

【目　的②】　高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、サービス付き高齢者向け住宅（バリアフリー構造、一定の面積があり、ケアの専門家による安否確認、緊急対応、生活相談サービス等が提供される住宅）の家賃の一部を助成するとともに、その整備を促進する。

(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成 (4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成	(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成

(1)高齢者住宅運営

①高齢者住宅（建設型・借上型）

【対　象】
- 区内に引き続き 2 年以上居住している 65 歳以上のひとり暮らしの方
- 立ち退き要求を受けているか、保安上または保健衛生上劣悪な賃貸住宅に居住している方
- 独立して日常生活を営め、自炊可能な方（介護保険サービスを利用していない）
- 借主が申請者本人である賃貸住宅に住んでいる方

【内　容】　管理人（ワーデン）の配置や緊急通報設備など、高齢者が安心して住めるよう配慮した住宅を提供する（別表「区立高齢者住宅一覧」参照）。

【予算額】　257,489 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	162,456,275 円	240,220,680 円	216,410,221 円
設置戸数	219 戸	219 戸	219 戸
前年度申請数	55 人	77 人	55 人
空家入居数	16 戸	26 戸	19 戸

(2)高齢者住宅対策事業

① 住宅あっ旋事業

【対　象】
- 区内に引き続き 2 年以上居住している、65 歳以上のひとり暮らしの方または全員が 65 歳以上の世帯
- 立ち退き要求を受けている方、保安上または保健衛生上劣悪な賃貸住宅に居住している方
- 保証人がいないなどで賃貸借契約更新を断られている方
- 家賃が高いなどで賃貸借契約の継続が難しい方
- 独立して日常生活を営め、自炊可能な方
- 持家でないまたは公的住宅に居住していない方（ただし、条件により申請可）

【内　容】　公益法人「東京都宅地建物取引業協会品川区支部」の協力により民間住宅をあっ旋し、礼金等を次の表のように助成する。

区　　分	助成金額	助成対象賃貸料の限度額
礼金等助成	賃貸料の 2 か月分以内	ひとり暮らし　35,000 円 65 歳以上の世帯 55,000 円
仲介手数料助成	賃貸料の 1 か月分以内	
初回保証委託料助成	賃貸料等の 1/2	50,000 円

【予算額】　2,067 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	1,442,646 円	1,723,319 円	837,357 円
助成戸数	11 戸	14 戸	6 戸

②高齢者住宅生活支援サービス事業

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する。

【対　象】　民間住宅あっ旋事業決定者（生活保護受給者を除く）

【内　容】　社会福祉法人品川区社会福祉協議会へ事業委託し、住宅あっ旋事業決定者のうち、特に支援が必要と思われる高齢者に対し、①転居支援、②生活支援（定期連絡、生活相談、緊急対応）、③家財処分を基本サービスとして提供する（選択サービスとして、火葬等の実施など）。

【予算額】　9,000 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	9,000,000 円	9,000,000 円	9,000,000 円
実績数	2 件	3 件	6 件

③家具転倒防止対策助成

震災対策に有効な家具転倒防止器具の購入、取付けが困難な高齢者や障害者世帯に対して、その普及を図るため購入・取付けおよび助成を行う。

【対　象】　65 歳以上で構成される世帯、障害者のみで構成される世帯、65 歳以上と障害者のみで構成される世帯、要介護 3 以上の 65 歳以上の高齢者のいる世帯、2 級（度）以上の障害者のいる世帯

【内　容】　費用 2 万円を限度に非課税世帯 10 割、課税世帯 9 割を助成する。

【予算額】　912 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	825,134 円	446,426 円	144,775 円
助成戸数	54 戸	30 戸	10 戸

(3)高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が送れるよう、原小跡に整備された（社福）こうほうえんが運営するケアホーム西大井こうほうえん、㈲新井湯（旗の台）のコムニカ、区立大井林町高齢者住宅について、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図る。

【内　容】　対象住宅の管理者へ 25,600～40,000 円／戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】　44,631 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	44,298,500 円	44,085,600 円	42,925,300 円

【実　績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開　設
民間型	ケアホーム西大井こうほうえん	西大井 2－5－21	42 戸	21 年 3 月
民間型	コムニカ	旗の台 4－5－17	15 戸	24 年 3 月
区立型	大井林町高齢者住宅	東大井 4－9－1	90 戸	24 年 6 月

(4)サービス付き高齢者向け住宅家賃助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療法人が整備した介護や医療と連携し資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅、carna 五反田について、家賃の一部を助成し、入居者の負担軽減を図る。

【内　容】　対象住宅の管理者へ 40,000 円/戸を限度に、入居者の家賃を助成する。

【予算額】　10,080 千円

【決算額】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	9,392,000 円	9,840,000 円	9,920,000 円

【実　績】

対象住宅名称		所在地	戸数	開　設
民間型	ｃａｒｎａ五反田	西五反田 3－10－9	21 戸	27 年 2 月

(5)サービス付き高齢者向け住宅整備費助成

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護や医療と連携し、資格者の見守りサービスが付いた高齢者向け住宅を整備促進支援する。

【内　容】　①住宅整備者へ整備費を助成
（国 45%、都 27.5%、区 27.5%他、都独自補助あり）
②東京都から照会されるサ高住整備案へ区が関与基準により関与することで、住宅不足地域等へ整備を促進
（区関与基準クリア ⇒ 都補助金の交付条件）

③東京都から照会のある国補助のサ高住整備案へ区の基準により意見することで、住宅不足地域等へ整備を促進

【予算額・　0円
決算額】

【実　績】

住宅名称		所在地	戸数	開　設
助成型	ｃａｒｎａ五反田	西五反田3−10−9	21戸	27年2月
同意型	そんぽの家Ｓ西大井	西大井2−14−3	48戸	27年5月
同意型	ケアホスピタル西小山	小山6−4−14	5戸	27年6月

【別表】区立高齢者住宅一覧

（☆　＝　東京都シルバーピア）

区分	名称	所在地	戸数	障害者向	他の住宅	1戸面積	設備等	間取	家賃 基本額	家賃 減額措置	開設	
建設型（区立）	☆八潮 わかくさ荘	八潮 5-10-27	40			28.6　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	居室6畳 台所 浴室・トイレ	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 3年 7月	8階建の 4F～8F 管理人　1F在サ（品福）
	☆東品川 わかくさ荘	東品川 3-1-5	50	2	法人寮 2 待機寮 8	28.6　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 ＩＨ式調理器 エレベーター	同　上	85,000	所得により 35,000 ～65,000	平成 5年 1月	7階建の　2F～5F 管理人　1F在支（福栄）
	☆大井倉田 わかくさ荘	大井 4-14-8	8		法人寮 6	23.0　㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 5年 4月	2階建の　1F 管理人　隣棟在支（品福）
	（ｻｰﾋﾞｽ付き） 大井林町 高齢者住宅	東大井 4-9-1	単身　78 世帯　12		在支、訪看、小規模多機能	25.0㎡～ 54.0㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 ＩＨ式調理器 エレベーター	同　上 6畳2室	70,000 100,000	所得により 44,400 ～93,600	平成 24年 6月	5階建の　1F～5F 管理人　1F（さくら会）
	建設型計		単身　176 世帯　12	2								
借上型（民間）	ｶｶﾞﾐﾊｲﾂ	二葉 1-3-28	11		非賃借 3	17.5㎡～ 27.0㎡	緊急通報装置	同　上	64,000	所得により 25,000 ～50,000	昭和 63年 5月	3階建の　2F～3F 管理人室　1F住居
	☆ ﾊﾟﾚｽｶﾞﾙ	南品川 4-5-4	53		管理人室	18.9㎡～ 24.4㎡	生活ｻｲｸﾙｾﾝｻｰ 緊急通報装置 電熱式調理器 エレベーター	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 3年 7月	5階建の　1F～5F 管理人室　1F住居
	☆ ﾒｿﾞﾝ琴秋	豊町 6-30-4	13		非賃借 2	18.9㎡～ 20.1㎡	緊急通報装置 電熱式調理器 ＩＨ式調理器	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 4年 4月	3階建の　1F～3F 管理人室　1F住居
	☆ ｸﾞﾚｰｽﾏﾝｼｮﾝ	西大井 4-12-11	12	2	非賃借 3 法人寮 2	25.1㎡～ 26.9㎡	緊急通報装置 電熱式調理器 ＩＨ式調理器	同　上	70,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 6年 6月	3階建の　1F～3F 管理人室　3F住居
	☆ ｱﾂﾐﾏﾝｼｮﾝ	二葉 1-16-14	10		非賃借 7	26.28㎡	緊急通報装置 ＩＨ式調理器	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 8年 4月	4階建の　1F～2F 管理人室 2F住居
	☆ ﾊﾞﾝﾌﾞｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	豊町 6-30-11	13		非賃借 2	25.16㎡～ 27.7㎡	緊急通報装置 電熱式調理器	同　上	72,000	所得により 30,000 ～55,000	平成 11年 8月	3階建の　1F～3F 管理人室 1F住居
	☆ ｵｰｸ中延	中延 4-5-10	単身　7 世帯　2		1階： ｸﾘﾆｯｸ	25.14㎡ 38.10㎡	緊急通報装置 ガス安全ｼｽﾃﾑ ＩＨ式調理器	同　上 6畳2室	75,000 100000	所得により 40,000 ～73,000	平成 12年 7月	3階建の　2F～3F 隣家に管理人居住
	借上型計		単身　119 世帯　2	2								
合　計			単身　295 世帯　14	4								

【別表】区立高齢者住宅使用料の費用負担基準表

（単身用）

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）				使用料
	八潮わかくさ荘 東品川わかくさ荘	オーク中延	パレスガル アツミマンション ﾊﾞﾝﾌﾞｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	大井倉田わかくさ荘 メゾン琴秋 グレースマンション	カガミハイツ
1,476,000円以下	35,000円	30,000円			25,000円
1,476,001円～2,400,000円	45,000円	40,000円			35,000円
2,400,001円～4,764,000円	65,000円	55,000円			50,000円
4,764,001円以上	85,000円	75,000円	72,000円	70,000円	64,000円

（２人用）

使用者の前年の所得年額	使用料（シルバーピア）
	オーク中延
1,856,000円以下	40,000円
1,856,001円～2,780,000円	53,000円
2,780,001円～5,144,000円	73,000円
5,144,001円以上	100,000円

※住宅使用料以外に、共益費を負担

【別表】区立大井林町高齢者住宅使用料の費用負担基準表

（単身用）

使用者の前年の所得月額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	75,000円	25,600円	49,400円	共益費 10,000円 基本ｻｰﾋﾞｽ費 10,000円	69,400円
104,001円～123,000円		25,600円	49,400円		69,400円
123,001円～139,000円		25,600円	49,400円		69,400円
139,001円～158,000円		23,500円	51,500円		71,500円
158,001円～186,000円		17,900円	57,100円		77,100円
186,001円～214,000円		11,400円	63,600円		83,600円
214,001円以上		0円	75,000円		95,000円

（２人用）

使用者の前年の所得額	使用料	助成額	使用料助成後	その他経費	利用料
104,000円以下	100,000円	24,900円	75,100円	共益費 15,000円 基本ｻｰﾋﾞｽ費 15,000円	105,100円
104,001円～123,000円		18,800円	81,200円		111,200円
123,001円～139,000円		12,900円	87,100円		117,100円
139,001円～158,000円		6,400円	93,600円		123,600円
158,001円以上		0円	100,000円		130,000円

2. 施設等基盤整備

後期高齢者人口の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、特別養護老人ホーム・老人保健施設・グループホーム・小規模多機能型居宅介護といった介護基盤拠点を計画的に整備している。

令和 3 年度は、品川区立八潮南特別養護老人ホームの増改築や旧小山台住宅等跡地の活用等により、高齢者福祉施設等の整備計画を推進する。また、民間企業等が整備する地域密着型サービス施設について、整備費の一部を助成し、一層の地域の介護基盤整備を図る。

【予算・決算】

上段：決算額・予算額合計　下段：内訳

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 〈予算〉
地域密着型サービス施設整備費助成等	9,459,082 円	144,792,466 円	1,540,641 円	170,764 千円
	介護予防拠点 (8,415,000 円) 建築計画案作成委託 (777,000 円) 事務用経費 (267,082 円)	認知症高齢者グループホーム (85,000,000 円) 小規模多機能型居宅介護 (30,187,000 円) 開設準備 (20,975,000 円) 特養地域開放・交流事業体制補助 (8,500,000 円) 事務用経費 (130,466 円)	建築計画案作成委託 (1,298,000 円) 事務用経費 (242,641 円)	認知症高齢者グループホーム (54,300 千円) 小規模多機能型居宅介護 (54,037 千円) 看護小規模多機能型居宅介護 (54,037 千円) 開設準備　2 施設分 (8,390 千円)
旧小山台住宅等跡地複合施設			1,021,630,772 円	43,838 千円
			都有地取得等	基本計画・ 基本設計等
品川区立八潮南特別養護老人ホーム				38,400 千円
				基本計画

3. 社会福祉法人認可・指導監査

【目　的】　「地域主権改革第二次一括法」の施行に伴う社会福祉法の一部改正を受け、社会福祉法人の設立・定款に係る認可および指導監査権限が平成 25 年 4 月 1 日から都から区へ権限移譲された。

平成 29 年 4 月 1 日からの社会福祉法の一部改正による社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、高齢者・障害者・保育等に係る社会福祉事業を運営する社会福祉法人への認可・指導監督を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

【所轄法人】　区内のみに事業所が所在する社会福祉法人　13 法人
（令和 3 年 4 月 1 日現在）
①高齢者福祉関係（5 法人）
・福栄会　・三徳会　・品川総合福祉センター　・春光福祉会
・さくら会
②障害者福祉関係（2 法人）
・トット基金　・げんき
③保育所関係（5 法人）
・緑の家　・大宝会　・戸越会　・朝日会　・空のいろ
④地区社協（1 法人）
・品川区社会福祉協議会

【内　容】　・法人設立認可
・定款変更認可・変更届等
・指導監査（実地検査）
・社会福祉充実計画の承認等

【予算額】　748 千円

【決算額・実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
決算額	2,021,935 円	1,923,691 円	309,290 円
定款変更認可申請等　申請数	7	5	5
指導監査　　実施法人数	5	4	4

※令和元年度までは決算額に専門非常勤職員の報酬を含む

在宅サービス提供にかかる利用料金

事務事業			利用料金等　【　】内は所得制限による対象者
要介護高齢者のための事業	訪問介護サービス		要介護1～5は要介護度別に費用の1割(※)
	訪問入浴介護サービス		費用の1割(※)
	通所介護(デイサービス)		要介護1～5の要介護度別に費用の1割(※) 別に、食事代　1食上限700円
	短期入所生活介護 (ショートステイ)		要介護度別　費用の1割(※) 別に、食事代,居住費
	介護老人保健施設		要介護度別に費用の1割(※) 別に食事代　1日1,380円　デイケア昼食代　1食600円
	福祉用具購入		限度額　年間10万円以内　費用の1割(※)
	住宅改修		限度額　20万円以内　費用の1割(※)
	特別養護老人ホーム入所		介護度別　費用の1割(※)、食事代　1日1,380円、居住費、諸雑費
	徘徊高齢者探索システム		(92ページ参照)
	総合事業	予防訪問事業 (～H27.3予防訪問介護相当)	事業対象者、要支援1・2 月額定額費用 週1回 13,281円　週2回 26,562円の1割(※)
		予防通所事業 (～H27.3予防通所介護相当)	事業対象者、要支援1・2 月額定額費用 週1回 11,717円　週2回24,688円の1割(※)
ひとり暮らし等高齢者のための事業(※)	救急代理通報システム		(97～99ページ参照)
	自動消火装置		
	ガス安全システム		
	電磁調理器		
	高齢者福祉電話事業		貸与【生計中心者の住民税が非課税の世帯】
	養護老人ホーム入所措置		(105ページ参照) 【本人および生計中心者の住民税の所得割額がないこと】

(※)一定以上の所得がある方は、費用の2割または3割

事　務　事　業		費用負担等　【　】内は所得制限による対象者
生きがいづくりと社会参加促進事業等	(1)シルバー成年式	な　し
	(2)長寿お祝い事業	な　し
	(3)シニアにやさしいパソコン・タブレット・スマホ教室	全4回　2,000円
	(4)高齢者作品展	な　し
	(5)シルバーダンスパーティ	な　し
	(6)高齢者グラウンドゴルフ大会	な　し
	(7)いきいきカラオケ広場	1回　室料割引
	(8)いきいき健康マージャン広場	1日　700円～1,600円
	(9)高齢者輪投げ大会	な　し
	(10)高齢者外出習慣化事業	全6回　2,400円
	(11)花づくり助成事業	なし
	(12)ふれあい給食	なし
	(13)シルバーセンターの運営	なし
一般介護予防事業	(1)カラダ見える化トレーニング	・筋トレマシンクラス全24回　6,000円 ・足腰しっかりクラス全24回　6,000円 ・しなやかストレッチクラス全24回　4,800円
	(2)マシンでトレーニング	全24回　4,800円
	(3)身近でトレーニング	全24回　4,800円
	(4)予防ミニデイ	全24回　4,800円 （一部　全12回　2,400円）
	(5)水中トレーニング	全24回　9,600円
	(6)健康やわら体操	全16回　3,200円
	(7)うんどう機能トレーニング	全20回　4,000円
	(8)うんどう教室	なし
	(9)脳力アップ元気教室	全20回　月額2,400円（教材費）
	(10)計画力育成講座	全8回　1,000円
	(11)わくわくクッキング	全10回　2,000円（材料費別途）
	(12)シニアのための男の手料理教室	全10回　10,000円（材料費込み）
高齢者住宅対策	区立高齢者住宅 区立大井林町高齢者住宅	（128ページ参照）

障害者(児)の福祉

施策の考え方と課題 …135

Ⅰ相談・施設

1. 心身障害者福祉相談 …138
2. 基幹相談支援センター …138
3. 品川区地域拠点相談支援センター
(1)品川区旗の台障害児者相談支援センター …138
(2)品川区東品川障害者相談支援センター …139
(3)品川区南品川障害児者相談支援センター …139
(4)品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」 …140
(5)品川区発達障害者相談支援センター …140
4. 品川区障害者就労支援センター …141
5. 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員 …141
6. 障害者の包括支援相談体制整備促進事業(在宅介護支援センター併設型事業所) …142
7. 障害児者の相談支援体制整備促進事業 …142
8. 区立の障害者施設
(1)品川区立心身障害者福祉会館 …143
(2)品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロ …144
(3)品川区立かがやき園 …144
(4)品川区立西大井福祉園 …145
(5)品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」 …145
(6)品川区立知的障害者グループホーム …146
(7)品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」 …147

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳 …148
2. 愛の手帳 …148

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行 …149
2. 障害者の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について …149
3. 障害福祉サービスの体系 …150
4. 支給決定の流れ
(1)障害支援区分認定 …150
(2)支給決定の流れ …151
5. 対象となるサービス
(1)自立支援給付 …151
(2)補装具費の支給 …153
(3)自立支援医療 …153
(4)地域生活支援事業 …154
6. 障害児者支援に係る協議会等
(1)地域自立支援協議会および福祉カレッジ …155
(2)医療的ケア児等支援関係機関連絡会 …155

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1. 介護給付
(1)居宅介護(ホームヘルプ) …156
(2)重度訪問介護 …156
(3)同行援護 …157
(4)短期入所(ショートステイ) …157
(5)その他の施設系サービス …158
2. 訓練等給付
(1)共同生活援助(グループホーム) …159
(2)就労定着支援 …159
(3)自立生活援助 …159
(4)その他の施設系サービス …159
3. 補足給付 …161
4. 補装具費の支給(購入・修理・借受け) …161
5. 地域生活支援事業
(1)移動支援事業 …163
(2)障害者(児)巡回入浴サービス …163
(3)日常生活用具の給付 …164
(4)障害者世帯ハウスクリーニング …164
(5)自動車運転免許取得経費の助成 …165
(6)自動車改造経費の助成 …165
(7)手話通訳者の窓口相談および派遣 …165
(8)日中一時支援事業 …166

Ⅴ児童福祉法

1. 対象となるサービス …168

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1. 児童発達支援、児童発達支援センター …169
2. 放課後等デイサービス …169
3. 障害児相談支援(障害児支援利用援助) …169

Ⅶ各種支援事業

1. 障害者福祉手当
(1)国制度の手当 …170
(2)都制度の手当 …171
(3)区制度の手当 …172
2. 医療費助成
(1)医療費の助成(都の制度) …173
(2)自立支援医療(更生医療)の給付 …173
3. 日常生活の支援
(1)障害者福祉電話 …174
(2)杖の交付 …174
(3)住宅設備改善費の給付 …174
(4)障害者救急代理通報システム …175
(5)車いすの貸出し …176
(6)区立障害者住宅 …176

(7)障害者住宅あっ旋事業 …176
(8)障害者の成年後見制度利用支援事業 …177
(9)障害者虐待防止支援事業 …177
(10)重度脳性麻痺者介護事業 …178
(11)精神障害者地域生活安定化支援事業 …178
(12)中等度難聴児発達支援事業 …178
4.社会参加への支援
(1)福祉タクシー利用券の交付 …179
(2)自動車燃料費助成券の交付 …179
(3)リフト・寝台付福祉タクシー …180
(4)福祉車両助成事業 …180
(5)知的障害者地域生活サポート 24 事業 …180
(6)精神障害者地域生活サポート 24 事業 …181
(7)精神障害者交流スペース「憩いの場」 …181
(8)発達障害・思春期サポート事業 …182
5.公共料金などの軽減
(1)都営交通無料乗車券の交付 …182
(2)民営バス乗車割引証等の交付 …182
(3)有料道路通行料金の割引 …183
(4)タクシー料金の割引 …183
(5)放送受信料減免 …183

Ⅷその他の事業
1.啓発事業
(1)障害者週間 記念のつどい …184
(2)障害者まつり・
障害児（者）と家族のレクリエーション大会 …184
(3)品川区障害者作品展 …184
(4)障害者の芸術活動支援事業 …185
(5)障害者差別解消法に関する取り組み …185
2.各種事業
(1)障害者表彰 …185
(2)被爆者見舞金 …185
(3)民間活用型障害者サービス基盤整備事業 …186
(4)重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 …186
(5)障害福祉サービス事業者指導検査等業務体制の整備 …186
(6)第三者評価受審支援 …187
(7)障害者医療ショートステイ事業 …187

各事業にかかる所得基準等(別表 1～3) …188

施策の考え方と課題

区では、品川区障害者計画・障害福祉計画を策定し、この計画のもと、障害者施策を推進していく。

(1) 品川区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

品川区障害者計画の期間は、平成27年度から令和5年度までの9年間とする。ただし、この間の社会情勢の変化および国の動向などを踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行う。また、第6期品川区障害福祉計画と第2期品川区障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

≪品川区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間≫

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="4">平成</td><td colspan="11">令和</td></tr>
<tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td>品川区長期基本計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="10">R2～R11【10年】</td></tr>
<tr><td>品川区障害者計画</td><td colspan="9">H27～R5【9年】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第6期品川区障害福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">R3～R5【3年】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第2期品川区障害児福祉計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">R3～R5【3年】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

(2) 施策の基本方針

①障害者のライフステージ を通しての総合的・継続的な支援

一人ひとりの人生が違うように、また人生に対する価値観が違うように、障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々のライフステージごとに求められる支援も変化していく。障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるためには、個々の障害特性やその時々のニーズを的確に把握するとともに、本人をとりまく家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源・支援サービスに適切につなぐことが重要になる。乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区全体の施策を展開していく。

②障害者の主体性の尊重

障害者支援で大切なことは、障害者が自ら主体的に生活のあり方を選択・決定していくことを最大限尊重することである。どんなに障害が重くても、その人らしく生きていくことが本人にとっての自立を意味すると考え、自らの選択によって一人ひとりがより豊かに生活の質を高めることができるよう、様々な社会資源を整備していく。一方、障害者が主体的に働ける社会や文化・スポーツ活動等の余暇を楽しむ社会を推進していくことも重要である。障害特性に配慮した環境整備とともに、働き方を自己選択できるような就労メニューの工夫をすることで、障害者が安心して働きつづけられるような支援を充実させていく。文化・芸術活動、スポーツ等についても、障害者が主体的に自らのライフスタイルを豊かにできるような支援を進める。

③共に生きる、共に暮らす地域社会の実現

障害者基本法の改正や障害者虐待防止法(平成24年)および障害者差別解消法の施行(平成28年)に至るまで、障害者の人権を守るための制度の整備が進んでいる。これらの法整備により、日本は平成26年2月に障害者の権利条約に批准した。これらの制度・法整備は、障害者にとって大きな意義をもつものである。障害者基本法にもうたわれている「全ての

国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、日常的に地域社会の中に交流の機会があることや、一般区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮によりスムーズになっていくこと、児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉えることが、共に生き、共に暮らしていく社会をつくっていく第一歩となる。障害者理解のための普及啓発活動の推進を図り、共に生きる社会の実現をめざす。

(3) 重点施策

①自立した地域生活実現のための在宅支援の強化

合理的配慮の視点に立ち、障害特性を踏まえた教育体制、雇用体制等、社会生活の基盤の見直しを進めることで、障害者の自立した地域生活を促進する。居住環境の整備や在宅支援の強化とあわせ、地域センターや民生委員の協力といった身近な地域で障害者を日常的に支えていく環境を整える。また、重度障害者が地域で暮らし続けるための保健医療部門と協働する仕組みなど、横断的なネットワーク体制を強化する。

②重度化・高齢化への対応

障害者の重度化･高齢化とともに､障害者を支える家族も高齢化している現状をふまえ、高齢化により心身の機能が低下した人や、重度の障害がある人、常に医療的なケアが必要な人への支援体制を整備する必要がある。在宅生活の見守りや居宅介護サービスの提供、様々な日中活動の場の組み合わせ、宿泊できる場所の確保等をコーディネートする新しい「地域生活支援拠点」を構築する。また、介護保険サービスとの連携や、訪問診療・訪問看護・訪問訓練といったアウトリーチ型サービスの提供に不可欠な福祉・保健・医療等および関係機関の連携体制の整備・構築を進める。ライフステージごとに変化する障害の状態像、家族の介護力や生活環境の変化を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を進める。

③療育支援体制の充実

成長段階における切れ目のない支援のために、保健センター等医療保健部門、保育課等子育て支援部門、教育委員会等教育部門などの連携を強化し、組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築する。また、障害児の低年齢化・多様化に対応して早期からの発達相談や療育を充実させるために、児童発達支援センターに障害特性に応じた専門職を配置し、肢体不自由児も含めた療育体制をあらためて整備する。あわせて、障害児を育てる保護者（家族）支援を大切にし､成長段階を見守ることができる支援体制の充実を図る。

(4) 施策の方向と展開

計画の基本的な方向、区の障害者の現状と施策の取り組み状況を踏まえ、９つの施策の柱を掲げてそれぞれについて具体的な施策の展開を図る。

基本理念	基本方針	施策の柱	施策の方向
自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現～	障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援	1.相談支援体制の充実	①障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実 ②障害の個別性に合わせた専門相談の充実 ③関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実
		2.地域生活支援体制の整備	①地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備 ②在宅サービスの充実 ③障害特性に応じた支援の強化
		3.子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実	①専門性の高い相談・療育支援体制の整備 ②障害があっても地域で育てる仕組みの構築 ③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実
		4.安心・安全な生活基盤の確保	①重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築 ②地域の見守りと緊急時支援の取り組みや対応力の強化 ③災害時における支援体制の整備
		5.人材育成	①障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成 ②障害者支援の核となる人材の育成 ③ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上
	障害者の主体性の尊重	6.豊かな日常生活を送るためのサービスの充実	①障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実 ②文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進 ③地域における社会参加や社会活動への支援
		7.就労機会の拡充、就労支援体制の充実	①一般就労に向けての就労支援の強化 ②福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫 ③障害者の雇用拡大に向けた区の率先した取り組みの推進
	共に生きる、共に暮らす地域社会の実現	8.権利擁護体制の構築	①障害者虐待防止対策事業の強化・推進 ②成年後見制度の利用促進 ③サービス向上に向けた取り組みの推進
		9.障害者理解と共感のやさしいまちづくり	①インクルージョンに基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進 ②合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備 ③障害者理解のための普及・啓発活動の充実

Ⅰ 相談・施設

1. 心身障害者福祉相談

区では、身体障害者手帳や愛の手帳の取得、補装具、施設利用をはじめ、日常生活、医療、教育、将来のことなどいろいろな相談に応じ、関係機関と提携し、必要な助言や援助を行っている。

≪身体障害者（児）相談状況≫　※単位：延相談人員は人、それ以外は件

年度	延相談人員	手帳	更生医療	補装具	職業	施設利用	医療保健	生活	その他	合計
平成30	7,683	1,519	2,152	532	45	28	188	331	4,525	9,320
令和元	7,892	1,581	2,273	604	47	25	190	328	4,552	9,600
令和2	7,622	1,555	2,102	550	39	24	170	326	4,454	9,220

≪知的障害者相談状況≫　※単位：延相談人員は人、それ以外は件

年度	延相談人員	施設利用	職業	医療保健	生活	教育	その他	合計
平成30	416	117	62	52	487	22	142	882
令和元	425	120	60	52	490	23	145	890
令和2	409	115	55	45	460	20	107	802

2. 基幹相談支援センター

障害者福祉課を基幹相談支援センターと位置づけ、総合的・専門的相談をはじめ、人材育成・権利擁護・虐待の対応など、地域の拠点相談支援センターと連携し対応する。

3. 品川区地域拠点相談支援センター

基幹相談支援センターである障害者福祉課と連携し、地域における中核的な相談窓口として一般相談から計画策定にかかる相談も受け付ける。

(1) 品川区旗の台障害児者相談支援センター

障害者に対する中核的な相談支援の窓口として位置づけ、指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントのもとで、在宅福祉サービスの利用援助や介護相談、情報の提供、ピアカウンセリング等を総合的に行うとともに、自立や社会参加の促進が図れるよう、平成24年4月から開設した地域活動支援センター「逢（あえる）」と共に一体的な運営を行っている。障害者生活支援センターとして、平成14年9月に開設し、平成19年4月には心身障害者福祉会館に移転、平成24年には指定特定相談支援事業所に指定している。

【予 算 額】　36,702千円（心身障害者福祉会館指定管理運営経費に合算）

【施設概要】

所　在　地	旗の台５丁目２番２号（品川区立心身障害者福祉会館内） 電話　5750－4995
相　談　内　容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等も行う。 （相談員６人　非常勤相談員１人）
高次脳機能障害相談	週１回、専任作業療法士による相談を実施する。 ※必要時評価実施
訪問リハビリ相談	月１回、身体障害の方を対象に、理学療法士による訪問相談を実施（事前予約制）。
ピアカウンセリング	障害者自身によるカウンセリング 時　間　帯　　午後１時30分～午後４時 第１木曜日および第３水曜日 ※令和２年６月より事前予約が必要
専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
指　定　管　理　者	社会福祉法人　品川総合福祉センター

(2) 品川区東品川障害者相談支援センター

平成 25 年 4 月社会福祉法人福栄会本部内に開設し、指定特定相談支援事業所（計画相談支援・基本相談支援）の指定を受け、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予 算 額】　26,476 千円

所　在　地	東品川３丁目１番８号（福栄会内） 電話　5479－2912
相　談　内　容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員６人）
専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
運　　営	社会福祉法人　福栄会

(3) 品川区南品川障害児者相談支援センター

平成 29 年 4 月に開設し、令和元年 10 月に品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」の開設に伴い移転した。

【予 算 額】 30,714 千円（品川区立障害児者総合支援施設指定管理運営経費に含んで計上）

所　在　地	南品川３丁目７番７号（品川区立障害児者総合支援施設内） 電話　5460-5301
相　談　内　容	障害者等に対し、障害福祉サービスの利用方法、補装具・日常生活用具の活用支援、住宅改修や社会資源の活用や必要な情報提供などの相談に対応する。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員５人・非常勤相談員２人）

専門機関の紹介	医療や療育、教育、訓練などの専門機関を紹介する。
指定管理者	社会福祉法人　グロー

(4) 品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」

精神障害者の地域生活を支援するために、日常生活の相談、就労についての相談、交流の場の提供等を行なっている。

また指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予算額】　28,738 千円

所在地	西五反田 2 丁目 24 番 2 号 電話　5719－3381
相談内容	障害者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用や社会資源の活用等のために必要な情報の提供および助言等を行う。 また、障害支援区分調査、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 5 人）
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行う。 交流室、自主活動（アートクラブ、体操クラブ、パソコンクラブ等）、昼食サービス
地域交流事業	地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。 地域交流会の開催（年 4～5 回）
その他の事業	個別ピアカウンセリング、たいむミーティング
運営	社会福祉法人　福栄会

(5) 品川区発達障害者相談支援センター

発達障害者の地域生活を支援するために、日常生活や就労に関する相談、居場所の提供、自立支援のプログラムを提供する。

また指定特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）を担い、障害者ケアマネジメントを行っている。

【予算額】　16,202 千円

所在地	上大崎 1 丁目 20 番 12 号（品川区立発達障害者支援施設内） 電話　5793－7071
相談内容	障害者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用や社会資源の活用等のために必要な情報の提供および助言等を行う。 また、サービス等利用計画の作成等も行う。 （相談員 2 人・非常勤相談員 3 人）
運営	社会福祉法人　げんき

4. 品川区障害者就労支援センター

障害者の民間事業所等への就労機会の拡大と定着化を図れるよう、専門の支援スタッフを配置して平成 15 年 4 月に開設。平成 16 年 12 月に現在地に移転した。

平成 24 年 4 月から併設して就労移行支援事業を実施することで、障害者の就労支援のための訓練から就労支援、就労後のジョブコーチ支援まで一体的な運営を行っている。

平成 30 年 10 月からは、就労定着支援も併せて開始した。

【予 算 額】　22,852 千円

所　在　地	大崎 4 丁目 11 番 12 号 電話　5496－2525
対　象　者	障害者の方で、主に民間事業者等への一般就労を希望する方
支援スタッフ	コーディネーター5 人を配置
事 業 内 容	①　就労面の支援：就労相談、職場開拓、職場実習の支援、職場定着のための支援（訪問・実務援助・職場環境の調整等） ②　生活面の支援：日常生活の支援（健康管理、金銭管理等）カウセリング、住宅・年金・福祉ｻｰﾋﾞｽ利用等の支援、社会参加・将来設計等への支援 ③　就労訓練事業：知識・技能習得の訓練
運　営	社会福祉法人　げんき

5. 身体障害者･知的障害者･精神障害者相談員

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員は、障害者の更生援護の相談や関係機関への協力を職務内容とし、地域の民間の方々に品川区長が業務を委託している。

任期は 2 年で、品川区には現在 25 人の相談員が活動している。

【根拠法令等】特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

≪身体障害者相談員≫任期：令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日　＊印はＦＡＸ専用

氏　名	電　話	対　象
笹 原　稔	080-8855-0988	視覚障害者
寺 島　政 博	090-4093-7680	
菊地　絵里子	6902-0070	肢体不自由児・者 （主として父母等）
武 田　澄 昌	090-9855-2840	
庭田　富美代	3773-9887	
九 鬼　美 穂	5434-2707	
須 藤　基 子	080-1161-0240	重症心身障害児・者
丸 山　文 子	3471-7939	
伏 見　敏 博	3781-5169	肢体不自由者 （本　人） 内部障害者
山﨑　久美子	3781-1477	
久保　しのぶ	3765-4896	
住 谷　宏 見	＊5702-6005	聴覚障害者
佐々木　敏 惠	＊3784-7895	
横 山　行 保	3450-4796	人工肛門・膀胱の方

≪知的障害者相談員≫任期：令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

氏　　名	電　　話	対　　象
島崎　妙子	3799-3670	知的障害者
松田　啓江	3782-9534	
川村　智美	3490-3203	
白鳥　由起子	080-3120-9825	
大上　好江	3763-8975	
徳山　香織	080-8729-4426	
佐藤　直子	070-5593-6477	
尾下　貴美	3781-2770	

≪精神障害者相談員≫任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏　　名	電　　話	対　　象
庄田　洋	3458-6908	精神障害者
横田　信子	3782-4952	

6.障害者の包括支援相談体制整備促進事業（在宅介護支援センター併設型事業所）

地域共生社会の実現のため、在宅介護支援センターに併設した指定特定相談支援事業所を開所し、障害者の計画相談支援を実施することにより、包括的な相談体制の整備を図る。

【根拠法令等】障害者総合支援法
【予算額】37,226千円
【実績】

区分＼年度	令和元年度	令和2年度
事業所数	2	4
決算額（円）	5,760,852	20,032,200

7.障害児者の相談支援体制整備促進事業

相談支援事業所の運営経費の一部を補助することで、民間事業所の安定的な運営を支援する。

【根拠法令等】障害者総合支援法、児童福祉法、品川区相談支援事業所整備促進補助金交付要綱
【予算額】31,190千円
【実績】

区分＼年度	令和元年度	令和2年度
事業所数	4	8
決算額（円）	10,512,000	28,300,872

8. 区立の障害者施設

(1) 品川区立心身障害者福祉会館

心身障害者福祉会館は、障害者の自立と社会参加のための援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者に対する理解を深めるための拠点として、障害者福祉の増進を図るため、あらゆる障害者の方々が利用できる施設として運営している。

（沿革）

昭和 52 年	開設
昭和 60 年	在宅障害者デイサービス施設（身体障害者福祉センターＢ型）
平成 16 年 8 月	知的障害者通所更生施設（障害者支援施設の機能を併設）
平成 19 年 4 月	品川区障害者生活支援センター（相談支援機能）を移転し、身体障害者福祉センターＢ型と一体的に運営
平成 21 年 4 月	自立訓練センター開設（障害者自立支援法の施設に移行）
平成 23 年 4 月	生活介護事業を開始
平成 24 年 4 月	地域活動支援センター開設（身体障害者福祉センターＢ型を改変）
平成 26 年 4 月	事業定員の見直し（生活介護、自立訓練センター）

当会館では障害のある人もない人も、品川区民として等しく健康で文化的な生活と基本的人権が保障された、ゆたかな地域社会の実現をめざして、次の事業を行っている。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立心身障害者福祉会館条例・同施行規則

【予　算　額】　194,694 千円（品川区旗の台障害児者相談支援センター分を含む）

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2">旗の台 5 丁目 2 番 2 号</td><td>電話</td><td colspan="2">3785－3322</td></tr>
<tr><td>建 物 構 造</td><td colspan="5">鉄筋コンクリート造　4 階建</td></tr>
<tr><td>敷 地 面 積</td><td>980.14 ㎡</td><td>建築面積</td><td>508.25 ㎡</td><td>延床面積</td><td>1,599.16 ㎡</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="5">18 歳以上の知的障害者・身体障害者等</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業内容</td><td colspan="5">自立訓練センター（機能訓練）　定員 6 人
自立訓練センターの機能訓練部門として、PT 等による機能訓練および相談を行う等、個別支援計画に基づき自立した日常生活が送れるよう支援する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">自立訓練センター（生活訓練）　定員 6 人
自立訓練センターの生活訓練部門として、食事の提供および個別支援計画に基づいた指導、訓練等を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="5">生活介護　定員 50 人
常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動、摂食指導、口腔衛生、理学療法、作業療法等訓練の機会等を提供する。
※「生活介護」と併せ、「東京都重症心身障害者通所事業」の指定を受け、運営している。</td></tr>
<tr><td colspan="5">地域活動支援センター「逢（あえる）」
品川区旗の台障害児者相談センターと一体的に運営し、障害者の方に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会の中で自らの意思で日常生活や社会活動に参加出来ることを支援している。</td></tr>
<tr><td colspan="5">品川区旗の台障害児者相談支援センター（再掲）
・特定相談支援事業　　・障害児相談支援事業
・障害者総合支援法第77条第1項第3号に定める相談業務</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td colspan="5">社会福祉法人　品川総合福祉センター</td></tr>
</table>

(2) 品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロ（Ｐｉｃｃｏｌｏ）

品川区立重症心身障害者通所事業ピッコロは、在宅の重症心身障害者が家族とともに地域の中で暮らすことができるよう平成24年6月に開設した。

障害が重くても、地域の中で充実した日々を過ごし、豊かな生活が送れるよう、身体機能の維持・向上、二次障害の予防や生きがいにつながるプログラムを実施している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法
【予　算　額】　65,080千円

所　在　地	八潮5丁目3番8号	電話	3799－5931
建物構造	鉄筋コンクリート造　11階建の1階部分　256.96㎡		
敷地面積	2,220.43㎡		
対　象　者	18歳以上の重症心身障害者 （レスパイトは乳児を除く児童）	定員	6人
事業内容	生活介護： 常に介護が必要な人に施設で入浴、理学療法、摂食指導、運動、製作、音楽活動やスヌーズレン（リラクゼーション活動）を実施する。 レスパイト事業： 在宅で重症児の子育てをしている保護者の方が、外出しての用事や兄弟の学校行事参加、通院等によりお子様を見られなくなるとき、一時的に預かる事業（1日1床）。 医療的ケア児・者および家族等への相談支援		

(3) 品川区立かがやき園

品川区立かがやき園は、知的障害者の地域生活への移行を目標とした入所更生施設で平成16年5月に開設された。また、在宅の障害者（児）のために、ショートステイも行っている。平成21年4月から、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の「施設入所支援」と「生活介護」の施設として運営している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則
【予　算　額】　56,436千円

所　在　地	西大井6丁目2番14号	電話	3772－8171
建物構造	鉄筋コンクリート造　6階建の1階および2階部分　1,345.52㎡		
敷地面積	1,973.78㎡		
対　象　者	原則として、18歳以上の知的障害者	定員	30人
事業内容	施設入所支援：入所者の入浴や排せつ、食事の介護などを行う。 生活介護：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う。 短期入所：一時的に居宅で介護できないとき短期間の入所により入浴や排せつ、食事の介護などを行う（3床）。		
指定管理者	社会福祉法人　福栄会		

(4) 品川区立西大井福祉園

平成6年4月、旧西大井福祉ホーム跡地に知的障害者の保護、生活指導、作業指導を行い社会復帰を図ることを目的として知的障害者（通所）更生施設「品川区立西大井福祉園」を開設した。この施設には知的障害者グループホーム西大井つばさの家が併設されている。平成21年4月から、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の「就労継続支援」と「生活介護」の施設として運営している。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者福祉施設条例・同施行規則
【予 算 額】　86,675千円（西大井つばさの家運営費を含む）

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2">西大井5丁目7番24号</td><td>電話</td><td colspan="2">3777－0294</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="5">鉄筋コンクリート造　3階建</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>765.54㎡</td><td>建築面積</td><td>430.43㎡</td><td>延床面積</td><td>1,158.25㎡</td></tr>
<tr><td>施設別面積</td><td colspan="3">通所(日中活動)施設</td><td>面積</td><td>852.82㎡</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">知的障害者グループホーム</td><td>面積</td><td>305.43㎡</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="3">18歳以上の通所可能な知的障害者</td><td>定員</td><td>40人</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5">就労継続支援（B型）：通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（10人）。
生活介護：常に介護が必要な人に施設で排せつ、食事の介護や創作的活動などを行う（30人）。</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td colspan="5">社会福祉法人　福栄会</td></tr>
</table>

(5) 品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」

平成26年4月、旧鉄道弘済会アフターケアセンター跡施設に、発達障害成人期支援の取組みとして、発達障害の特性を活かした就労系の日中活動の場として、就労継続支援A型・B型事業を開始した。また、従来より実施してきた発達障害・思春期サポート事業もこの施設に拠点を移し、思春期から成人期へと一貫した支援の構築を目指す。この施設には知的障害者グループホーム上大崎つばさの家が併設されている。なお、令和3年度より品川区発達障害者相談支援センターを開設し、相談からサービス提供までのワンストップ化を図っている（平成30年より就労継続A型を廃止）。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立発達障害者支援施設条例・同施行規則
【予 算 額】　48,641千円（上大崎つばさの家・品川区発達障害者相談支援センター分を含む）

<table>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2">上大崎1丁目20番12号</td><td>電話</td><td colspan="2">5793－7095</td></tr>
<tr><td>建物構造</td><td colspan="5">鉄筋コンクリート造　3階建</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>639.99㎡</td><td>建築面積</td><td>215.166㎡</td><td>延床面積</td><td>684.78㎡</td></tr>
<tr><td>施設別面積</td><td colspan="3">通所（日中活動）施設</td><td>面積</td><td>533.90㎡</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">知的障害者グループホーム</td><td>面積</td><td>150.88㎡</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="3">発達障害者支援法に既定される発達障害者。思春期サポート事業および成人期支援事業は発達障害と思われる思春期～成人の方およびその家族等。</td><td>定員</td><td>就労継続B 20人</td></tr>
</table>

内　　容	発達障害者相談支援センター：発達障害に関する相談を受け、必要な支援へと繋げる。 就労継続支援（B 型）：通常の事業所で働くことが困難な人に発達の特性にあったプログラムによる就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（20 人）。 成人期支援事業（リクト）：発達障害と思われる方の就労に関する相談や居場所の提供、自立支援のためのプログラムの提供等。
指定管理者	社会福祉法人　げんき

※発達障害・思春期サポート事業は、区の委託事業のため、別掲載している。

(6) 品川区立知的障害者グループホーム

知的障害者グループホームは、施設に通所するか就労している知的障害者に対し、生活の場を提供するとともに、地域社会での自立生活を助長するための施設で、区立施設は 3 箇所である。

【根拠法令等】　障害者総合支援法、品川区立知的障害者グループホーム条例・同施行規則
【予 算 額】　10,701 千円（北品川つばさの家）

西大井つばさの家建物管理費等は西大井福祉園運営費に、上大崎つばさの家建物管理費等は品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」に計上

	北品川つばさの家 定員 12 人	西大井つばさの家 定員 7 人	上大崎つばさの家 定員 5 人
所　在　地	北品川 3 丁目 7 番 21 号 電話 5461－8822	西大井 5 丁目 7 番 24 号 電話 3777－1478	上大崎 1 丁目 20 番 12 号 電話 5793-7140
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建の 3 階部分	鉄筋コンクリート造 3 階建の 3 階部分	鉄筋コンクリート造 3 階建の 3 階部分
床面積等	435.06 ㎡　12 室	305.43 ㎡　7 室	150.88 ㎡　5 室
入　居　者	区内に住所を有する知的障害者で、施設に通所または就労している人		
事業内容	入居者に対する食事の提供や健康管理など日常生活に必要な指導		
使　用　料	月額 30,000 円（左記の他、食費、光熱費等実費負担あり）		
指定管理者	社会福祉法人　げんき	社会福祉法人　福栄会	社会福祉法人　げんき

(7) 品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」

品川区立障害児者総合支援施設は、令和元年 10 月に障害児者の地域生活支援拠点として開設された。児童発達支援センター「品川児童学園」の機能拡充を図り、発達・発育に支援を必要とする子どもとその保護者等の支援を行うとともに、障害者の高齢化や重度化など多様化する障害者ニーズに対応し、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行う。また、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現をめざして、運営している。

（沿革）

昭和 55 年 3 月	知的障害児通園施設「品川児童学園」が東京都から品川区へ移管
昭和 57 年 4 月	区単独事業として「子ども発達相談室」を設置
平成 19 年 7 月	児童デイサービス（現放課後等デイサービス）「コンパス」を開設
平成 24 年 4 月	児童福祉法改正により児童発達支援センターへ移行
平成 26 年 7 月	品川児童学園分室「戸越ルーム」開設
平成 28 年 4 月	建替えのため、品川児童学園をこみゅにてぃぷらざ八潮へ仮移転
令和元年 10 月	障害児者総合支援施設開設 品川児童学園を仮移転先から再移転し、分室を統合して運営開始

【根拠法令等】障害者総合支援法、児童福祉法、品川区立障害児者総合支援施設条例、同施行規則等

【予　算　額】377,610 千円（品川区南品川障害児者相談支援センター分を含む）

所　在　地	南品川 3 丁目 7 番 7 号		
敷地面積	2,748.90 ㎡	延床面積	6,870.90 ㎡
構造種別	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	階　　数	地下 1 階、地上 6 階

施設および事業内容等

品川児童学園（児童発達支援センター）

事業内容	・子ども発達相談室（障害児等にかかる相談等） ・児童発達支援（定員 40 名）　・放課後等デイサービス（定員 10 名） ・保育所等訪問支援　・日中一時支援（定員 20 名）
指定管理者	社会福祉法人ゆうゆう

訪問系サービス事業所

事業内容	・居宅介護　・重度訪問介護　・同行援護　・行動援護
指定管理者	社会福祉法人ゆうゆう

品川区南品川障害児者相談支援センター（再掲）

事業内容	・特定相談支援事業　・障害児相談支援事業 ・障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に定める相談業務
指定管理者	社会福祉法人グロー

日中活動・短期入所系サービスセンター

事業内容	・生活介護（定員 40 名）　・就労継続支援（B 型）（定員 20 名） ・短期入所（定員 12 名）　・地域活動支援センター
指定管理者	社会福祉法人愛成会

その他の施設

多目的室	・多目的室 1　・多目的室 2（目的外使用による一般貸出しを実施）
併設施設	・カフェレストラン（就労継続支援（B 型）） ・精神科診療所　・訪問看護

Ⅱ手帳の交付

1. 身体障害者手帳

身体障害者（児）が、補装具費の支給、自立支援医療（更生医療）の給付、日常生活用具の給付、税の減免、ＪＲ旅客運賃の割引、テレビ受信料の減免、施設利用など各種の援護を受けるために必要な手帳である。

手帳の交付を受けるためには、身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師の診断書（用紙は障害者福祉課にて配布）が必要（申請後約1か月で手帳が交付される）。

手帳は、障害の部位により、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、内部機能障害に区分され、さらに障害の程度により、1級から6級までに分けられる。

≪身体障害者手帳所持者数≫　（各年4月1日現在）単位：人

年度／障害の区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			18歳未満	18歳以上	合 計	1･2 級者
視覚障害	619	626	5	602	607	354
聴覚障害等	784	792	61	738	799	286
音声機能障害等	147	139	3	136	139	18
肢体不自由	4,430	4,293	92	4,109	4,201	1,598
内部障害	3,529	3,571	52	3,564	3,616	2,465
合計	9,509	9,421	213	9,149	9,362	4,721

2. 愛の手帳

愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、都では、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断している。手帳は、障害の程度で1度～4度に区分されている。なお、国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けている。

【申 請 先】

・18歳未満　児童相談所（東京都品川児童相談所）

・18歳以上　東京都心身障害者福祉センター

※満3歳、6歳、12歳、18歳になったとき、または障害程度が変化したとき、手帳の再交付や再判定が受けられる。

≪愛の手帳所持者数≫　（各年4月1日現在）単位：人

年度／区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
			18歳未満	18歳以上	合 計
1 度	68	67	4	64	68
2 度	489	498	104	410	514
3 度	509	518	137	400	537
4 度	873	897	209	707	916
合計	1,939	1,980	454	1,581	2,035

Ⅲ障害者総合支援法

1. 障害者総合支援法の公布および施行

平成21年に閣議決定により設置された障がい者制度改革推進本部（内閣府）等による検討を踏まえ、共生社会の実現に向けて障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスの充実や新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（障害者総合支援法）」（平成24年6月27日）が公布された。

[障害者総合支援法の趣旨]

この法律は、障害者の日常生活および社会生活への支援が、社会参加の機会の確保、共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念としている。

[障害者総合支援法の概要]

(1)　法律の名称変更（平成 25 年 4 月 1 日施行）

「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称が変更された。

(2)　障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）（平成 25 年 4 月 1 日施行）

制度の谷間を埋めるため、障害者の範囲に難病等を加えることとなった。

(3)　障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月 1 日施行）

「障害程度区分」は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められた。

(4)　障害者に対する支援（平成 26 年 4 月 1 日施行）

重度訪問介護の対象が拡大された（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定められた）。

共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化された。

2. 障害の対象となる「難病患者」の方の障害福祉サービスの利用について

上記の法律により新たに対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの利用が可能になる。

【対象となる方】

対象疾病（361疾病）による障害がある方

【利用できるサービス】

障害者(児)については、障害福祉サービス、相談支援、補装具および地域生活支援事業が、障害児については、障害児通所支援（児童福祉法による）がそれぞれ利用できる。

【問い合わせ先】

・難病についての相談窓口

◆品川保健センター（保健担当）03－3474－2903～4
◆大井保健センター（保健担当）03－3772－2666
◆荏原保健センター（保健担当）03－3788－7016

・サービスの申請窓口

◆障害者福祉課障害者相談支援担当　　03－5742－6711

3. 障害福祉サービスの体系（平成 30 年 4 月～）

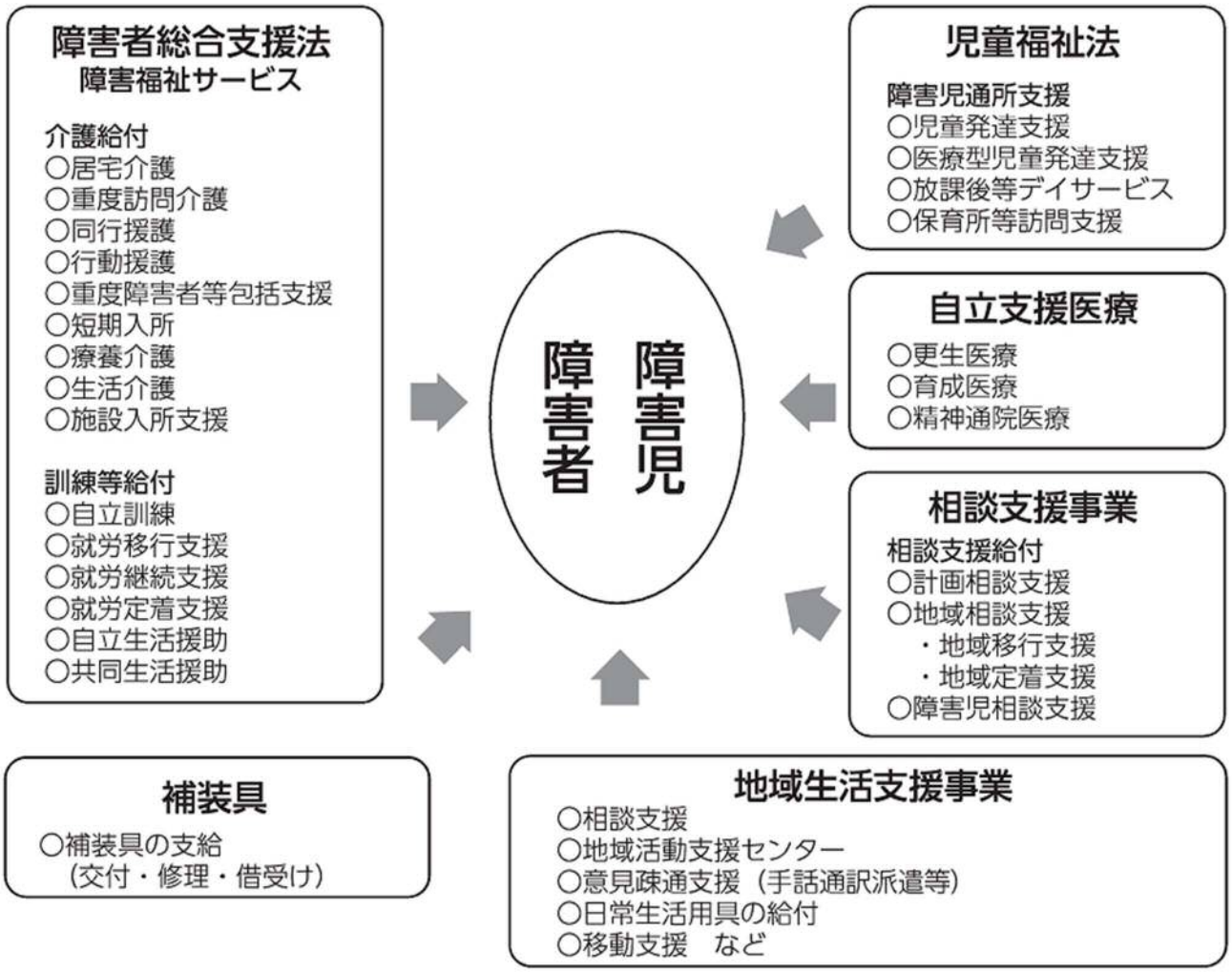

4. 支給決定の流れ

障害福祉サービス利用の手続き　障害者総合支援法の障害福祉サービスを受けるためには、区に申請をし、「支給決定」を受ける必要がある。

(1) 障害支援区分認定

介護給付を利用する場合、福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定にあたり、全国統一の基準としての「障害支援区分」認定を行う。

※障害者介護給付費等支給審査会

障害支援区分認定調査等に基づく一次判定結果と、特記事項および医師意見書に基づき、審査・判定を行う。

◆委　員

障害者福祉施策に精通している保健・医療・福祉の関係者に委嘱して実施する。

◆合議体の設置

・設置数　2　・委員構成　5 人（医師、学識経験者等）

◆審査会の回数（令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月末）

・回数　40 回　・審査件数　358 件

【予　算　額】　3,000 千円

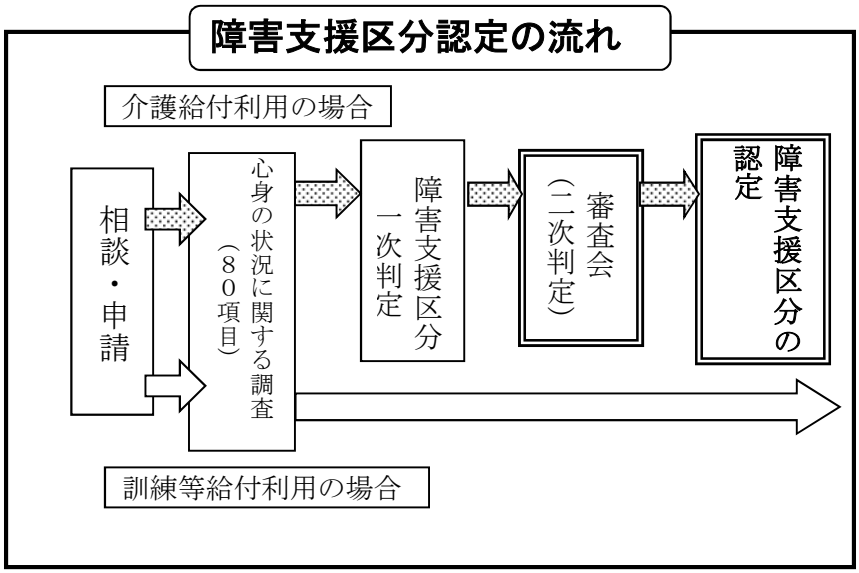

※障害支援区分認定後の支給決定プロセスの変更点

障害者自立支援法の改正により、ケアマネジメントに基づいた相談支援体制を強化する仕組みとして、指定特定相談支援事業を創設。
「サービス等利用計画案」の事前の作成と勘案事項により、支給決定を行う。
サービス利用後も、モニタリング等の実施により、継続的に相談支援を行っていく。

(2) 支給決定の流れ

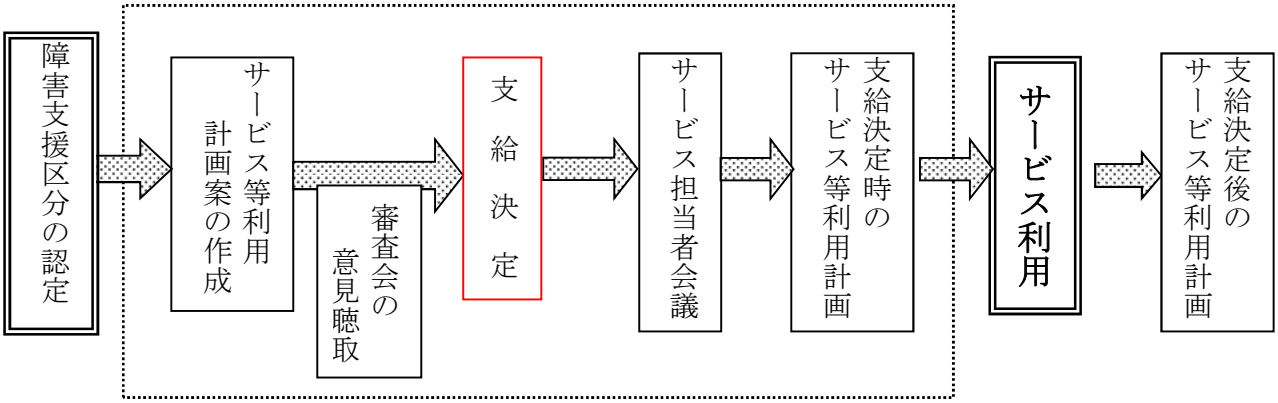

5. 対象となるサービス

(1) 自立支援給付

	サービス名	支　援　内　容	区内の主な提供施設等
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	39 事業所
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。 ※行動障害のある知的・精神障害者が加わった。	38 事業所
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動の援護、排せつおよび食事の介護その他外出時に必要な援助を行う。	16 事業所
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	3 事業所
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	—
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	かがやき園・かもめ園・ぐるっぽ

	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。	―
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	心身障害者福祉会館・サンかもめ・かもめ園（日中活動）・かがやき園（日中活動）・しいのき学園・南品川むつみ園・西大井福祉園 ・ピッコロ（重心通所）・ぐるっぽ・中延在宅サービスセンター
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	かがやき園 かもめ園
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	心身障害者福祉会館 品川宿（生活訓練）
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	げんき品川・ジョブサ品川区・ジョブステーション大井町・LITALICO ワークス五反田・ミラトレ大井町・就労移行支援事業所サンライト・ライクチャレンジサポート大森駅前・ディーキャリア品川サウスオフィス
	就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	福祉工場しながわ（A） さつき（B） しいのき学園（B） 西大井福祉園（B） かもめ工房第 1･2･3（B） トット文化館（B） ぷらーす（B） ふれあい作業所西大井・西品川（B） すまいるさぽーと品川（A） 就労継続支援Ｂ型ガーデン（B） 就労継続支援Ｂ型事業所 TODAY 南品川（B） ぐるっぽ（B）
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。	げんき品川・ジョブサ品川区・就労定着支援事業所サンライト・LITALICO ワークス五反田・ライクチャレンジサポート大森駅前・ミラトレ大井町
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。	―

	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。 ※外部サービス利用型と介護サービス包括型に分かれる。	北品川つばさの家・西大井つばさの家・上大崎つばさの家・わいわいてい・海老沢寮・旗の台つばさの家・グループホーム森前・グループホーム金子山・鮫洲なぎさの家・かもめハウス【精神】・ふくふく【精神】・935 ファミリーワン【精神】

(2) 補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長時間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入費、修理費、借受け費の給付を行う。

(3) 自立支援医療

従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたもの。

実際の給付は、更生医療については障害者福祉課、育成医療は健康課、精神通院医療は各保健センターで対応している。

(4) 地域生活支援事業

	事業名	内　　容	区内の主な提供施設等
地域生活支援事業	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、および助言その他の障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための支援を行う。	・基幹相談支援センター ・品川区旗の台障害児者相談支援センター（心身障害者福祉会館） ・品川区東品川障害者相談支援センター ・品川区南品川障害児者相談支援センター（ぐるっぽ） ・品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」 ・品川区発達障害者相談支援センター
	意思疎通支援事業	聴覚障害者等の情報保障・コミュニケーション支援としての手話通訳派遣・要約筆記派遣を行う。	・地域活動支援センター「逢（あえる）」
	日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具等の給付を行う。	―
	移動支援	自立支援給付の対象外で、社会参加等のために円滑に外出できるよう、移動を支援する。	17 事業所
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。	・品川区精神障害者地域生活支援センターたいむ ・地域活動支援センター「逢（あえる）」 ・ぐるっぽ「しゅく」
	日中一時支援事業	特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。	・にじのひろば戸越 ・にじのひろば八潮 ・区立品川児童学園
	その他の事業	・巡回入浴サービス事業 ・ハウスクリーニング事業 ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業	―

6. 障害児者支援に係る協議会等

(1)地域自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会および福祉カレッジ

関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。また、地域支援力向上のための研修や人材育成が図られるよう、「障害者版福祉カレッジ」を実施している。併せて、相談支援体制の強化促進を目的として、共通のマニュアルを作成する。

【委員構成】　30 人以内
（障害者団体、相談支援事業者、保健・医療関係者、教育関係者、権利擁護関係者等）

【開催回数】　3 回

【予 算 額】　2,811 千円

(2)医療的ケア児等支援関係機関連絡会

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行うことで、医療的ケア児等の成長を支える連携体制の構築を目指す。

【予 算 額】　416 千円

Ⅳ障害者総合支援法による給付・支援

1. 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 2 項)

居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事などの援助を行う。

【対 象 者】

障害支援区分が 1 以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）は、一定の条件がある。

【予 算 額】　129,960 千円

【実　　績】

区分 ＼ 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体介護	利用者数	57	68	71
	利用時間数	7,961	11,885	14,287
家事援助	利用者数	99	106	107
	利用時間数	9,398	10,617	11,289
通院介助	利用者数	18	16	14
	利用時間数	1,283	1,475	1,769
決算額（円）		82,432,659	122,202,988	143,637,312

※利用者数は、各年度の 2 月末現在の人数による。

(2) 重度訪問介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 3 項)

重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者に対して、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助および外出時における移動中の介護を総合的に行う。

※平成 26 年度から行動障害のある知的・精神障害者が加わった。

【対 象 者】

障害支援区分が 4 以上であって、下記の(ｱ)または(ｲ)のいずれかに該当する者

(ｱ) 次の①、②のいずれにも該当

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」と認定されていないこと

(ｲ) 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目（12 項目）の合計が 10 点以上

【予 算 額】　204,288 千円

【実　　績】

区分 ＼ 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	47	40	40
利用時間数	70,486	68,527	66,555
決算額（円）	201,602,275	203,921,746	204,935,523

※利用者数は、各年度の 2 月末現在の人数による。

(3) 同行援護　　平成 23 年 10 月より開始
（平成 24 年 4 月より移動支援（ガイドヘルパー）より変更）

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 4 項）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時において、同行して移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出時に必要な援助を行う。

【対 象 者】

同行援護の調査票により、視力、視野、夜盲の障害かつ移動の障害が認められる者。

【予 算 額】　72,240 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	74	76	75
利用時間数	22,748	25,284	20,136
決算額（円）	60,648,422	72,443,949	61,038,299

※利用者数は、各年度の 2 月末現在の人数による。

(4) 短期入所（ショートステイ）

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 8 項）

介護を行う方の疾病、事故、出産等の理由により、障害者等を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設などの短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行う。

【対 象 者】

①障害支援区分が区分 1 以上である障害者

②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児

【予 算 額】　103,584 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	88	99	71
利用日数	9,801	8,919	10,671
決算額（円）	99,425,083	102,587,120	95,374,888

※利用者数は、各年度の 2 月末現在の人数による。

(5) その他の施設系サービス

①療養介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 6 項)

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする。

【予 算 額】　128,544 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	28	31	31
決　算　額（円）	108,199,251	122,666,999	123,441,485

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

②生活介護

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 7 項)

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

【予 算 額】　1,236,000 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	477	461	472
決　算　額（円）	1,194,029,323	1,189,015,640	1,209,093,348

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

③施設入所支援

【内　　容】(障害者総合支援法第 5 条第 10 項)

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをする。

【予 算 額】　388,800 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	276	268	269
決　算　額（円）	388,900,372	386,521,250	392,944,202

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

※費用負担（① ～ ③ 共通）

サービス量の一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

2. 訓練等給付

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【介護サービス包括型グループホーム】(障害者総合支援法第 5 条第 15 項)

共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられる。

【外部サービス利用型グループホーム】(障害者総合支援法第 5 条第 15 項)

地域で共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助をする。

【予 算 額】 484,080 千円

【実 績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	173	182	199
決算額（円）	386,786,939	439,686,058	486,911,969

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

(2) 就労定着支援（平成 30 年度より）

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 15 項)

就労移行支援等の利用を経て一般就労をした障害者に対し、就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題解決に向けた支援を行う。

【予 算 額】 19,260 千円

【実 績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	28	34	35
決算額（円）	2,549,686	13,496,780	18,835,691

※平成 30 年度は 10 月よりサービス提供開始。

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

(3) 自立生活援助（平成 30 年度より）

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 16 項)

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者などを定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うほか、利用者からの相談にも随時対応する。

【予 算 額】 2,808 千円

(4) その他の施設系サービス

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【内 容】(障害者総合支援法第 5 条第 12 項)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。

【予 算 額】 38,297 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	40	32	26
決　算　額（円）	43,121,206	38,894,529	41,954,260

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

②就労移行支援

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 13 項）

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

【予 算 額】　319,800 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	122	118	100
決　算　額（円）	241,784,045	275,800,996	280,312,305

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

③就労継続支援

【内　　容】（障害者総合支援法第 5 条第 14 項）

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

【予 算 額】　629,376 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	423	434	428
決　算　額（円）	606,520,328	626,921,194	617,481,610

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

3. 補足給付

【内　　容】（障害者総合支援法第 34 条）

入所施設を利用する場合、所得の低い人には、一定額が手元に残るように光熱水費の一部を給付する。グループホームを利用する場合は、月額１万円を上限に家賃の一部を給付する。

【予 算 額】　54,648 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　者　数	464	450	468
決　算　額（円）	54,052,860	53,805,481	53,790,797

※利用者数は各年度の 2 月末現在の人数による。

4. 補装具費の支給（購入・修理・借受け）

身体的障害のある人が、失われた機能を補って、日常生活や職業活動を容易にするために必要な補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給を行う。

【対　　象】

身体障害者手帳を所持している人、もしくは障害者総合支援法に規定する難病等患者で、東京都心身障害者福祉センター等において補装具の交付が必要と判定された人

【補装具種目】

・視覚障害者用　　―　視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
・聴覚障害者用　　―　補聴器等
・肢体不自由者用　―　義手、義足、装具、車いす、歩行器等

【実施方法】

障害者福祉課に申請書を提出し、補装具費支給券の支給を受け、指定業者から納入、修理または借受けを受ける。

【費用負担】　原則一割の自己負担（所得に応じた月額上限額あり）。

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 76 条

【予 算 額】　55,088 千円

【実　　績】　（単位　円）

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交　付	35,244,802	46,456,895	40,643,715
修　理	9,532,351	12,160,888	11,322,144
計	44,777,153	58,617,783	51,965,859

≪補装具購入・修理状況（件数）≫

種目	年度 区分	令和元年度 購入	令和元年度 修理	令和元年度 計	令和2年度 購入	令和2年度 修理	令和2年度 計
総数		265	178	443	236	171	407
義肢	義手	4	0	4	1	0	1
	義足	16	16	32	8	15	23
装具	下肢	43	13	56	40	9	49
	靴型	6	9	15	7	8	15
	体幹	3	0	3	1	0	1
	上肢	1	0	1	2	0	2
座位保持装置	座位保持機能付車いす	15	16	31	9	13	22
	座位保持機能付電動車いす	2	3	5	0	2	2
	その他	0	1	1	16	5	21
視覚障害者安全つえ		7	0	7	6	0	6
義眼		0	0	0	1	0	1
眼鏡	矯正眼鏡	4	0	4	1	0	1
	遮光眼鏡	12	1	13	5	1	6
	コンタクトレンズ	0	0	0	0	0	0
	弱視眼鏡	2	0	2	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット形	2	0	2	3	0	3
	高度難聴用耳掛け形	45	21	66	52	17	69
	重度難聴用ポケット形	1	1	2	2	1	3
	重度難聴用耳掛け形	37	37	74	22	21	43
	耳あな型（レディーメイド）	0	0	0	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	4	0	4	2	0	2
	骨導式	0	0	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	2	1	3
	人工内耳用音声信号処理装置修理					1	1
車いす	普通型	26	24	50	16	37	53
	手押し型	9	5	14	8	5	13
	リクライニング式手押し型	8	4	12	2	1	3
	その他	0	0	0	10	7	17
電動車いす	普通型	3	11	14	0	4	4
	簡易型	5	15	20	10	20	30
	その他	0	1	1	1	3	4
座位保持いす		0	0	0	1	0	1
起立保持具		0	0	0	1	0	1
歩行器		0	0	0	4	0	4
頭部保持具		0	0	0	0	0	0
排便補助具		0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ		7	0	7	2	0	2
重度障害者用意思伝達装置		3	0	3	1	0	1
その他		0	0	0	0	0	0

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促進する。

【対　　象】　障害者等で世帯の中に適当な介助者がいない方

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区移動支援事業運営要綱

【予 算 額】　56,040 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利 用 者 数 （人）	101	98	85
利用時間数（時間）	14,249	16,003	11,708
決　算　額　（円）	42,382,837	50,578,382	42,408,577

※利用者数は、3 月末現在の人数による。

(2) 障害者（児）巡回入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度心身障害者（児）に巡回入浴車を派遣し、障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るための制度。

【対　　象】

区内在宅の、身体障害者手帳の程度が 2 級以上または愛の手帳の程度が 2 度以上の人で医師に入浴の了解が得られる方

【費 用 負 担】

サービス量の一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する(軽減措置あり)。

【内　　容】　洗体、洗髪、洗顔および清拭に関する指導など

【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者巡回入浴サービス事業実施要綱

【予 算 額】　19,500 千円
(心身障害者福祉会館指定管理運営経費に合算)

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
派 遣 世 帯 数	22	27	23
延 派 遣 回 数	1,347	1,340	1,559
決　算　額（円）	14,815,900	16,078,800	20,265,700

※利用者数は、3 月末現在の人数による。

(3) 日常生活用具の給付

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具を給付し、日常生活を容易にすることを目的とした制度。一部の品目は入院・入所中でも給付される。

【対　　象】　主に身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を所持する人
【実施方法】　障害者福祉課に申請書を提出し、日常生活用具給付券の交付を受け、指定業者から納入を受ける。
【費用負担】　原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。
【根拠法令等】　障害者総合支援法第77条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
日常生活用具給付等事業運営要綱
【予 算 額】　67,800千円

日常生活用具給付実績

区分／年度	ストマ用装具	紙おむつ	便器	入浴補助具	歩行支援用具	活字文書読上げ装置	エアーパッド	FAX	自動消火装置他	特殊寝台	ポータブルレコーダー	時計	電磁調理器	屋内信号装置	小規模改修	その他	計	事業費（円）
30	2,502	323	2	10	9	0	6	3	0	4	9	6	3	7	1	111	2,996	63,956,830
元	2,533	276	2	9	4	1	11	6	0	9	8	9	0	4	3	126	3,001	65,595,180
2	2,419	299	0	9	3	0	3	3	0	4	9	6	1	3	3	126	2,888	60,623,038

(4) 障害者世帯ハウスクリーニング

本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施し、世帯の衛生と健康保持を図るための制度。

【対　　象】　区内在宅の、身体障害者手帳の程度が2級以上または愛の手帳の程度が2度以上の人がいる世帯
【内　　容】　障害者の使用する居室、台所、浴室、トイレの床、壁、窓（窓枠を含む）、家具類、電灯の笠、換気扇および天井等の清掃
【派遣回数】　年2回まで
【費用負担】　原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。
【根拠法令等】　障害者総合支援法第77条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者世帯ハウスクリーニング事業実施要綱
【予 算 額】　353千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
派　遣　世　帯　数	25	27	29
延　派　遣　回　数	44	45	45
決　算　額（円）	180,500	229,077	247,800

(5) 自動車運転免許取得経費の助成

自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することにより、障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図る制度。

【助成限度額】　164,800 円
※本人や扶養義務者の所得によって助成金額が変わる。（別表 3）
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱
【予 算 額】　660 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助　成　人　数（人）	1	3	4
助　成　金　額（円）	164,800	462,800	576,800

(6) 自動車改造経費の助成

身体障害者手帳 1・2 級の上肢、下肢または体幹機能障害の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成する。

【助成限度額】　本人および扶養義務者の所得により 133,900 円と 66,950 円の二種類
※本人や扶養義務者の所得によって助成金額が変わる。
（所得制限一覧のとおり）
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
【予 算 額】　469 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助　成　人　数（人）	2	3	4
助　成　金　額（円）	267,800	314,800	535,600

(7) 手話通訳者の窓口相談および派遣

平成 19 年度から実施し、障害者総合支援法の地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置づけている。

窓口相談については、毎週水曜日の午後 1 時～午後 4 時、毎週金曜日の午前 9 時～正午まで手話通訳者が品川区役所 3 階障害者福祉課窓口で相談に応じている。

派遣事業については、聴覚障害者の社会活動の手話通訳者を派遣している。

【手話通訳者派遣申込先】　心身障害者福祉会館
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区意思疎通支援事業実施要綱
【予 算 額】　5,129 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
窓口相談実施回数	95	99	95
派　遣　回　数	398	490	480
決 算 金 額（円）	4,117,844	4,355,222	4,236,380

(8)　日中一時支援事業

特別支援学校等に通学する障害児の家族の就労支援や一時的休息のために放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供する。

また、平成 29 年度より保護者の所得に応じ月額負担の上限を設けている。

【対 象 者】　区内に在住の特別支援学校等に通学する障害児
【内　　容】　①放課後等活動サポート支援（午前 8 時から午後 7 時まで事業実施）
利用時間に応じた利用料の自己負担がある（軽減措置あり）。
②送迎支援サービス
【場所・管理運営】
①にじのひろば戸越（利用定員 10 人）
品川区戸越 6－8－20　3F
社会福祉法人　品川区社会福祉協議会
②にじのひろば八潮（利用定員 15 人）
品川区八潮 5－3－8　（障害者福祉課八潮分室）
社会福祉法人　品川区社会福祉協議会
③品川児童学園（利用定員 20 人）
品川区南品川 3－7－7（品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内
社会福祉法人　ゆうゆう
【根拠法令等】　障害者総合支援法第 77 条　品川区障害者地域生活支援事業実施要綱
品川区障害者日中一時支援事業実施要綱
【予 算 額】　95,259 千円
【実　　績】

延利用者数（人）＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
にじのひろば戸越	2,812	2,125	2,057
にじのひろば八潮	2,993	2,721	2,418
品川児童学園	－	230	1,499
計	5,805	5,076	5,974

(9) 医療的ケア児地域生活支援促進事業（インクルーシブひろばベル）

障害者福祉課戸越分室を活用し、医療的ケア児の親子同士や地域の子ども達との交流により、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進し、子育てに関する相談支援を提供し保護者の子育ての悩みの解消を図る。

【対 象 者】 区内に住所を有する医療的ケア児等およびその保護者
品川区立児童センターの利用対象者およびその保護者

【内　　容】 ① 安心して遊べる環境の提供
② 医療的ケア児親子同士の仲間づくりの促進
③ インクルーシブな地域交流の促進
④ 子育て相談の実施

【場　　所】 戸越 6－16－14（障害者福祉課戸越分室）

【運営受託者】 特定非営利活動法人フローレンス

【事業開始】 令和 3 年 4 月 1 日

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 77 条
品川区医療的ケア児地域生活支援促進事業実施要領

【予 算 額】 29,497 千円

Ⅴ児童福祉法

児童福祉法に位置づけられる障害児支援。

【市町村】
障害児通所支援
・ 児童発達支援
・ 医療型児童発達支援
・ 放課後等デイサービス
・ 居宅訪問型児童発達支援
・ 保育所等訪問支援
【都道府県】
障害児入所支援
・ 福祉型障害児入所施設
・ 医療型障害児入所施設

1. 対象となるサービス

	サービス名	支　援　内　容	区内の主な提供施設
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	240 ページ「障害者福祉関係施設一覧（2）障害児福祉施設」参照
	医療型児童発達支援	上記、児童発達支援と併せて治療を行う。医療的管理下において行う事業。	
	放課後等デイサービス	学校の授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、預かりの中で必要な支援を行う。	240 ページ「障害者福祉関係施設一覧（2）障害児福祉施設」参照
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児が対象となる。	
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援の必要な児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	区立品川児童学園

Ⅵ児童福祉法による給付・支援

1. 児童発達支援、児童発達支援センター

(1)【内　容】(児童福祉法第 21 条 5 の 2、第 43 条)

発達に支援の必要な児童に対し、早期の段階から個々の特性や発達の状況に合わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

(2)【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

①乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童

②児童相談所・保健所・保健センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

【予算額】　345,600 千円

2. 放課後等デイサービス

(1)【内　容】(児童福祉法第 21 条 5 の 2)

発達に支援の必要な学齢児の放課後や学校休業日の日中活動の場として、個々の特性に合わせた生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流に必要な支援を行う。

(2)【対象者】

学校教育法に規定する学校に就学している障害児（幼稚園および大学を除く）で、放課後等に支援が必要と認められた児童

【予算額】　372,000 千円

3. 障害児相談支援(障害児支援利用援助)

(1)【内　容】(児童福祉法第６条の 2 の 2 第 8 項)

児童発達支援（医療型含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の通所給付決定の申請もしくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者から利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスおよび内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成する。

(2)【対象者】児童発達支援（医療型含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを申請する保護者。

区分　　年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	延利用者数（人）	4,225	4,954	5,561
	利用日数　（日）	23,833	26,795	33,873
医療型児童発達支援	延利用者数（人）	122	91	71
	利用日数　（日）	1,212	701	411
放課後等デイサービス	延利用者数（人）	4,947	5,445	5,836
	利用日数　（日）	27,949	30,246	37,793
保育所等訪問支援	延利用者数（人）	13	52	113
	利用日数　（日）	13	113	237
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数（人）	4	―	3
	利用日数　（日）	9	―	20
障害児相談支援　延利用者数		271	150	1,240
決　算　額（円）		463,897,703	610,746,056	755,986,141

Ⅶ各種支援事業

1. 障害者福祉手当

(1) 国制度の手当

【根拠法令】　特別児童扶養手当等の支給に関する法律

① 特別障害者手当

【対 象 者】　20 歳以上で、身体または精神に著しい障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方(身体障害 1・2 級程度、愛の手帳 1・2 度程度の障害またはこれと同等の疾病・精神の障害)

【支給制限】　ア. 施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。

イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には支給されない。

【予 算 額】　63,633 千円

【支 給 額】　月額 27,350 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	2,384	2,326	2,365
支給金額（円）	64,170,910	63,159,560	64,614,350

※令和 2 年度は令和 3 年 3 月末現在の支出済み額による

②障害児福祉手当

【対 象 者】　身体または精神に著しい障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童（身体障害 1 級程度、愛の手帳 1 度程度の障害またはこれと同等の疾病・精神の障害）

【支給制限】　ア. 施設入所または、障害年金等を受給している児童は受給できない。

イ. 本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には、支給されない。

【予 算 額】　8,610 千円

【支 給 額】　月額 14,880 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	550	553	581
支給金額（円）	8,050,340	8,165,430	8,635,650

③経過的福祉手当

【対 象 者】 昭和 61 年 3 月末日現在において 20 歳以上で、かつ改正前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当、障害基礎年金、特別障害給付金のいずれも支給されない人に経過措置として支給されている。

【予 算 額】 1,256 千円

【支 給 額】 月額 14,880 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	72	66	54
支給金額（円）	1,053,960	974,460	802,620

(2) 都制度の手当

①重度心身障害者手当

【対 象 者】 65 歳未満の人で、都立心身障害者福祉センターで障害の判定を受けた人

【支給制限】 ア．施設に入所している人、病院または診療所に継続して 3 か月を超えて入院している人は、受給できない。

イ．本人、扶養義務者等の所得が一定の限度を超えている場合には、支給されない。

【手 当 額】 月額 60,000 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【支給方法】 毎月、東京都から指定の金融機関に振り込む。

【予　　算】 「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付金

【根拠法令等】 東京都重度心身障害者手当条例

②東京都心身障害者扶養共済制度　　※ 平成 20 年 4 月 1 日から実施

障害者を扶養する保護者が死亡・重度障害となったとき、障害者に年金を支給する。

【加入の要件】保護者（加入者）　次のすべての要件を満たしている方

①障害者の保護者であること。

②東京都内に住所があること。

③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

④年度初日（4 月 1 日）年齢が 65 歳未満であること。

【障害者の範囲】次のいずれかに該当する障害がある方

①知的障害者

②身体障害者（1 級～3 級）

③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度の方

（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

【年金の支給】加入者の死亡または重度障害のときから支給される。

支給額は、月額 20,000 円（加入 1 口当たり）

※心身障害者扶養年金（都制度）は、平成 19 年 3 月に廃止となった。

(3) 区制度の手当

①障害者福祉手当＜第一種手当＞

【対 象 者】 次に掲げるいずれかの障害のある、申請時に 20 歳以上 65 歳未満の障害者本人で、所得が制限基準額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等に入所している人を除く。

ア．身体障害者手帳 1・2 級の人

イ．愛の手帳 1～3 度の人

ウ．脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人

【予 算 額】 512,616 千円

【支 給 額】 月額 15,500 円（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支給実人数	2,747	2,704	2,694
延支給件数	32,960	32,446	32,330
支給金額（円）	510,880,000	502,913,000	500,991,000

※令和 2 年度は令和 3 年 3 月末現在の支出済み額による

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

②障害者福祉手当＜第二種手当＞

【対 象 者】 心身に次のいずれかの障害がある、65 歳未満（申請時点）の障害者本人で、所得が制限基準額を超えない人。ただし、特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所している人を除く。

ア．身体障害者手帳 3 級の人

イ．愛の手帳 4 度の人

ウ．戦傷病者手帳 4 項症以上の人

エ．規則に定める特殊疾病 にり患している人

オ．精神障害者で以下に該当する人

1 級年金を受給している人、特別障害者手当等を受給している人、特別児童扶養手当 1 級を受給している人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

【予 算 額】 377,256 千円

【支 給 額】 前記エは月額 15,500 円、その他は月額 8,500 円
（令和 3 年 4 月 1 日現在）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支給実人数	2,385	2,411	2,545
延支給件数	28,621	28,960	30,535
支給金額（円）	346,472,500	350,089,000	374,228,500

※令和 2 年度は令和 3 年 3 月末現在の支出済み額による

【根拠法令等】 品川区障害者福祉手当条例・同施行規則

2. 医療費助成

(1) 医療費の助成（都の制度）

重度心身障害者の医療費の軽減を図るため、一部負担金を除く総医療費と保険給付額との差額を助成する。

【対　　象】 65 歳未満で、身体障害者手帳 1・2 級（内部機能障害者およびヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害については 1～3 級）または愛の手帳 1・2 度（所得制限あり）または精神障害者保健福祉手帳 1 級を取得した人
医療費は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」による交付。

【根拠法令等】 東京都心身障害者の医療の助成に関する条例

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象者	2,628	2,659	2,583
申請件数	2,107	2,018	1,762
支出金額（円）	21,704,499	21,624,433	18,622,908

(2) 自立支援医療(更生医療)の給付

障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、障害の進行を防いだりする医療費の本人負担分を給付する。

【対　　象】 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人

【費用負担】 原則として医療費の一割負担。ただし世帯の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額あり。

【根拠法令等】 障害者総合支援法第 58 条

【予 算 額】 489,516 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一　　般	1,456	1,588	1,183
心 臓 機 能 障 害	0	0	1
じ ん 臓 機 能 障 害	2,106	1,846	2,074
合　　計	3,562	3,434	3,258
給付費(円)	534,630,763	464,382,666	416,385,798
うち生活保護受給者レセプト件数	1,477	1,256	1,102

※一般とは「視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害」をいう。

3. 日常生活の支援

(1) 障害者福祉電話

区内在住の障害者のコミュニケーションや緊急時の連絡手段を確保するため、自己の所有する電話料金の一部を助成する。

【対　　象】 18 歳以上で次の①～④のいずれかに該当し、住民税非課税または均等割のみ課税世帯に属する人
①下肢または体幹障害 1～3 級の人、内部障害 1～3 級の人
②視覚障害または聴覚障害 1・2 級の人
③愛の手帳 1～3 度の人
④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人

【助成内容】 回線使用料（基本料・住宅用）、屋内配線使用料、機器使用料、通話料金(540 円分まで)、ユニバーサルサービス料、ファックス・フラッシュベルの付加使用料およびこれらに係る消費税

【根拠法令等】 品川区障害者福祉電話助成事業運営要綱

【予 算 額】 1,295 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電話貸与台数	21	16	15
ファックス台数	0	0	0
フラッシュベル台数	0	0	0
シルバーホーン台数	0	0	0
回線使用料等件数	34	32	28
決算金額　（円）	1,432,245	1,300,781	1,169,556

(2) 杖の交付

視覚障害者や下肢・体幹障害等の理由により杖が必要な人に、白杖またはＴ字杖を交付する。

【申 請 先】 品川区社会福祉協議会

【予 算 額】 237 千円

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
白杖	35	23	10
Ｔ字杖	8	13	9
合計	43	36	19

(3) 住宅設備改善費の給付

身体に障害がある人の住宅を改造することにより、障害者や介護者の負担の軽減を図る。

【根拠法令等】 品川区障害者住宅設備改善費給付事業実施要綱

【予 算 額】 6,362 千円

【費用負担】 原則一割の定率負担を基本に、利用者の状況に応じて月額上限額を決定する（軽減措置あり）。

住宅設備改善費給付対象者および給付基準額（平成 19 年 4 月 1 日改定）

種　　目	対　　象　　者	年　齢	給付基準額（円）
中規模改修	下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上 65 歳未満	1,410,000
屋内移動設備	上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な人で、かつ障害の程度が 1 級の人および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	学齢児以上	機器本体付属器具 979,000 設置費 353,000
昇降機	下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の人	6 歳以上 65 歳未満	800,000

住宅設備改善費の給付実績

年　　度	令和元年度		令和 2 年度	
実施戸数	2 戸		3 戸	
内　　訳	件数（円）	決算額（円）	件数（円）	決算額（円）
中規模改修	1	1,410,000	3	1,964,275
屋内移動設備	0	0	0	0
昇降機	1	790,700	0	0
合計	2	2,200,700	3	1,964,275

(4) 障害者救急代理通報システム（旧名称：障害者緊急通報システム）

障害者がいる世帯に、救急代理通報システムを設置し緊急時（救急・火災等）の安全確保を図る。

平成 26 年度からは、民間の警備会社による救急代理通報システムを活用し、24 時間・365 日緊急時に対応できる体制とした。

【対　　象】　一人暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみで構成される世帯で身体障害者手帳（おおむね 1～3 級）、または愛の手帳（3 度以上）を所持している人がいる世帯

【内　　容】　緊急事態に、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される。

【根拠法令等】　品川区障害者救急代理通報システム事業実施要綱

【予 算 額】　3,172 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
消防庁型	－	－	－
委託型	14	13	13
火災安全システム	－	－	－
決算金額（円）	478,480	483,000	447,900

※平成 25 年度までは、消防庁型緊急通報システムおよび火災安全システムを採用していた。

(5) 車いすの貸出し

心身障害者（児）等の福祉の増進のため、車いすの貸出しを行っており、区役所の障害者福祉課や各地域センター等に常備している。

【根拠法令等】　品川区車いす貸出し事業実施要綱

【実　　績】

区分＼年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
所有台数	障害者福祉課	9	9	13
	各地域センター	56	56	57
	合　　計	65	65	70

(6) 区立障害者住宅

身体障害者の方のために障害に配慮した住宅を確保している。

【対　　象】　区内に引き続き2年以上住所を有する単身の18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人

【場所、戸数および使用料】　（令和3年4月現在6室）

名　　称	住　　所	戸数	間取	月額使用料	備　　考
①　東品川わかくさ荘	東品川3丁目1番5号	2	1K	85,000円	高齢者住宅内
②　グレースマンション	西大井4丁目12番11号	2	1K	70,000円	高齢者住宅内
③　平塚きぼう荘	平塚2丁目12番2号	2	1K	77,000円	家庭ぁんしんｾﾝﾀｰに併設

注）使用料は所得に応じて減免制度がある。

(7) 障害者住宅あっ旋事業

劣悪な状態にある住宅に居住していたり、立ち退きを求められている等の障害者を含む世帯で、障害が妨げとなって転居先が見つけ難い状況の世帯に住宅のあっ旋と転居に要する資金を助成する。

【対　　象】次のア～カまでのすべての要件を満たす人

(ア)身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の人を含む世帯

(イ)品川区に引き続き2年以上住所を有する人

(ウ)独立して日常生活が営める人

(エ)前年の所得が基準額を超えない人

(オ)品川区内の民間賃貸住宅へ転居を希望する人

(カ)65歳以上の人については、高齢者の住宅あっ旋を受けていない人

【助成内容】・民間住宅へのあっ旋

・転居時に要した礼金等

（限度額 2か月分：単身世帯70,000円、障害者を含む世帯110,000円）

・転居時に要した仲介手数料

（限度額 1か月分：単身世帯35,000円、障害者を含む世帯 55,000円）

・初回保証委託料

（限度額：50,000円）

【根拠法令等】　品川区障害者住宅あっ旋事業実施要綱

【予 算 額】　370千円

【実　　績】（平成8年4月開始）　※平成18年度より家賃等債務保証制度を導入

区分＼年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助　成　件　数	0	0	0
決　算　額（円）	0	0	0

(8) 障害者の成年後見制度利用支援事業

①成年後見制度区長申立て

障害のある方の権利擁護の視点から後見人等の選任が必要な知的障害者や精神障害者について、品川成年後見センターの法人後見制度等を活用し、家庭裁判所に成年後見等開始審判の「区長申立」を行っている。

【予 算 額】 245 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申　立　件　数	●知的障害者 審判申立　4 件 審判決定　2 件	●知的障害者 審判申立　2 件 審判決定　4 件 ●精神障害者 審判申立　5 件 審判決定　5 件	●知的障害者 審判申立　2 件 審判決定　2 件

②障害者に係る成年後見人等報酬助成事業（障害者成年後見制度利用支援事業）

成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成する。

【事業開始】 平成 25 年 4 月から

【相 談 先】 (社福)品川区社会福祉協議会品川成年後見センター

【予 算 額】 1,356 千円

(9) 障害者虐待防止支援事業

障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）を受け、障害者福祉課に障害者虐待防止センターの機能を設置し、障害者虐待の防止、早期発見・早期対応ならびに養護者への適切な支援をおこなっている。

【内　　容】

・品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催
・相談支援センター、事業所等への研修の実施
・しながわ見守りホットライン（障害者虐待防止専用ダイヤル）の設置
・虐待ケース対応（随時）
・緊急一時保護施設の確保
・障害者虐待防止の広報啓発

【事業開始】 平成 24 年 10 月

【根拠法令等】 障害者虐待防止法第 4 条、品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱

【予 算 額】 810 千円

【実　　績】 相談・通報受理件数（実人数） ※虐待種別で重複あり

虐待種別＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体的虐待	9	10	10
心理的虐待	6	8	12
性的虐待	1	1	1
放棄・放任	0	2	0
経済的虐待	1	1	2
分類不能・その他	2	0	0
計	19	18	20
（再掲）しながわ見守りホットライン経由	8	2	7

(10) 重度脳性麻痺者介護事業

重度脳性麻痺者が推薦する家族を介護人として登録し、生活圏の拡大を図ることを目的とした制度。

※この制度を利用するためには、あらかじめ登録が必要。

【介護回数】 月 12 日以内
【根拠法令等】 品川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱
【予算額】 17,004 千円
【実績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録人数	20	19	18
延派遣回数	3,146	2,800	2,569
決算額（円）	20,637,760	18,368,000	16,852,640

(11) 精神障害者地域生活安定化支援事業

精神障害者が地域で安定して暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理支援、社会参加や通院等のための支援などを行う。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問も行う。

交流スペースは地域で生活する精神障害者の交流の場として、食事（料理活動）への参加、利用者にあったペースで音楽活動・創作活動への参加ができる。

※この制度を利用するためには、あらかじめ登録が必要。

【場所】 品川区南大井 3－20－14
【管理運営】 有限会社 それいゆ
【事業実施】 平成 23 年 4 月から
【根拠法令等】 精神障害者地域生活安定化支援事業実施要綱
【予算額】 11,818 千円

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	29 人	31 人	33 人
交流室利用者（延数）	1,801 人	2,059 人	1,550 人
協力ボランティア（延数）	76 人	63 人	2 人

(12) 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器等の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器等の購入・修理費用の一部を助成し、もって難聴児の健全な発達を支援することを目的とした事業。

【対象】 区内在住の 18 歳までのお子さんで、学習のため補聴器が必要な方
【根拠法令等】 品川区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
【予算額】 1,355 千円
【実績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助成人数	5	8	16
助成件数	5	8	16
決算額（円）	415,364	759,020	1,206,893

4. 社会参加への支援

(1) 福祉タクシー利用券の交付

障害のため外出困難な人の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、区が委託したタクシーに乗車するときに、乗車料金の一部を助成する制度。

この制度は、下記（2）の自動車燃料費助成券との選択制となる。

次のいずれかの障害がある方が対象となる。

【対　　象】　・下肢、体幹機能障害 3 級以上
・視覚障害 1・2 級
・内部障害 1 級
・愛の手帳 2 度以上
※平成 30 年度から所得制限を廃止

【交付枚数】　500 円券 1 カ月 6 枚（年間 72 枚）、100 円券 1 カ月 5 枚（年間 60 枚）

【根拠法令等】　品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱

【申 請 先】　(福)品川区社会福祉協議会

【予 算 額】　125,438 千円

【実　　績】

区分＼年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
交　付　人　数		3,847	3,834	3,856
交付枚数	500 円券	276,984	276,048	277,632
	100 円券	230,820	230,040	231,360
利用枚数	500 円券	218,207	209,389	184,791
	100 円券	174,516	166,608	145,957
決 算 金 額　（円）		140,779,887	134,995,628	119,017,005

タクシー委託業者契約件数令和 2 年度 136 社

(2) 自動車燃料費助成券の交付

障害者が自家用車を使用するときまたはその家族が障害者のために自家用車を使用するときに、自動車燃料費の一部を助成する制度。

この制度は、上記（1）の福祉タクシー利用券との選択制となる。

【対　　象】　上記（1）の福祉タクシー利用券と同じ。

【交付枚数】　500 円券 1 カ月 6 枚（年間 72 枚）

【利用方法】　品川区内のガソリンスタンドで給油の際に提出する。

【根拠法令等】　品川区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

【申 請 先】　(福)品川区社会福祉協議会

【予 算 額】　26,410 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交　付　人　数	775	769	787
交　付　枚　数	55,800	55,368	56,664
利　用　枚　数	52,716	50,859	49,710
決 算 金 額　（円）	29,655,845	28,562,410	27,917,131

(3) リフト・寝台付福祉タクシー

外出時に車いすを使用する人や寝たきりの人の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシーを運行している。

【対　　象】　常時車いすを使用する人または寝たきり状態にある人
（介護を必要とする場合には、必ず介護人が付き添う必要あり。）

【内　　容】　運賃・迎車料金、待ち時間料金、有料道路料金、駐車料金は自己負担となる。
福祉タクシー券が使用できる。
・リフト寝台付福祉タクシー（1 台）
※運行時間：午前 8 時から午後 8 時まで

【申 込 先】　㈱ゆうけあらーず　3787-0006
※受付時間：午前 8 時から午後 5 時まで

【根拠法令等】　品川区リフト・寝台付福祉タクシー事業実施要綱

【予 算 額】　3,902 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利　用　件　数	932	871	803
契 約 金 額（円）	3,200,000	3,229,670	3,259,300

(4) 福祉車両助成事業

車いす利用者が、容易に同乗できる自動車の購入および改造に必要な費用の一部を助成することにより、在宅の車いす利用者の外出を支援する。

【対　　象】　区内在住の車いす利用する者障害者(児)で、次の要件に該当する人
・申込者が引き続き 1 年以上区内に住所を有していること
・身体障害者手帳所持者で、常時車いすを利用している人
※所得による制限がある。
※営業用の車を除く。

【助成内容】　購入費助成　　1 件 30 万円を限度とする。
改造費助成　　1 件 15 万円を限度とする。

【根拠法令等】　品川区福祉車両助成事業実施要綱

【予 算 額】　1,350 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
購入費助成（件）	5	4	4
改造費助成（件）	0	1	0
決 算 金 額（円）	1,500,000	1,350,000	1,200,000

(5) 知的障害者地域生活サポート 24 事業

区内で暮らす単身生活の障害者が安心して生活できるよう、日常の困りごとに対する相談助言、指導や単身で一般賃貸住宅等に入居希望者への居住など必要な支援等や家主・地域住民への理解促進等を行う。

【対　　象】グループホームや地域で単身生活を継続している知的障害者

【内　　容】①日常生活の困りごとへの助言や相談
②賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援
③休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応
※利用については登録が必要

【運　　営】　ＮＰＯ法人アーテム
【場　　所】　東大井 4－8－10－201
【事業実施】　平成 20 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区知的障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　7,824 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登　録　者　数	47 人	47 人	46 人
利　用　回　数	1,243 回	1,209 回	1,014 回

(6) 精神障害者地域生活サポート 24 事業

単身の精神障害者の人が地域で安心して生活をできるように、登録をした障害者の日常生活の困りごとに対する相談・助言や、賃貸住宅等への入居を希望する場合に必要な支援等を行う。また、休日・夜間も含め緊急時には 24 時間受付けている。

【運　　営】　有限会社それいゆ
【場　　所】　品川区南大井 3－20－14
【事業実施】　平成 20 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区精神障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　6,603 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登　録　者　数	42 人	39 人	45 人
利　用　回　数	1,318 回	1,359 回	1,780 回

(7) 精神障害者交流スペース「憩いの場」

地域で生活する精神障害者が交流できる場を設け、当事者やボランティアが集まり、食事会や創作活動、体操活動などのグループ活動を行っている。

平成 23 年度からは、実施場所を南大井から戸越に移動するとともに入浴の場を提供することで活動内容を充実させている。

【運　　営】　有限会社それいゆ
【場　　所】　戸越 5－11－1
【事業実施】　平成 19 年 4 月から
【根拠法令等】　品川区精神障害者地域生活サポート 24 事業実施要綱
【予 算 額】　5,550 千円
【実　　績】

内容＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間開所日数	190 日	188 日	164 日
利用登録者数	100 人	101 人	102 人
年間利用者(延数)	1,895 人	1,346 人	1,036 人
協力ボランティア(延数)	179 人	148 人	31 人

(8) 発達障害・思春期サポート事業

発達障害や、その特性をもつと思われる思春期以降の児童とその親の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、親の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行る。

また、発達障害に関する啓発や支援者養成等、地域支援に必要な事業も行っている。

【対　　象】　区内在住の思春期を迎えた発達障害児、またはその特性を持つ本人、またはその家族　※平成 26 年度より成人期の自己認知支援を開始

【内　　容】　①家族による相談支援
②本人の個別支援、グループ活動等をとおした自立支援
③発達障害に関する普及啓発・支援者養成等研修事業

【運　　営】　ＮＰＯ法人　パルレ

【場　　所】　上大崎 1－20－12　品川区立発達障害者支援施設「ぷらーす」2 階

【事業実施】　平成 20 年 9 月から（平成 26 年度より移転）

【根拠法令等】　品川区発達障害・思春期サポート事業実施要綱

【予 算 額】　26,903 千円

【実　　績】

	内容＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①	家族支援（年間登録者数）	388 人	377 人	424 人
②	本人支援（年間利用登録者数）	102 人	110 人	117 人
	本人支援（活動登録数）（延数）	1,035 人	1,179 人	1,164 人
	本人支援（活動利用回数）（延数）	781 回	860 回	628 回
③	＊サポーター養成ステップアップ講座（3 回）	124 人	219 人	203 人
	＊ペアレントトレーニング	35 人	86 人	55 人
	＊啓発講演会開催数	5 回	5 回	4 回
	＊啓発講演会参加者数（延数）	468 人	358 人	337 人

5. 公共料金などの軽減

(1) 都営交通無料乗車券の交付

心身障害者や児童扶養手当受給世帯員、生活保護受給世帯員などの人に都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を発行する。

また、介護人（第 1 種身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方の介護人）にも 5 割引の扱いがある。※シルバーパスを持っている人は対象外

【実　　績】

区分＼年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
無料乗車券配付枚数	障害者等	1,576	1,713	1,274
	児童扶養手当受給世帯員	799	808	678
	生活保護受給世帯員	912	799	732
	中国残留邦人等	6	5	3
合計配付枚数		3,293	3,325	2,687

※精神障害者保健福祉手帳を持っている人には、都営交通無料乗車証が発行される。
（手続：都営バス・都営地下鉄の定期券発売所）

(2) 民営バス乗車割引証等の交付

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人に対し、普通乗車券 5 割引、定期乗車券 3 割引の制度がある（介護人の割引は、身体障害者手帳（第 1 種）または愛の手帳を持っている人のみが対象）。

身体障害者等が単独で乗車する場合は、手帳を提示すれば割引乗車できる。介護人には、乗車割引証を発行する。また、本人と介護人が利用できる定期券割引購入申込書を発行する。

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
民営バス乗車割引証　発行枚数	354	302	284
民営バス定期券割引購入申込書　発行冊数	1	0	2

(3) 有料道路通行料金の割引

身体障害者が自ら運転する場合、または、介護者が重度の身体障害者・重度の知的障害者を乗せて運転する場合、有料道路の通行料金が 5 割引になる。

（事前の申請・登録が必要。また、対象となる車両の制限等がある。）

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
証　明　者　数	769	783	757

(4) タクシー料金の割引

身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方がタクシーを利用すると料金が割引になる。

【割引率】　10%

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳を提示して割引を受ける。

(5) 放送受信料減免

ＮＨＫ放送受信料の「免除申請書」の配布と「確認書」の発行を行う。

（精神障害者保健福祉手帳所持者の確認書は、各保健センターで発行する。）

免除には全額免除と半額免除がある。

①全額免除の対象は、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯の全員が住民税を課税されていない場合。

②半額免除の対象は、以下のとおり。

(ア)視覚障害または聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(イ)身体障害者手帳（1 級または 2 級）をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(ウ)愛の手帳（1 度または 2 度）をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

(エ)精神障害者保健福祉手帳（1 級）をお持ちの方が、世帯主かつ受信契約者である場合

Ⅷその他の事業

1. 啓発事業

(1) 障害者週間　記念のつどい

障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、「記念のつどい」を毎年障害者週間に開催している。

平成 28 年度からは、区主催事業として開催している。

令和 2 年度　【開催月日】　令和 3 年 12 月 5 日（日）
【会　　場】　品川総合区民会館 きゅりあん
【予 算 額】　4,679 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
映画祭参加者数	延べ 400 人	延べ 400 人	中止

(2) 障害者まつり・障害児（者）と家族のレクリエーション大会

障害者と家族が、区内の施設、ボランティア団体とともに、区民との交流、親睦を図り障害者への理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを基本としたまちづくりを推進し、障害のある人とない人が共に楽しみふれあう場として、毎年、実行委員会を結成し実施している。

令和 2 年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
【予 算 額】　1,707 千円

（協力団体）

団　体　名	代表者
品川区手をつなぐ育成会	大上　好江
品川区肢体不自由児・者父母の会	菊地　絵里子
品川区重症心身障害児(者)を守る会	島崎　妙子
品川区視覚障害者福祉協会	寺島　政博
品川区聴覚障害者協会	三輪　雄幸
品川区身体障害者友和会	伏見　敏博
品川区精神保健福祉家族会（かもめ会）	庄田　洋

＊代表者は令和 3 年 4 月 1 日現在

(3) 品川区障害者作品展

本展は障害者週間（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日まで）に先駆けて開催するもので、障害者の文化芸術活動を通じて、区民の障害および障害者への関心と理解を深めるとともに、障害者が自立と社会参加への意欲を高めることを目的としている。

【対 象 者】　区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
区内の障害福祉サービスの利用者
【事業実施】　平成 24 年度から

令和 2 年度　【実施月日】　令和 2 年 11 月 20 日（金）～11 月 26 日（木）
【会　　場】　品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」
【予 算 額】　1,781 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
参加者数	403 人	445 人	410 人

(4) 障害者の芸術活動支援事業

アール・ブリュットの概念を取り入れた障害者の芸術活動を推進し、障害者の絵画・工芸製作等表現活動を通じ、障害者の社会参加の促進、障害者への理解啓発、芸術文化の振興へ寄与することを目的として実施している。

【会　　期】　令和 3 年秋以降
【会　　場】　品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」

【予 算 額】　2,000 千円（指定管理料に含む）
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
会　　場	スクエア荏原	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	品川区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」
来館者数	1,839 人	883 人	408 人

(5) 障害者差別解消法の普及・啓発に関する取組み

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。区では、障害者差別解消推進本部を設置し、不当な差別的取扱いの排除や合理的配慮の提供等に全庁を挙げて取組むとともに、区職員への研修、区民や事業者に向けた普及・啓発等を実施している。

【事業実施】平成 28 年 3 月から
【予 算 額】2,228 千円（ハンドブックの作成・発行）
【根拠法令等】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例
品川区障害者差別解消推進本部設置要綱

2. 各種事業

(1) 障害者表彰

障害者で他の模範となる人や、障害者の支援活動に尽くした功績が特に顕著である人(法人を含む）を区長が表彰する。

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立更生表彰人数	0	0	0
支援活動表彰人数	0	0	0
合　　計	0	0	0

(2) 被爆者見舞金

原爆被爆者の福祉を増進するために、毎年 8 月、被爆者健康手帳の交付を受けている人に、見舞金（12,000 円）を支給する。

【予 算 額】　1,452 千円
【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支給人数	134	124	118
支出金額	1,608,000	1,488,000	1,416,000

(3) 民間活用型障害者サービス基盤整備事業

①障害児通所支援等運営費補助事業

受け皿の少ない未熟児や重症心身障害児等、医療的ケアを必要とする障害児の療育を行うことのできる事業所に対し、重症児等を看ることのできる看護師等、優良な専門職の加配分を助成することで、区内の重症児に対する療育環境を整備します。

【予 算 額】 10,000 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開設事業所数	0	0	0

②障害者グループホーム等整備費等補助事業

地域で必要と見込まれる共同生活援助事業（グループホーム）を計画的かつ適正に整備することを目的ととし、重度の方の支援のための専門職の配置や借上方式のグループホームの費用の助成を行う等、多様なニーズに合わせた運営を支援する。

【予 算 額】 57,623 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
整 備 費 補 助	0	0	0	
開 設 準 備 経 費	0	0	0	
有資格者配置助成	1	1	2	わいわいてい
施設借上費助成	0	0	0	

(4) 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

重症心身障害児（者）等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方に対して、居宅に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと見守りの中で必要となる体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替する。

【予 算 額】 8,056 千円

【実　　績】

区分＼年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利 用 者 数	24	25	30
利 用 時 間 数	368	654	607
決 算 額 （ 円 ）	2,479,350	4,617,180	4,543,750

(5) 障害福祉サービス事業者指導検査

第 2 次一括法の施行による社会福祉法人に対する定款の認可や指導検査等の権限の移譲に引き続き、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導検査権限が区市に付与された。令和 3 年度は 6 事業所を対象に実施する予定。

【予 算 額】 489 千円

【事業開始】 平成 28 年 4 月から

【根拠法令等】 障害者総合支援法
児童福祉法
品川区障害福祉サービス事業者等指導検査および監査実施要綱
品川区障害福祉サービス事業者等指導検査および監査実施要領

【実　　績】

区分＼年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検査事業所数	3	※1	3

※令和元年度実績は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した検査を不算入としている。

(6) 第三者評価受審支援

障害福祉サービスの質の向上を図るため、区内障害者施設における東京都福祉サービス第三者評価受審を支援している。

【対　　象】　指定障害福祉サービス事業所（居宅介護）
指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

【事業開始】　平成17年4月

【根拠法令等】　社会福祉法第78条第1項
品川区障害福祉サービス等第三者評価受審費補助金交付要綱

【実施方法】　国による社会的養護関係施設の第三者評価の義務付けと、東京都の指針によって、少なくとも3年に1度の受審と公表が原則となっている。区立施設は区が直接受審を行い、民間事業所の受審料については、区が受審費を補助する仕組み（日中活動系サービス推進事業または受審費補助事業）となっている。

区立施設では、6施設（「心身障害者福祉会館」、「かがやき園」、「西大井福祉園」、「重症心身障害者支援施設 ピッコロ」、「発達障害者支援施設 ぷらーす」「障害児者総合支援施設 ぐるっぽ（品川児童学園を含む）」）が実施対象となる。

【予 算 額】　8,380千円

【実　　績】

区分＼年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区立施設	1	0	4
民間事業所	4	2	0
決算額（円）	2,235,472	807,840	1,595,000

(7) 障害者医療ショートステイ事業　※令和3年度新規事業

医療機関において医療依存度の高い障害児者の短期入所事業を行うことにより、安心して地域での暮らしを継続できるようにする。

【予 算 額】　1,386千円

各事業にかかる所得制限一覧

事務事業名		所得制限
医療	医療費の助成	別表１の基準額を超えないこと
手当・見舞金	特別障害者手当	別表１の基準額を超えないこと
	障害児福祉手当	
	福祉手当（経過措置）	
	重度心身障害者手当	
	障害者福祉手当（一種手当）	
	〃　　（二種手当）	
	被爆者見舞金	無
日常生活の支援	補装具の交付・修理・借受け	別表２
	日常生活用具の給付	別表２
	住宅設備改善費の給付	別表２
	杖の交付	無
	車いすの貸出	無
	自動車運転免許所得経費の助成	別表３ の基準額を超えないこと
	自動車改造経費の助成	特別障害者手当所得基準の人　133,900 円 所得税 40 万円以下の人　66,950 円
	障害者福祉電話	貸与・助成　住民税均等割以下の世帯
	障害者救急代理通報システム	住民税非課税世帯　利用者負担額 100 円／月 それ以外の世帯　利用者負担額 1,000 円／月
介護	重度脳性麻痺者介護事業	無
	障害者世帯ハウスクリーニング	別表２
社会参加への支援	福祉タクシー利用券の交付	無
	自動車燃料費助成券の交付	無
	リフト・寝台付福祉タクシー	無
	福祉車両助成事業	障害者福祉手当の所得制限基準と同じ　別表１
	意思疎通支援（手話通訳・要約筆記）者派遣事業	無
住宅	区立障害者住宅	所得に応じて利用料の減免有り
	障害者住宅あっ旋事業	医療費助成の所得制限基準と同じ　別表１
公共料金の軽減	都営交通無料乗車券の交付	無
	民営バス割引乗車券の交付	無
	有料道路通行料の割引	無
	放送受信料減免	有・全額免除の場合、世帯員全員が住民税非課税

別表1　医療費助成・各種手当に関する所得制限基準

・心身障害者医療費助成（平成14年9月改訂）

・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）
・障害者福祉手当　・重度心身障害者手当　}（平成14年8月改訂）

単位：円

種別	扶養者数	所得制限金額 0人	1人	2人	3人	4人
医療費助成	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当（経過措置）	本人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
	配偶者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害者福祉手当 重度心身障害者福祉手当	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

別表2　総合支援法に関する費用負担基準

・介護給付・訓練等給付

・補装具費

・地域生活支援事業（日常生活用具・移動支援・巡回入浴・ハウスクリーニング・住宅設備改善）

平成26年4月から適用

所得区分		負担上限月額	負担割合
生活保護	生活保護受給世帯	0円	—
低所得1	区民税非課税 （収入80万円以下）	0円	—
低所得2	区民税非課税	0円	—
一般1	区民税所得割16万円未満 （障害児にあっては28万円未満）	9,300円 （障害児4,600円）	10% （3% ※）
一般2	区民税所得割16万円以上 （障害児にあっては28万円以上）	37,200円	10%

●補装具費および入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、区民税課税の場合、「一般2」となる。

※介護給付の一部（居宅介護・重度訪問介護）と、地域生活支援事業に適用する。

別表3　自動車運転免許取得経費助成の所得基準

前年の所得税額			補助限度額
0円			164,800円
1円	～	42,000円まで	144,200円
42,001円	～	400,000円まで	123,600円

（注１）限定解除の費用については、20,600円を補助限度額とする。

公的扶助

Ⅰ生活保護

1. 生活保護の基本原理 …193
2. 保護の種類 …194
3. 保護の決定方法 …194
4. 保護基準
生活保護基準改定の推移 …195
生活保護基準額表 …196
5. 保護の方法 …197
6. 品川区の現況
(1)保護世帯・人員の推移 …198
(2)平成 30～令和 2 年度の開始原因比 …198
(3)平成 30～令和 2 年度の廃止原因比 …199
(4)平成 30～令和 2 年度の世帯類型比 …199
(5)年齢別被保護人員 …200
(6)医療扶助人員 …200
(7)入院内訳 …200
(8)介護扶助人員 …201
(9)生活保護関係費支出額 …201
7. 法外援護
(1)学童生徒に対する夏季健全育成費 …202
(2)入浴券 …202
(3)学童服・運動衣費用 …202
(4)出産祝品 …202
(5)就学祝金 …202
(6)修学旅行支度金 …203
(7)義務教育学校標準服購入費支給 …203

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

1. 支援事業の内容 …203
2. 支援給付の内容
(1)支援給付の対象者 …204
(2)支援給付受給者数 …204
(3)支援給付費の支出額 …204

Ⅲ低所得者の福祉

1.　高額療養費等支払費用の貸付け
(1)貸付の対象 …205
(2)貸付の内容 …205
(3)貸付の状況 …205
2. 生活困窮者自立支援事業 …206

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取り扱い

1. 相談・取扱件数および支出額 …208

Ⅰ生活保護

生活保護制度は、わが国の社会保障制度の根幹をなしている。生活保護法は、国民のすべてに最低限度の生活を保障する憲法第25条(生存権の保障)を具体化するものとして、その第1条に『この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。』と、その性格を規定している。

そして、この制度は、直接的には生活に困っている国民への制度であり、同時に国民全体の福祉の向上の立場から極めて大きな意味をもつものである。したがって年齢、世帯人員、かかえる問題など千差万別である国民の生活に即応する必要があることなどから、制度の運用にはきめ細かなことがらが定められている。

1. 生活保護の基本原理

生活保護制度は、保護を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障しているが、一方、国民が等しく理解し、遵守しなければならない原理も明記されている。

(1)国家責任による最低生活保障の原理（生活保護法（以下「法」という。）第１条）

憲法第25条に規定する理念に基づき、国がその直接責任において生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを規定している。

(2)保護請求権無差別平等の原理(法第2条)

全ての国民は、この法律による保護を無差別平等に受けることができると規定し、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により差別することはできないことはもとより、生活困窮になった原因についても、いっさい問わないで、もっぱら生活困窮状態についてのみ着目して保護を行うということにしている。

(3)健康で文化的な最低生活保障の原理(法第3条)

この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならないと定めている。

(4)保護の補足性の原理(法第 4 条)

この法律では、国民が保護を受けるために守らなければならない最小限の要件を規定している。自分の能力、利用できる資産その他あらゆるものを、最低生活を維持するために活用し、また民法が定める扶養義務者の扶養や、その他の法律で実施している援護などが生活保護に優先して行われなければならない。そのうえ、なお世帯の収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分につき、支給することとしている。

2. 保護の種類

保護は、生活費の性格により次の 8 種類に分けられている。

①生活扶助　衣食など日常生活に必要な費用
②住宅扶助　家賃・間代・地代・更新料・補修・その他住宅維持に必要な費用
③教育扶助　義務教育に伴って必要な学用品・教材費・給食費等の費用
④介護扶助　在宅および施設での介護サービスに必要な費用
⑤医療扶助　病気や怪我の治療に必要な費用
⑥出産扶助　出産のために必要な費用
⑦生業扶助　技能の習得・就労のために必要な費用、高校就学費
⑧葬祭扶助　葬祭のために必要な費用

3. 保護の決定方法

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準(これを保護基準と呼ぶ)によって計算した最低生活費を、保護を申請した人の世帯全員の収入と対比、最低生活費より収入認定額が少ない場合に、決定される。

≪最低生活費と収入との対比≫

<table>
<tr><td colspan="2">最低生活費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入認定額</td><td>不足分</td></tr>
<tr><td>保護費</td></tr>
</table>

4. 保護基準

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地別などに分けて、厚生労働大臣が定めている。最低生活費の構成要素として、最も中心的なものは生活扶助で、この基準額の推移は次のとおりである。この生活扶助基準については、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うとともに、毎年度、国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案して改定を行っている。

≪生活保護基準改定の推移≫　　1級地－1

改定年次	実施年月日	基準額(円)	前年比(%)	標準世帯構成
第48次	平成4年4月1日	146,966		3人世帯 33歳、29歳、4歳 【算定式】 厚生労働省標準世帯 第1類+第2類+冬季加算(5/12月)分 (10円未満端数を10円に切上げ)
第61次	平成17年4月1日	162,170	99.8	
第62次	平成18年4月1日	162,170	100.0	
第63次	平成19年4月1日	162,170	100.0	
第64次	平成20年4月1日	162,170	100.0	
第65次	平成21年4月1日	162,170	100.0	
第66次	平成22年4月1日	162,170	100.0	
第67次	平成23年4月1日	162,170	100.0	
第68次	平成24年4月1日	162,170	100.0	
第69次	平成25年8月1日	156,810	96.7	
第70次	平成26年4月1日	155,840	99.4	
第71次	平成27年4月1日	150,110	96.3	
第72次	平成28年4月1日	150,110	100.0	
第73次	平成29年4月1日	150,110	100.0	
第74次	平成30年10月1日	148,910	99.2	
第75次	令和元年10月1日	149,790	100.6	
第76次	令和2年10月1日	148,570	99.2	

注1：平成4年は保護率が最低となった年

注2：第74次の算定式は、基準額（平成29年度）×2/3＋［ 基準額（平成30年度）＋経過的加算 ］×1/3

第75次の算定式は、基準額（平成29年度）×1/3＋［ 基準額（平成30年度）＋経過的加算 ］×2/3

第76次の算定式は次項

注3：令和3年4月1日は、第76次と同額

令和２年度（2 年 10 月以降）の居宅基準適用世帯の第１類および第２類の基準額

（冬季加算・各種加算・期末一時扶助を含まない）

第 76 次改定　令和２年度（2 年 10 月以降）居宅基準（合計額）

「第１類②の合計額×世帯人員による逓減率②＋第２類②」

「（第１類①合計額×世帯人員による逓減率①＋第２類①）×0.855」

上記２式のいずれか高い方

※計算過程において端数処理は行わず、元年度居宅基準（合計額）に 10 円未満の端数がある場合は、1 円未満を切り捨てた後、端数を 10 円に切り上げる。

≪第 76 次改定　生活保護基準額表≫　　1 級地－1

第　1　類		
年 齢 別	基 準 額 ①	基 準 額 ②
0 ～ 2 歳	21,820 円	44,630 円
3 ～ 5	27,490 円	44,630 円
6 ～ 11	35,550 円	45,640 円
12 ～ 17	43,910 円	47,750 円
18 ～ 19	43,910 円	47,420 円
20 ～ 40	42,020 円	47,420 円
41 ～ 59	39,840 円	47,420 円
60 ～ 64	37,670 円	47,420 円
65 ～ 69	37,670 円	45,330 円
70 ～ 74	33,750 円	45,330 円
75 ～	33,750 円	40,920 円

第１類の額の合算額に乗じる世帯人員別の逓減率					
人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
逓減率①	1.0	1.0	1.0	0.95	0.90
逓減率②	1.0	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683
人員	6 人	7 人	8 人	9 人以上	
逓減率①	0.90	0.90	0.90	0.90	
逓減率②	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	

第　2　類			
人員	基準額①	基準額②	冬季加算(Ⅵ区)
1 人	45,320 円	28,890 円	2,630 円
2 人	50,160 円	42,420 円	3,730 円
3 人	55,610 円	47,060 円	4,240 円
4 人	57,560 円	49,080 円	4,580 円
5 人	58,010 円	49,110 円	4,710 円
6 人	58,480 円	56,220 円	5,010 円
7 人	58,940 円	59,190 円	5,220 円
8 人	59,390 円	61,900 円	5,380 円
9 人	59,850 円	64,380 円	5,560 円
10 人以上	(1 人を増すごとに加算する額)		
	460 円	2,490 円	180 円

※冬季加算（居宅）特別基準は 1.3 倍額

5. 保護の方法

保護の方法は、自宅で保護する居宅保護を原則とする。例外として必要な時、または本人の希望により、保護施設へ入所させて保護を行う。保護施設には以下の 5 種類がある。

(1) 救護施設 ------- 身体上または精神上に著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
(2) 更生施設 ------- 身体上又は精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
(3) 医療保護施設 --- 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う。
(4) 授産施設 ------- 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを行う。
(5) 宿所提供施設 --- 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。

6. 品川区の現況

(1)保護世帯・人員の推移

品川区の被保護者世帯および人員は、平成21年度から平成24年度までは急激に増加したものの、その後はほぼ横ばいで、平成30年度以降は微減となっている。

(各年度平均)

年度	4	24	25	26	27	28	29	30	元	2
被保護世帯	1,390	4,604	4,695	4,734	4,803	4,789	4,813	4,774	4,647	4,547
被保護人員	1,838	5,511	5,607	5,626	5,684	5,650	5,662	5,573	5,386	5,222
※保護率(‰)	5.6	15.5	15.7	15.7	15.6	15.3	15.1	14.7	14.0	12.9

〔※保護率 ＝被保護人員÷住民基本台帳人口〕

(各年度平均)

年度	4	24	25	26	27	28	29	30	元	2
都保護率(‰)	7.3	22.0	22.1	22.1	22.1	21.5	21.2	21.0	20.5	20.2
全国保護率(‰)	7.2	16.9	17.0	17.1	17.1	16.9	16.7	16.6	16.4	16.3

〔出典〕 2年度の東京都保護率：東京都福祉保健局月報

〔出典〕 〃 年度の全国保護率：厚生労働省被保護者調査

(2)開始原因比（各年度平均）

（単位：%）

開始原因　比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①世帯主の傷病	20.4	34.2	24.0
②世帯員の傷病	1.3	1.6	1.5
③働いていた者との離別・死亡	1.5	0.7	1.5
④定年・失業	8.0	8.3	13.7
⑤老齢による複合的要因	7.5	5.9	4.4
⑥事業不振・倒産	1.1	0.7	0.2
⑦④⑤⑥以外の就労収入減少	8.0	4.5	3.7
⑧年金の減少・喪失	0.0	0.9	0.4
⑨仕送りの減少	5.3	3.5	4.4
⑩預金の減少	26.6	19.6	29.4
⑪他市区等からの移管	3.3	2.4	3.1
⑫救急搬送等	3.5	6.1	5.7
⑬その他	13.5	11.6	8.0
計	100.0	100.0	100.0

(3) 廃止原因比（各年度平均）

（単位：%）

廃止原因　比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①世帯主の傷病治癒	0.0	0.0	0.2
②世帯員の傷病治癒	0.0	0.0	0.0
③死　亡	46.9	50.9	56.2
④失　踪	10.0	9.2	7.3
⑤就労に伴う収入の増加	11.4	11.8	10.4
⑥働き手の転入	0.0	0.4	0.0
⑦社会補償給付金の増加	3.4	1.0	0.4
⑧仕送り等の増加	0.8	0.2	0.2
⑨親類･縁者の引き取り	4.4	3.2	2.7
⑩老人ホーム･施設への入所	1.0	0.2	1.3
⑪医療費の他法負担	0.0	0.6	0.0
⑫移管(転出)	8.8	9.4	8.9
⑬指導･指示違反	0.4	0.4	0.0
⑭その他	12.9	12.7	12.4
計	100.0	100.0	100.0

(4) 世帯類型比（各年度平均）

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
高齢者世帯	2,974	62.3	2,940	63.3	2,903	63.8
傷病・障害者世帯	907	19.0	910	19.6	906	19.9
母子世帯	122	2.6	111	2.4	90	2.0
その他の世帯	771	16.1	686	14.7	648	14.3
計	4,774	100.0	4,647	100.0	4,547	100.0

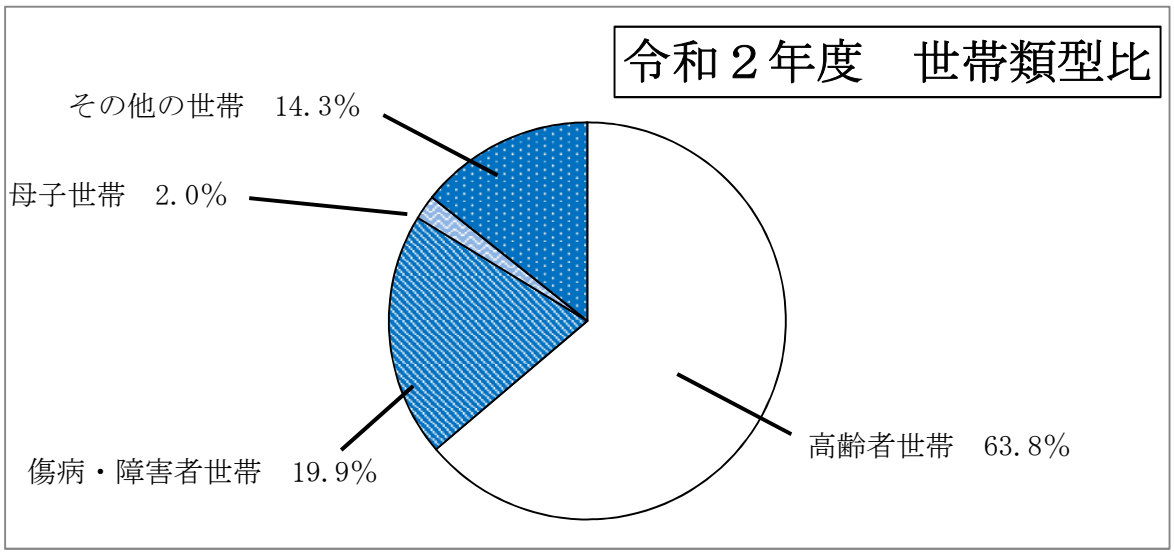

(5)年齢別被保護人員（令和３年３月末現在）

年齢	男	女	計
0　歳	2	1	3
1　～　2	3	1	4
3　～　5	4	7	11
6　～　8	10	14	24
9　～ 11	14	14	28
12 ～ 14	23	31	54
15 ～ 17	31	30	61
18 ～ 19	20	10	30
20 ～ 29	46	37	83
30 ～ 39	76	70	146
40	16	9	25
41 ～ 49	184	184	368
50 ～ 59	406	281	687
60 ～ 64	256	122	378
65 ～ 69	340	146	486
70 ～ 74	549	317	866
75 ～ 79	381	361	742
80～	424	703	1,127
計	2,785	2,338	5,123

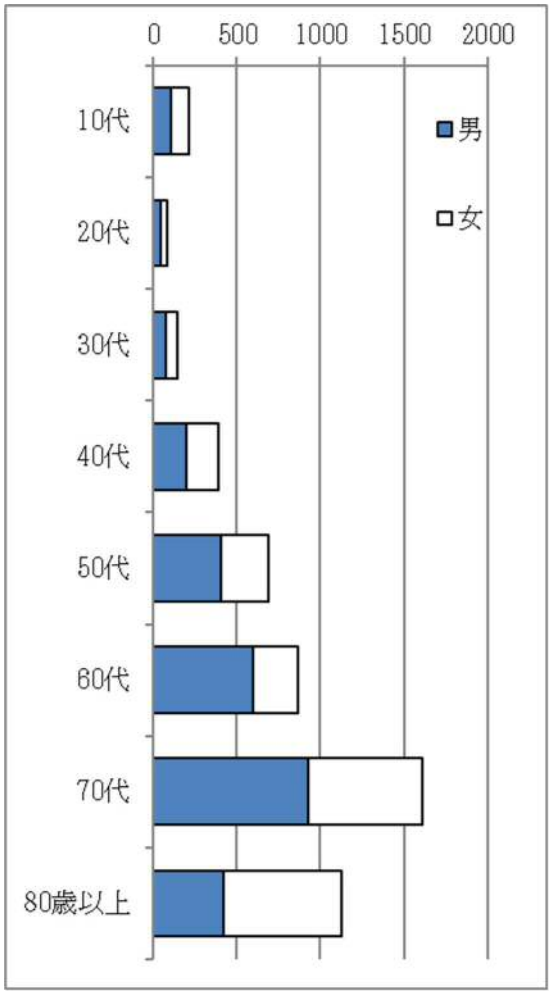

(6)医療扶助人員（各年度平均）　（単位：人）

年度	被保護人員 A	医療扶助		入院		入院外	
		人員 B	B/A%	人員 C	C/B %	人員 D	D/B%
平成30年度	5,573	4,951	88.8	220	4.4	4,731	95.6
令和元年度	5,386	4,673	86.8	312	6.7	4,402	94.2
令和２年度	5,222	4,721	90.4	359	7.6	4,362	92.4

(7)入院内訳（各年度平均）　（単位：人）

年度	入院	精神疾患		その他	
	人員 A	人員 B	B/A ％	人員 C	C/A ％
平成30年度	220	120	54.5	100	45.4
令和元年度	312	110	35.3	202	64.7
令和２年度	359	120	33.4	239	66.6

(8)介護扶助人員（各年度平均）　（単位：人）

区分＼年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設介護人員	144	122	113
介護老人福祉施設	71	65	61
介護老人保健施設	58	43	36
介護療養型医療施設	15	14	16
居宅介護人員	897	782	649
介護予防人員	242	224	353
計	1,283	1,128	1,115

(9)生活保護関係費支出額　（単位：千円、%）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活扶助費	3,283,009	28.06	3,194,852	28.38	3,009,708	27.66
住宅扶助費	2,498,718	21.36	2,456,464	21.82	2,439,429	22.42
教育扶助費	18,717	0.16	15,983	0.14	14,231	0.13
介護扶助費	265,517	2.27	266,051	2.36	268,654	2.47
医療扶助費	5,477,706	46.81	5,180,942	46.02	5,014,766	46.09
出産扶助費	38	0.00	3	0.00	0	0.00
生業扶助費	12,107	0.10	10,343	0.09	9,812	0.09
葬祭扶助費	29,052	0.25	30,154	0.27	27,185	0.25
保護施設事務費	75,444	0.64	67,660	0.60	62,707	0.58
就労自立給付金	1,561	0.01	1,719	0.02	1,243	0.01
進学準備給付金	1,900	0.02	300	0.00	800	0.01
法外援護事業	36,908	0.32	34,126	0.30	31,186	0.29
合　　計	11,700,677	100.00	11,258,597	100.00	10,879,721	100.00

※支出額は4月作成時点のもの

※進学準備給付金は、平成30年度からの新規事業

7. 法外援護

被保護世帯の自力更生意欲を助長することを目的に、法外援護を実施している。

【根拠】品川区生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱
品川区被保護者自立促進事業実施要綱

(1)学童生徒に対する夏季健全育成費

被保護世帯の小・中学生の、夏休み期間中の各種野外活動等への参加費を助成している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給単価	3,300円	3,300円	3,300円
支給世帯数	延　140人	延　135人	延　118人

(2)入浴券

被保護世帯のうち、居宅者(入院・入所を除く)で入浴設備のない世帯に、家計費の負担軽減と健康の保持増進を図るため、入浴券を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給枚数(年間)	60枚	60枚	60枚
支給人員	延　2,243人	延　2,044人	延　1,733人

(3)学童服・運動衣費用

被保護世帯の児童の就学にあたり、学童服および運動衣の購入費用を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学童服購入単価	1人　11,400円	1人　11,400円	1人　11,400円
学童服支給人員	108人	106人	98人
運動衣購入単価	1人　4,100円	1人　4,100円	1人　4,100円
運動衣支給人員	140人	137人	112人

(4)出産祝品

被保護世帯の出産では、祝品として「ベビー用品詰合せセット」を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給単価	6,000円相当	6,000円相当	6,000円相当
支給人員	3人	3人	0人

(5)就学祝品

被保護世帯の小学校へ入学する児童に、「手提げバック」を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給単価	4,000円相当	4,000円相当	4,000円相当
支給人員	10人	4人	6人

(6)修学旅行支度金

小学校または中学校の修学旅行に参加する際に、参加支度費を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給単価	小学校　4,300円	小学校　4,300円	小学校　4,300円
	中学校　8,500円	中学校　8,500円	中学校　8,500円
支給人員	計　47人 小学校　24人 中学校　23人	計　29人 小学校　11人 中学校　18人	計　42人 小学校　19人 中学校　23人

(7)義務教育学校標準服購入費支給

義務教育学校に入学した児童・生徒に制服購入費の一部を支給している。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給単価(限度額)	20,000円	20,000円	20,000円
支給人員	5人	0人	0人

Ⅱ中国残留邦人等支援事業

中国残留邦人等支援事業は、中国等からの帰国者が、言葉が不自由なゆえに、安定した職につけず、地域でも孤立しがちであるといった、帰国者を取り巻く環境を考慮し、実施している。

≪特定中国残留邦人等の定義≫

①拠出制年金制度の対象となる明治44年4月2日以降に生まれた者

②戦後の混乱が概ね収束する昭和21年12月31日以前に生まれた者

③永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

④拠出制年金制度が施行された昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した者

【根拠】　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

1. 支援事業の内容

老齢基礎年金等の満額受給をしてもなお世帯の収入が一定の基準に満たない場合、年金制度による対応を補完する制度として支援給付を行う（平成20年4月1日より）。

参考：国による支援―老齢基礎年金等の満額支給月額65,141円（令和2年6月1日現在）

2. 支援給付の内容

支援給付は、生活保護に準じており生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付の7種類に分けられている。

この他に、要件を満たした特定配偶者には、配偶者支援金を支給する。

(1)支援給付の対象者

①特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者

②支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者

③支援給付の施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けていた者

(2)支援給付受給者数　（各年度3月31日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数	24世帯	22世帯	21世帯
人　数	39人	35人	30人

(3)支援給付費の支出額　（単位：千円、%）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
生活支援給付費	26,585	36.17	24,495	32.66	22,841	36.06
住宅支援給付費	7,669	10.43	7,481	9.98	6,873	10.85
介護支援給付費	1,359	1.85	1,141	1.52	1,057	1.67
医療支援給付費	36,640	49.86	40,833	54.45	30,417	48.03
出産支援給付費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
生業支援給付費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
葬祭支援給付費	206	0.28	0	0.00	627	0.99
配偶者支援金	1,039	1.41	1,040	1.39	1,520	2.40
合計	73,498	100.00	74,990	100.00	63,335	100.00

※支出額は4月作成時点のもの

Ⅲ低所得者の福祉

1. 高額療養費等支払費用の貸付け

多額の医療費が必要で、その支払が困難な者に資金を貸付け、その療養を確保し、生活の安定が図れるよう援助を行っている。

【根拠】　品川区高額療養費等支払費用貸付条例

(1)貸付の対象

①高額療養費、高額介護サービス費等、出産育児一時金が確実に支給される者

②心身障害者、ひとり親家庭および特殊疾病等認定者で、医療費の助成金が直接支給される者

③区内に3カ月以上居住している者

④前年の所得が500万円以下である者

⑤勤務先などで資金の貸付けを受けることが困難な者

(2)貸付の内容

◆貸付額

①高額療養費の9割に相当する額

②医療費の助成金に相当する額

③高額介護サービス費に相当する額

④出産育児一時金の8割に相当する額

◆貸付期間

高額療養費、医療費助成金、高額介護サービス費等、出産育児一時金が支給されるまでの間

◆利子

無利子

(3)貸付の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件　数(件)	2	6	0
金　額(円)	172,350	1,660,197	0

2. 生活困窮者自立支援事業

我が国では、非正規雇用の増加などの就労状況の変化や、人間関係の希薄化による地域社会からの孤立化など、社会経済の構造的な変化が進行しており、誰もが生活に困窮するリスクがある。

こうした状況のもと、生活保護の前段階での、生活困窮者への支援の実施と、支援を通じた地域づくりを目的とし、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援制度が創設された。

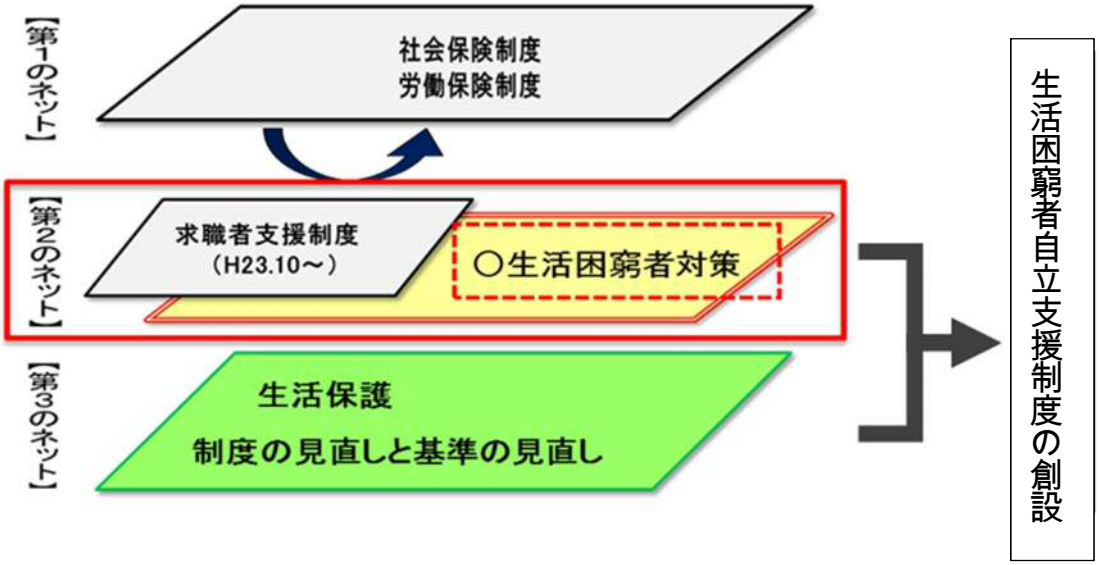

品川区では、生活困窮者の相談窓口として、平成 27 年 4 月に「**品川区暮らし・しごと応援センター**」を開設、生活と就労に関する支援員を配置した。そのうえで、さまざまな背景事情をかかえる生活困窮者からの相談を受け、以下の多様な支援に開設当初から取り組んできた。

具体的な支援策としては、国が必須事業と位置付ける「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の 2 事業に加えて、**よりきめ細やかな支援を行うべく**「就労準備支援事業」と「子どもの学習・生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「一時生活支援事業」の 4 事業（任意事業）を実施し、生活困窮状態からの早期脱却を支援している（各事業の詳細は後述する）。

令和 2 年度から、子どもへの学習機会を提供する学習支援「あした塾」と、生活困窮者世帯に食の提供を通して自立に向けた支援を行う「フードパントリー事業」を実施している。

【根拠】 生活困窮者自立支援法（制定：平成 25 年法律第 105 号 ）

(1)事業内容

①自立相談支援事業

相談窓口を設置し、生活困窮者からの相談を広く受ける。必要に応じて支援計画を作成し、支援を行う。窓口での相談のほか、主に路上生活者を対象として、巡回相談を実施している。相談者との信頼関係構築を進め、状況により生活保護の相談窓口を案内するなどの支援を実施する。また、フードバンクから食の支援を受けられるための紹介状の発行を行っている。

②住居確保給付金の支給

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況であるために、住宅喪失または喪失のおそれのある生活困窮者に、家賃相当の「 住居確保給付金 」を支給する。

※ 支援期間は、原則3カ月。一定の条件により、延長(最長9カ月)が可能。

※ 支給額の上限は、生活保護の住宅扶助基準に準拠。

※ 令和2年4月20日から、対象者を拡大した。

（例：就業中の方でも、個人の責めに帰すべき理由によらず収入を得る機会が減少した場合、離職と同等程度の状況にあるとして、支給の対象とする等）

※ 令和2年度中の支給決定者に限り、再々延長（最長12カ月）が可能とされた。

※ 再就職後に解雇された場合には、再支給申請が可能。

※ また、特例措置として、離職や休業等で再び収入が減少した場合には3カ月間に限り特例の再支給が可能（令和3年9月末申請まで)。

≪住居確保給付金≫

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	99	113	12,181
申請件数	23	31	815
支給者数	19	24	757
支給額(円)	3,380,200	3,754,271	239,959,032

※令和2年度の申請件数に、延長・再延長・再々延長申請件数は含まない。

③就労準備支援事業

カウンセリングにより、就労の阻害要因を把握し、就労意欲の喚起や就労前準備のための支援を行う。

④子どもの学習・生活支援事業

子どものいる家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介する。また、生活困窮世帯の中学生を対象に「あした塾」として個別学習支援や、自習室の提供を行っている。

⑤家計改善支援事業

家計に関する相談を受け、家計簿作成の支援、家計支出内容への助言など、家計の状況を「見える化」することで、相談者の家計管理への意欲を引き出す支援を行う。

⑥一時生活支援事業

宿泊場所や食事の提供を行うとともに、関係機関と連携のもと必要な医療等を確保する。

≪相談件数等一覧≫

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総相談件数	2,767	4,766	15,430
来所件数	1,217	2,177	3,473
電話件数	1,402	2,440	11,760
※ 巡回件数	148	149	197
相談内容内訳			
収入・生活費	364	714	1,848
仕事・就職活動	237	636	1,026
住まい	245	657	1,316
家族・家庭	48	112	73
健康	78	150	55
子ども	22	100	12

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と品川区単独による巡回延べ件数の合算である。

Ⅳ行旅病人および行旅死亡人の取扱い

1. 相談・取扱件数および支出額

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、区内で発生した行旅病人の医療による救護および行旅死亡人の葬祭を行っている。

区分 ＼ 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行旅病人	相　談(件)	0	0	0
	取　扱(件)	0	0	0
行旅死亡	相　談(件)	21	33	35
	取　扱(件)	21	33	35
	支出額(円)	30,720	37,010	36,996

※行旅病人の取扱開始：平成 4 年 8 月

【根拠】行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)

墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)

民間の福祉事業との協力

Ⅰ区内の社会福祉法人

1. 社会福祉法人　品川区社会福祉協議会
(1)沿革と目的 …211
(2)組織 …211
(3)会員の推移 …212
(4)事業の財源 …212
(5)事業と予算 …212
2. その他の社会福祉法人の事業 …224

Ⅰ　区内の社会福祉法人

1. 社会福祉法人　品川区社会福祉協議会

所在地　：　〒140-0014　品川区大井1-14-1　大井１丁目共同ビル2階
℡　03(5718)7171　　FAX　03(5718)7170

(1)沿革と目的

品川区社会福祉協議会は、昭和27年11月19日に任意団体として発足し、昭和38年に社会福祉法人として認可されました。

本協議会は品川区と連携し、在宅の方々に対する支援を中心に、地域福祉の推進を図ることを目的にしています。

(2)組織　　（ ）内人員数

品川区社会福祉協議会組織・職員配置（令和3年度）

令和3年4月1日現在

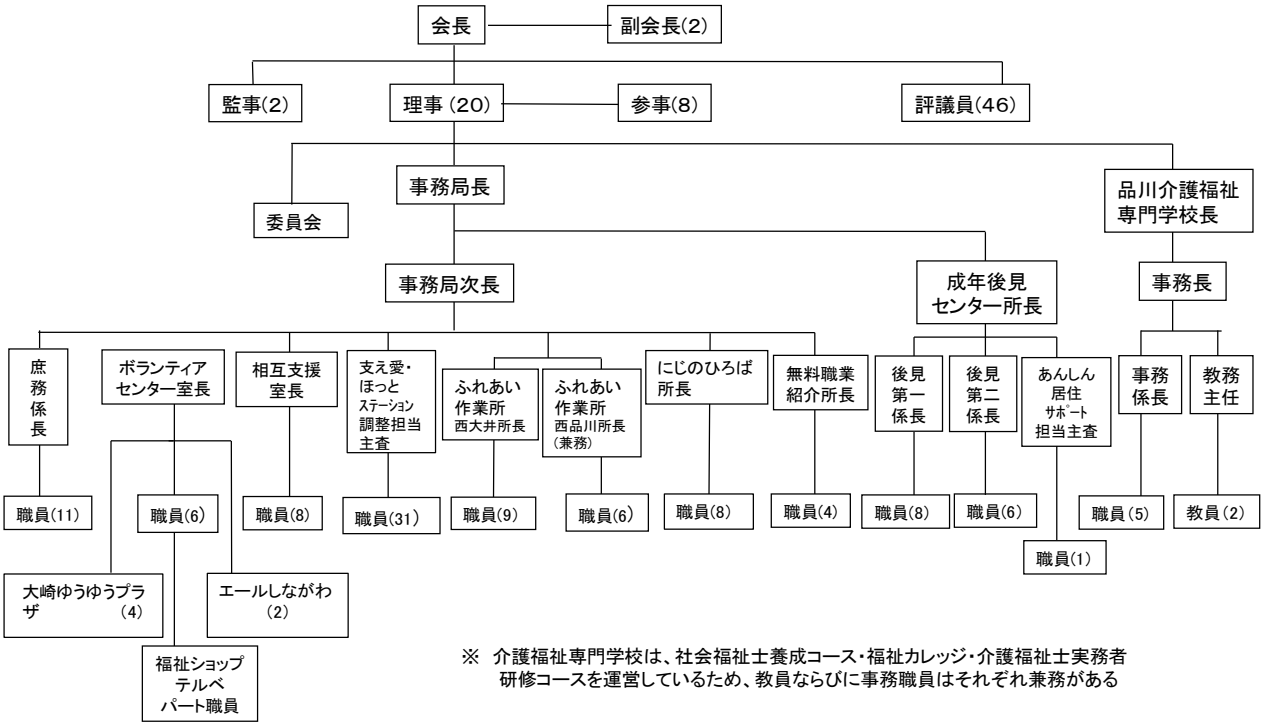

※ 介護福祉専門学校は、社会福祉士養成コース・福祉カレッジ・介護福祉士実務者研修コースを運営しているため、教員ならびに事務職員はそれぞれ兼務がある

各種委員会	ボランティア運営委員会	ボランティア活動に関する事項の審議
	奨学研究資金運営委員会	奨学研究資金の運営についての審議
	在宅福祉サービス運営委員会	さわやかサービスの内容、会費、利用料等運営の審議
	ふれあい作業所運営委員会	ふれあい作業所の事業計画および運営の審議
	品川介護福祉専門学校運営委員会	品川介護福祉専門学校の運営に関する事項を審議
	社会福祉士養成コース運営委員会	社会福祉士養成コースの運営に関する事項を審議
	品川成年後見センター運営委員会	品川成年後見センターの運営に関する事項を審議

(3)会員の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数（人）	8,648	8,395	7,563

(4)事業の財源

会員の会費、寄附金、共同募金の配分金、区の補助金等によっています。

(5)事業と予算

①各種福祉事業

（単位：千円）

事業名	予算額	内　　容
高齢福祉事業	118,931	寝たきり在宅高齢者等の紙おむつ支給の宅配、敬老杖の交付、訪問理美容サービス、長寿お祝い品の贈呈、低所得者や在宅認知症高齢者の介護者へのお見舞品贈呈
助成事業	16,566	民生委員協議会・町会自治会・保護司会・障害者団体などの福祉団体や、区内の福祉施設への助成金交付、母子世帯や低所得世帯の子どもを対象に高等学校等の修学資金(奨学研究資金)の交付
生活福祉資金貸付事業	東社協予算	東京都社会福祉協議会の委託を受け、主に低所得世帯を対象に、学費、医療費等の相談内容により、資金貸付を行う。
小口生活資金貸付事業	4,982	低所得者の方で、日常生活上緊急に出費を要する場合に、2万円を上限額としての貸付
居宅介護事業	9,188	障害者総合支援法の下、全身性障害者に介護人を派遣
歳末たすけあい運動	7,700	共同募金の一環として、区、町会、自治会、民生委員協議会等の協力を得て、12月に募金を行い、援護を必要とする方々や福祉施設等に金品を贈呈するほか、地域福祉事業に活用

②ボランティアセンター事業　　（単位：千円）

事業名	予算額	内容
ボランティア活動推進事業（事業費）	60,265	ボランティアに関する調査・啓発・普及・援助・登録・需給調整　・連絡調整等

令和２年度　依頼内訳（総数 542 件）

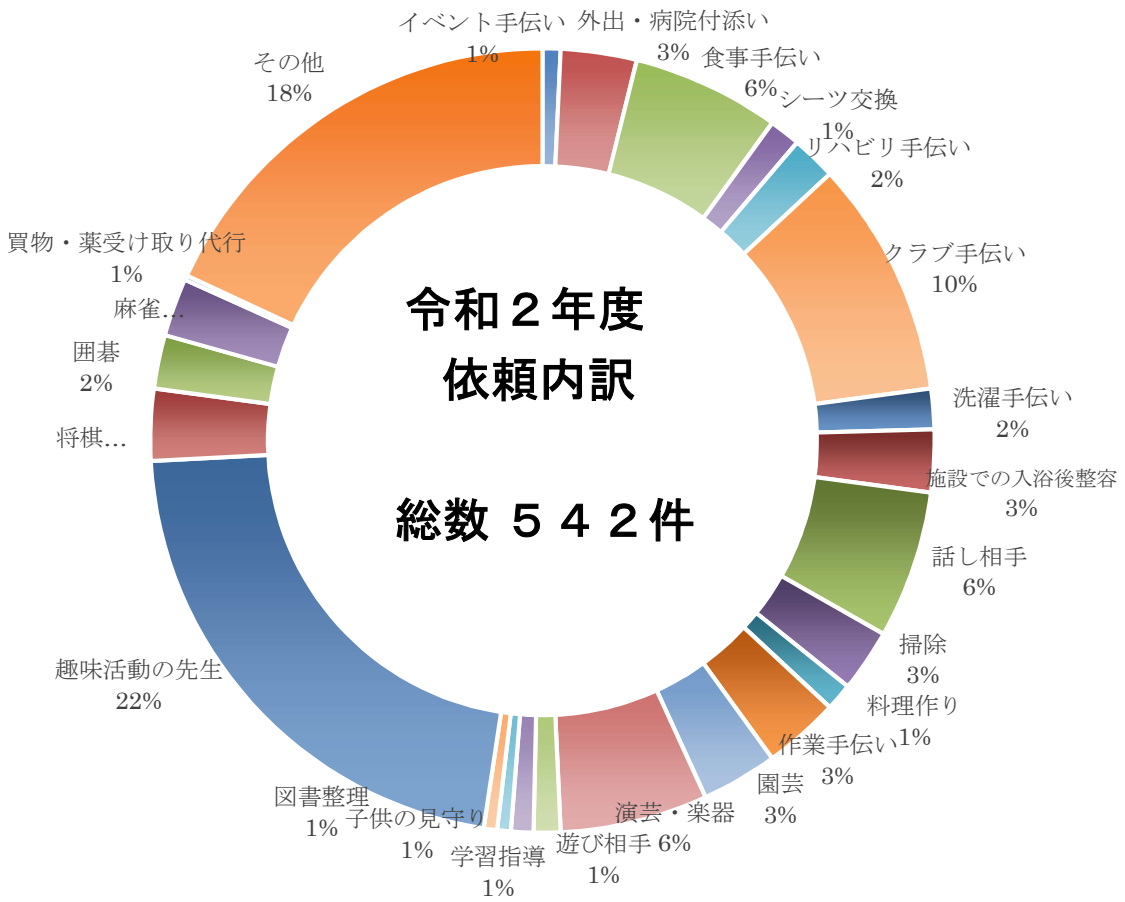

品川ボランティアセンターにおけるボランティア活動の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総依頼件数	520	584	542
登 録 者 数	1,080	1,088	1,199
実活動者数	236	314	24

ほっと・サロン事業

地域の高齢者等が交流できるよう「ほっと・サロン」事業を行っている。地域住民やボランティアの主体性に任せた地域の支えあいの拠点とする。

地域の力を活かした「ほっと・サロン」を展開するとともにボランティア等の活動を支援し、地域の支えあいの輪を広げる。

平成 23 年度より町会集会所等の場所を賃借して活動している「ほっと・サロン」に対し、活動場所の使用料負担相当分として１回 1,000 円を上限に実費分を助成する。

【予算額】　4,716 千円

③さわやかサービス事業

事業名	予算額	内　　容
有償在宅福祉サービス （さわやかサービス）	64,333千円	会員制在宅福祉サービスの実施 （大井ファミリー・サポート・センター事業経費を含む）

【実　績】

◆会員登録の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用会員（世帯）		512	517	474
協力会員（人）		350	352	339
賛助会員	個人	75	69	69
	団体	14	13	15

◆利用の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
家事援助サービス	利用回数	12,591回	12,526回	10,098回
	利用時間	19,337.5	19,222.0	14,680.5
移送サービス	利用回数	1,465回	1,988回	1,533回
	利用時間	1,494.5	2,012.0	1,571.5

◆預託時間・相談・訪問件数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
預託時間		403.5	481.0	448.5
相談件数		482	394	407
訪問件数	さわやか	937	906	830
	ファミサポ	582	543	330

◆サービス件数　令和3年3月末現在

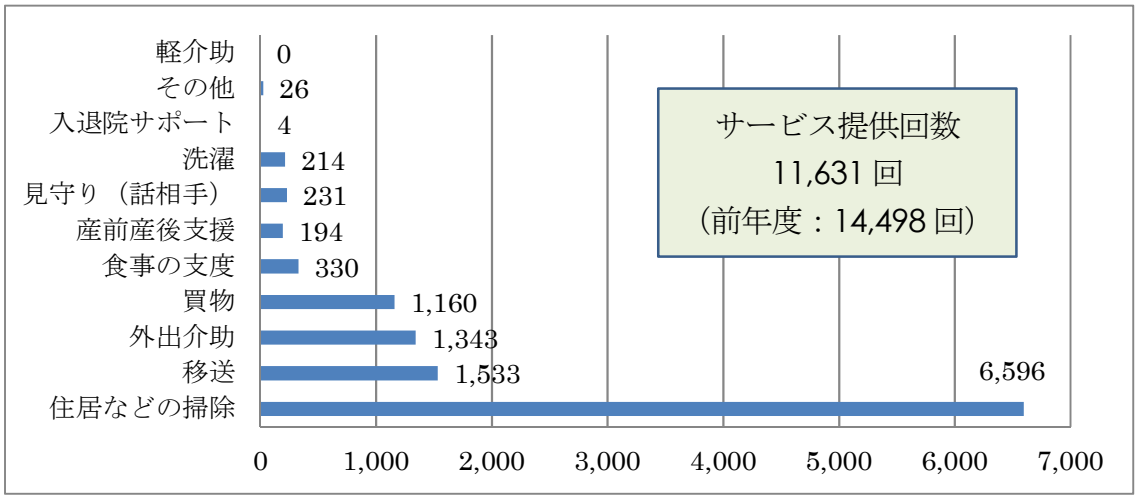

④ふれあい作業所　西大井・西品川

【開設年月日】　平成 5年4月1日　ふれあい作業所開設
平成27年4月1日　ふれあい作業所西大井（就労継続支援B型施設）
ふれあい作業所西品川（就労継続支援B型施設）
※2事業所体制へ移行

【目　　的】　知的障害者が公園清掃作業等を通して、就労に必要な技能の習得と能力の向上を図るとともに、自立した日常生活を送るための支援を行いながら、社会参加することを目的としている。

【所在地】
・ふれあい作業所西大井　〒140-0015　品川区西大井4-9-9
℡(3775)4585　FAX(3775)0066
・ふれあい作業所西品川　〒140-0033　品川区西品川1-28-3
℡(3787)5750　FAX(3787)5760

【予算額】
ふれあい作業所西大井　216,229千円

（単位：千円）

主な事業名	収入予定額	内　　容
清 掃 事 業	135,268	区受託事業（区内公園等の清掃作業）他
自主製品事業	1,870	自主製品の製作（和紙、縫製、染色）

ふれあい作業所西品川　104,016千円

（単位：千円）

主な事業名	収入予定額	内　　容
清　掃　事　業	31,601	区受託事業（区内公園等の清掃作業）・ビル室内清掃
売　店　事　業	24,554	Ｙショップふれあい売店運営
リサイクル自転車事業	900	リサイクル自転車の製作

⑤福祉ショップ「テルベ」

【所　在　地】　品川区大井1-3-6 イトーヨーカドー大井町店６階

【売 場 面 積】　9.2㎡

【開設年月日】　平成9年4月17日

【目　　的】　障害者授産施設で製作された製品を販売することによって、障害者授産事業の促進と拡充を図る。

【設置・運営】　品川区が設置し社会福祉協議会が運営を受託する。

【予　算　額】　5,860千円

【販 売 実 績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
出品施設数	区内	6施設	6施設	7施設
	区外	14施設	14施設	14施設
	合計	20施設	20施設	21施設
営業日数		363日	365日	317日
販売実績	客数	1,749人	1,661人	1,424人
	点数	11,278点	11,532点	9,964点
	金額（税込）	3,785,547円	3,800,883円	3,350,874円
売上合計	区内施設	2,837,865円	1,722,204円	1,702,725円
	区外施設	947,682円	2,078,679円	1,648,149円

出品施設利用者による販売補助従事

障害者の社会参加の一環として、平成10年12月3日から、福祉ショップ「テルベ」に出品している

各施設の利用者が、商品販売の補助員として従事している。

【実　　績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設数	区内	2施設	2施設	2施設
	区外	3施設	3施設	1施設
従事回数		73回	60回	25回

⑥品川介護福祉専門学校

【所 在 地】　〒141-0033　品川区西品川1-28-3　℡（5498）6364　FAX（5498）6367

【敷地面積】　973.96㎡

【延床面積】　2,545.98㎡

・品川介護福祉専門学校専有部分：985.2㎡×2階＝1,970.40㎡

・中小企業センター共有部分：1803.17㎡×31.92%（持ち分）＝575.58㎡

【開校年月日】　平成7年4月1日

【予　　算】　97,687千円

【目　　的】　高齢社会に対応し、品川区内の福祉人材を養成・確保するとともに、教員および施設等を活用した地域に開かれた福祉教育の拠点として整備し、質の高い地域福祉を推進する。

【設置施設の性格】　・「社会福祉士及び介護福祉士法」第39条第1号に基づく厚生労働大臣指定の介護福祉士養成施設

・「学校教育法」第124条に基づく専修学校

【設置･運営】　品川区社会福祉協議会が、品川区および区内の社会福祉法人の支援を受けて設置・運営する。

【内　容】　・定　　員　80人（1クラス40人×2学年）、在籍者数　40人

・修業年限　2年

・取得資格　介護福祉士国家資格

※制度改正時期により卒業年度の国家試験受験あり

・入学資格　高等学校若しくはこれに準じる学校を卒業した者

【事業内容】　・介護福祉士の養成

・品川福祉カレッジの運営

・別科　介護福祉士実務者研修コース（通信課程）の運営（休止中）

【実　　績】

事業名	内容	受講者	受講者延べ
品川福祉カレッジ	〈認知症ケア専門コース〉 ・地域型基礎研修等 ・施設ケア研修 ・フォローアップ研修 ・センター方式基本講座	 112人 60人 9人 7人	524人
	〈ケアマネジメント講座〉	79人	
	〈医療・リハビリテーション講座〉	35人	
	〈口腔機能向上・ケア講座〉	61人	
	＜講師派遣研修＞	30人	
	＜障害者版福祉カレッジ＞	131人	

⑦社会福祉士養成コース

【所 在 地】　〒141-0033　品川区西品川1-28-3　品川介護福祉専門学校内
℡ (5498)6368　FAX (5498)6367

【開校年月日】　平成19年4月1日

【予　　算】　31,724千円

【目　　的】　地域社会における福祉の担い手として貢献し得る社会福祉士を養成し、主に相談援助業務に携わる福祉人材の質の向上に寄与する。

【設置施設の性格】　「社会福祉士及び介護福祉士法」第7条第3号に基づく厚生労働大臣指定の社会福祉士一般養成施設

【設置・運営】　品川介護福祉専門学校を運営拠点とし、品川区社会福祉協議会が、品川区および区内の社会福祉法人の協力を得て設置・運営する。

【内　　容】
・定　　員　　1学年100人、　在籍者数　190人
・修業年限　　1年6か月（通信制）
・取得資格　　社会福祉士国家試験受験資格
・入学資格
①大学等を卒業した者
②短期大学等を卒業し、相談援助に関する指定の実務経験がある者
・2年制の短期大学等卒かつ2年以上の実務経験
・3年制の短期大学等卒かつ1年以上の実務経験
③指定の実務経験が4年以上ある者

【事業内容】　・社会福祉士の養成（通信制）

⑧品川成年後見センターの運営

【予　　算】　182,729 千円

【目　　的】

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言作成支援等を重層的かつ柔軟に組み合わせた総合的なサービス提供を行う。また、品川区の成年後見制度実施機関として成年後見制度の普及啓発、相談業務を行う。

【事業内容】

◆相談・手続支援

申立人や後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続を案内し、必要な支援を行う。また、申立人や後見人になる親族がいない場合には、次の成年後見制度によるサービスを提供する。

・すぐに支援が必要＝法定後見

区と連携し、区長申立権を活用する。後見人等については、第三者機関による運営委員会の決定を経て家庭裁判所に申立てを行う。

・将来の不安に備える＝任意後見

「任意後見契約」を希望する場合には、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言作成支援」を組み合わせたサービスを提供する。

◆法人後見活動

品川社協は法人で後見人等を受任し、利用者ごとの状況に適した身上保護と財産管理を行っている。

◆成年後見申立ての代理申請

本人に対する成年後見の親族申立てを希望しているが、本人および親族が高齢、病弱、遠方に住所地を有する等の理由で申立てができず、かつ弁護士や他の親族に頼むことができない場合に代理申請を行い、申立てを支援する。ただし、「区長申立て」の対象範囲に重なる場合には、区との調整、確認等を行うものとする。

◆成年後見人報酬等助成事業

資力のない区民への成年後見制度利用を支援するために、費用負担が困難であると社協会長が認める区民および成年後見人等を対象として、後見等開始申立費用、後見人等の報酬費用、および後見活動経費および施設生活困窮費の一部助成を行う。

◆成年後見センター運営委員会の開催

成年後見センターの適正かつ円滑な運営のため、学識経験者、法律・医療・福祉関係者および行政関係者からなる運営委員会を開催している。

◆地域のネットワークを活かしたサービス提供

成年後見センターのサービスを提供するにあたっては、区、地域（在宅介護支援センター、民生委員、特別養護老人ホーム等）、関係団体（医師会、弁護士会、リーガルサポート、ぱあとなあ、民事法務協会、ライフサポート東京、市民後見人の会、東京市民後見サポートセンター、フレンド、しんきん成年後見サポート等）と連携し、利用者に応じた必要な支援を行う。

◆普及啓発の拡充

ホームページ、広報紙の掲載や説明会の実施により、区民、関係機関等に対して成年後見制度の普及・周知を図る。また、関連したテーマ(遺言、相続等)でも説明会を実施し、幅広い年代への啓発を図る。

◆本人の意思を尊重した意思決定支援

成年後見センターが作成した「意思決定支援ライフプランノート」をもとに、本人および支援者に本人の意思を尊重した支援のあり方を示す。

◆市民後見人の養成

今後の高齢者人口を見据え、後見人不足に対応するため、品川区と連携し市民後見人養成講座を実施する。受講修了後、後見人受任まで実務研修の場を提供するとともに、受任後は責任ある後見活動を果たせるよう、後見監督人として一貫して支援していく。

◆後見監督業務の拡大

従来の市民後見NPOや個人受任型の後見監督人だけでなく、ライフサポート東京およびしんきん成年後見サポート等の後見監督人を担うことで、成年後見制度の普及と利用促進を図っていく。

◆あんしん居住サポート事業による支援

区の高齢者住宅生活支援サービス事業の委託を受けて、住宅の確保に困窮している高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り等の生活支援から死亡時における家財撤去等および葬儀等支援までの一体的なサービスを実施する。

◆ターミナルサポート事業による支援

突然の疾病などで終末期を迎える準備期間が限られている高齢者等に対して、安心して終末期を迎えられるよう終末期および死後に必要な支援を行う。

事業実績の推移

①問い合わせ・相談

項目	事業名	概　要				
			30年度	元年度	令和2年度	
相談	一般相談	（相談内容） 金銭管理、後見申立て手続き、相続、任意後見契約、入院時対応等	1,101 人	1,248 人	1,510 人	内訳： 問合せ　591件 相談件数919件

②制度利用状況

項目	事業名	概　要　（各年度末累計実績）					
				30年度	元年度	令和2年度	
サービス提供者数	法定後見	審判決定数	区長申立	517 人	558 人	585 人	新規:27人 (内訳:高齢者25人・障害者2人)
			代理申立	215 人	239 人	252 人	新規:13人
			家裁職権等	5 人	9 人	14 人	新規:5人
		上記のうち 社協法人後見・監督受任数		610 人	664 人	697 人	
		（社協後見・監督）受任後見人内訳	社会福祉協議会	393 人	425 人	445 人	新規:20人 活動中:186人(内訳:在宅31人、施設・病院155人)
			社会貢献型等 （社協監督人）	95 人	105 人	110 人	活動中:28人
			市民後見人の会 （社協監督人）	44 人	47 人	51 人	活動中:17人
			東京市民後見サポートセンター （社協監督人）	23 人	25 人	26 人	活動中:11人
			フレンド （社協監督人）	7 人	9 人	9 人	活動中:5人
			ライフサポート東京 （社協監督人）	12 人	12 人	12 人	活動中:2人
			早稲田成年後見サポートセンター （社協監督人）	6 人	6 人	6 人	活動中:2人
			しんきん成年後見サポート （社協監督人）	26 人	31 人	34 人	活動中:16人
			他団体等 （社協監督人）	4 人	4 人	4 人	活動中:0人
	任意後見	任意後見契約		74 人	80 人	88 人	新規:8人
		上記のうち発効数		20 人	21 人	26 人	新規:5人 活動中:13人
	あんしんサービス契約者			136 人	149 人	156 人	活動中:48人

③啓発・周知

項目	事業名	概　要				
			30年度	元年度	令和2年度	
啓発	定期説明会		4 回	5 回	0 回	
			87 人	114 人	0 人	
	出張説明会		27 回	30 回	11 回	
			711 人	1161 人	570 人	
活動促進	報酬等助成	申立助成	5 人	4 人	15 人	(405,564円)
		報酬助成	22 人	42 人	40 人	(6,975,213円)
		活動経費助成	17 人	38 人	36 人	(1,347,286円)
		生活経費助成	0 人	1 人	0 人	(0円)
		市民後見人の 後見保険料助成	27 人	41 人	31 人	(621,860円)

別紙

品川成年後見センターの制度活用図

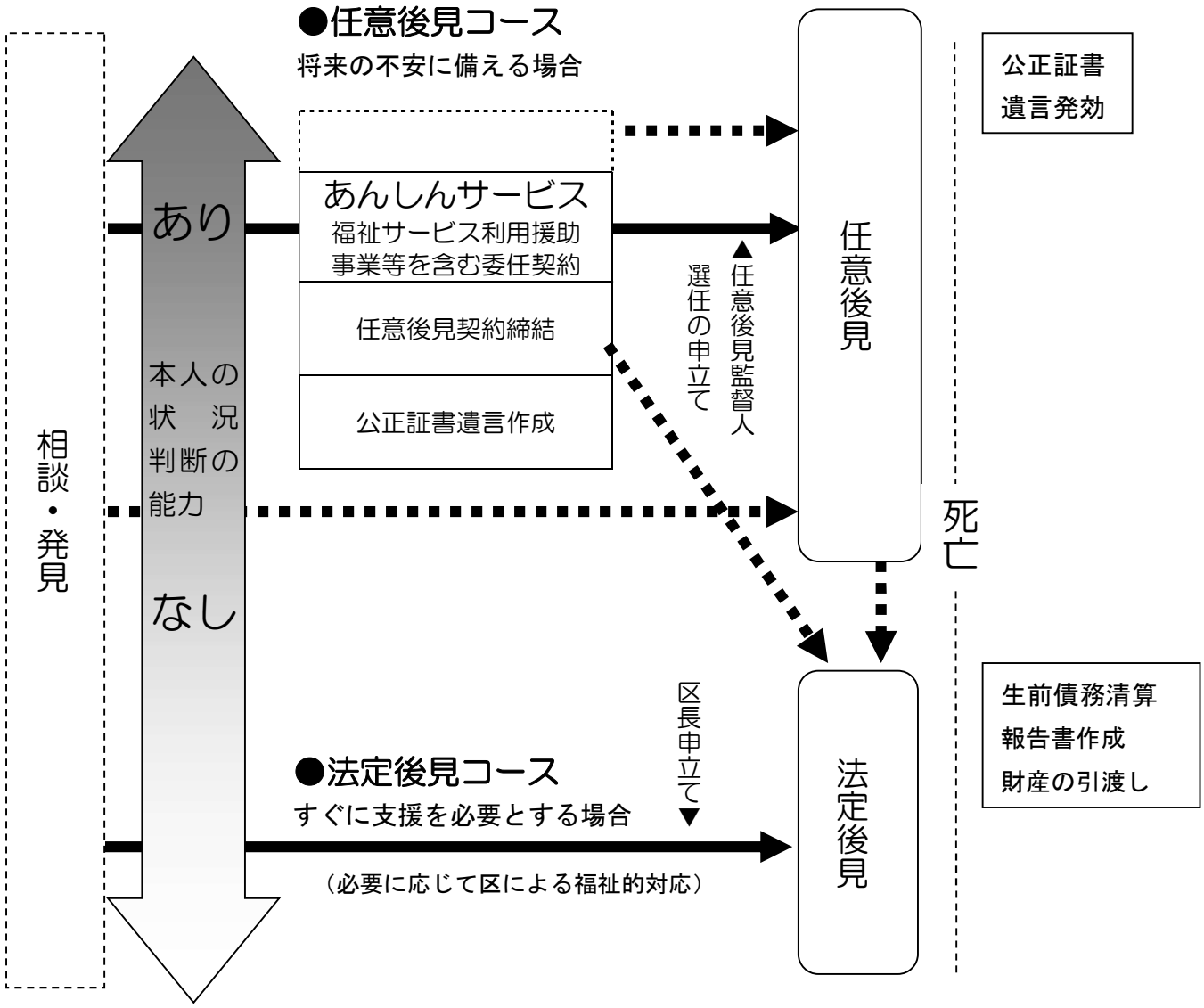

注：点線の矢印は、基本の 2 つのコース以外に考えられうる流れ

2. その他の社会福祉法人の事業

区内には、特別養護老人ホーム、老人保健施設や障害者施設を経営する社会福祉法人があります。品川区は各法人と連携を図りながら、高齢者や障害者の福祉の増進に努めています。

(1)5法人の概要

名　称	三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
理事長	内野　滋雄	永田　元	野村　寛	前田　武昭	大和田　政弘
所在地	中延1－8－7	八潮5－1－1	東品川3－1－8	南大井5－19－1	西大井2－4－4
電　話	3787－3616	3790－4729	5479－2981	5753－3900	5743－6111
開　設	昭和57年11月	昭和58年4月	平成2年4月	平成12年5月	平成12年4月

(2)内容

名　称		三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム	成幸（定員80人） 戸越台（定員72人） 荏原（定員120人） 平塚橋（定員100人）	かえで荘（定員80人） 中延（定員80人） 八潮南（定員89人）	晴楓（定員80人）	―	ロイヤルサニー（定員60人）
	老人保健施設等	―	―	―	ケアセンター南大井（定員100人） 通所リハビリ（50人／日） 南大井訪問看護ステーション	―
	軽費老人ホーム等	―	―	東海ホーム（定員50人）	さくらハイツ南大井（定員36人） さくらハイツ西五反田（定員43人） （特定）ケアホーム西五反田（定員81人） （サ付）大井林町高齢者住宅	―
	在宅介護支援センター	成幸、戸越台、荏原、小山台、小山杜松　6か所	八潮、大井、中延,大井第二　4か所	東品川、大崎　2か所	南大井 南大井第二 西五反田　3か所	西大井　1か所
	在宅サービスセンター	成幸、戸越台、荏原、小山　4か所	八潮、大井、中延　3か所	東品川、大崎 五反田ふれあいデイホーム　3か所	南大井、月見橋 西五反田　3か所	西大井　1か所
	認知症高齢者グループホーム	―	八潮南（2ユニット18人）	―	―	ロイヤル西大井（2ユニット18人） ロイヤル中延（3ユニット27人）
	小規模多機能型居宅介護	―	―	―	大井林町倶楽部（登25人、通15人、泊5人）	―

名　称		三徳会	品川総合福祉センター	福栄会	さくら会	春光福祉会
障害福祉サービス	施設入所支援	—	かもめ（定員100人）	かがやき園（定員30人）	—	—
	生活介護	—	かもめ（定員100人） サンかもめ（定員30人） 心身障害者福祉会館（定員50人）	第一しいのき学園（定員40人） かがやき園（定員30人） 西大井福祉園（定員25人） 南品川むつみ園（定員20人）	—	—
	自立訓練（機能・生活）	—	心身障害者福祉会館（定員6人・6人）	—	—	—
	就労継続A型・B型	—	さつき（定員40人） 福祉工場「しながわ」（定員40人）	第二しいのき学園（定員60人） かもめ第一・第二・第三工房（定員各20人） 西大井福祉園（定員15人）	—	—
	共同生活援助（グループホーム）	—	北品川つばさの家（定員12人） 鮫洲なぎさの家（定員6人）	西大井つばさの家（定員7人） グループホーム森前（定員6人）	—	—
	支援センター	—	障害者生活支援センター 地域活動支援センター逢「あえる」	障害者相談支援センター 精神障害者地域活動支援センター「たいむ」	—	—
その他施設	その他	—	八潮中央保育園	品川児童学園 家庭あんしんセンター ひまわり荘 子育て支援センター ファミリーサポートセンター	—	—

資料

高齢者福祉関係施設一覧 …229

障害者福祉関係施設一覧 …237

その他の施設 …243

※
①：区立／指定管理
②：区立／委託
③：民設／民営
④：その他

高齢者福祉関係施設一覧

(1)　シルバーセンター(11 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
② 区立/委託 ※受付業務	北品川		北品川 1-29-12	昭和 48. 4.14	100
	五反田		東五反田 2-15-6	昭和 51. 7. 1	70
	西五反田		西五反田 3-9-10	昭和 44. 4. 1	70
	上大崎		上大崎 1-3-12	昭和 50. 8. 1	100
	南大井		南大井 3-7-13	昭和 46. 7. 1	120
	ゆたか		豊町 3-2-15	昭和 33.12. 1	130
	旗の台		旗の台 4-13-1	昭和 48. 6. 1	100
	小山		小山 5-17-18	昭和 49. 6. 1	100
	関ヶ原		東大井 6-11-11	昭和 53. 6. 1	140
	後地		小山 2-9-19	昭和 54. 7. 2	140
	南品川		南品川 5-10-3	昭和 34.10.24	120

(2)　いきいきセンター(1 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	西大井いきいきセンター	こうほうえん	西大井 2-5-21	平成 21. 3. 1	120

(3)　高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）(4 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
② 区立/委託	大崎	品川区社会福祉協議会	大崎 2-7-13	平成 28. 5. 1	150
① 指定管理	平塚橋	三徳会	西中延 1-2-8	平成 28. 5. 1	250
	平塚	福栄会	平塚 2-10-20	平成 31. 3. 1	70
	東品川	福栄会	東品川 3-32-10	令和 2. 9. 1	200

(4)　大井三丁目高齢者憩いの場（ゆうゆうプラザ）(1 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
② 区立/委託	大井三丁目ゆうゆうプラザ	品川総合福祉センター	大井 3-17-1	平成 29. 5. 8	20

(5)　高齢者住宅(10 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	戸数(戸)
① 指定管理 (区立型)	八潮わかくさ荘	品川総合福祉センター	八潮 5-10-27	平成 3. 7. 1	40
	東品川わかくさ荘	福栄会	東品川 3-1-5	平成 5. 1. 1	52(*1)
	大井倉田わかくさ荘	品川総合福祉センター	大井 4-14-8	平成 5. 4. 1	8
③ 民設/民営	カガミハイツ		二葉 1-3-28	昭和 63. 5. 1	11
	パレスガル		南品川 4-5-4	平成 3. 7. 1	53
	メゾン琴秋		豊町 6-30-4	平成 4. 4. 1	13
	グレースマンション		西大井 4-12-11	平成 6. 6. 1	14(*1)
	アツミマンション		二葉 1-16-14	平成 8. 4. 1	10
	バンブーガーデン		豊町 6-30-11	平成 11. 8. 1	13
	オーク中延		中延 4-5-10	平成 12. 7. 1	9(*2)

*1　東品川わかくさ荘およびグレースマンションは障害者住宅各 2 戸を含む

*2　世帯用 2 戸を含む

(6)サービス付高齢者向け住宅(3 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	戸数(戸)
① 指定管理 (区立型)	大井林町高齢者住宅	さくら会	東大井 4-9-1	平成 24. 6	90(*1)
③ 民設/民営 (民間型)	コムニカ	㈲新井湯	旗の台 4-5-17	平成 24. 3	15
	carna 五反田	(医社)青葉会	西五反田 3-10-9	平成 27. 2	21

*1　世帯用 12 戸を含む

(7) サービス付高齢者向け住宅＋特定施設入居者生活介護(1 か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	戸数(戸)
③ 民設/民営 (民間型)	ケアホーム西大井こうほうえん	こうほうえん	西大井 2-5-21	平成 21. 3	42(*1)

*1　世帯用 6 戸を含む

(8) 在宅介護支援センター(20か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設
④ その他	成幸	三徳会	中延 1-8-7	平成 3. 3. 1
	東品川	福栄会	東品川 3-1-5	平成 5. 4. 1
	大井	品川総合福祉センター	大井 4-14-8	平成 6. 4. 1
	大崎	福栄会	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー2階	平成 7. 2. 1
	戸越台	三徳会	平塚 2-3-4	平成 8. 5. 1
	八潮	品川総合福祉センター	八潮 5-10-27	平成 9. 4. 1
	荏原	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1
	小山		小山 7-14-18	平成 10. 4. 1
	中延	品川総合福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1
	上大崎	㈱ニチイ学館	上大崎 3-1-1	平成 11. 4. 1
	台場	㈱ＳＯＭＰＯケア	北品川 3-11-16	平成 11. 8. 1
	西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 4. 1
	南大井	さくら会	南大井 4-19-3	平成 12. 4. 1
	杜松	三徳会	豊町 4-24-15	平成 13. 4. 1
	南大井第二	さくら会	東大井 4-9-1	平成 13. 5. 1
	大原	㈱仁済	豊町 6-25-13	平成 13. 10. 1
	東品川第二	㈱大崎ホームヘルプサービス	東品川 3-27-25	平成 14. 4. 1
	大井第二	品川総合福祉センター	大井 3-15-7	平成 14. 6. 1
	西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1
	小山台	三徳会	小山台 1-4-1	平成 22. 4. 1

※在宅介護支援センターは「公の施設」ではないこと、および運営法人との協定により実施される業務であるため、区分は④その他とする。

(9)在宅サービスセンター(15か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
① 指定管理	八潮	品川総合 福祉センター	八潮 5-10-27	昭和 58. 4. 1	通所　35
	大井	品川総合 福祉センター	大井 4-14-8	平成 6. 4. 1	通所　35 認知症デイ　12
	大崎	福栄会	大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー1階	平成 7. 2. 1	通所　35 認知症デイ　12
	戸越台	三徳会	戸越 1-15-23	平成 8. 5. 1	通所　30 認知症デイ　10
	荏原	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1	通所　40 認知症デイ　10

(9)在宅サービスセンター(15か所)続き

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
② 区立/委託	五反田	福栄会	東五反田 2-15-6	平成 9.11. 2	通所　10
① 指定管理	小山	三徳会	小山 7-14-18	平成 10. 4. 1	認知症デイ 10
	中延	品川総合 福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1	通所　35 認知症デイ 12
	月見橋	さくら会	南大井 3-7-10	平成 13. 4. 1	通所　15 認知症デイ 24
③ 民設/民営	西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	通所　35 認知症デイ 12
	成幸	三徳会	中延 1-8-7	昭和 57.12. 1	通所　20 認知症デイ 10
	東品川	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	通所　40 認知症デイ 24
	西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 5. 1	通所　55
	南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	通所　25
	デイサービスセンター陽だまり	生活協同組合 パルシステム東京	八潮 5-2-2	平成 10.10. 2	通所　23

(10)夜間対応型訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護(1か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設
③ 民設/民営	ＳＯＭＰＯケア品川	㈱ＳＯＭＰＯケア	西品川 1-28-3 品川区中小企業センター内5階	平成 18.11. 1

(11) 特別養護老人ホーム(12か所)（定員欄に( )または／付数字はショートステイ）

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員 (人)
③ 民設/民営	成幸ホーム	三徳会	中延 1-8-7	昭和 57.11. 8	80(16)
	かえで荘	品川総合 福祉センター	八潮 5-1-1	昭和 58. 4. 1	80(6)
	晴楓ホーム	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	80(8)
① 指定管理	戸越台特別養護老人ホーム	三徳会	戸越 1-15-23	平成 8. 5. 1	72(8)
	荏原特別養護老人ホーム	三徳会	荏原 2-9-6	平成 9. 5. 1	120/ 30
	中延特別養護老人ホーム	品川総合 福祉センター	中延 6-8-8	平成 10. 5. 1	80(10)

(11) 特別養護老人ホーム(12か所) 続き

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	ロイヤルサニー	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 12. 4. 1	60(15)
① 指定管理	八潮南特別養護老人ホーム	品川総合福祉センター	八潮 5-9-2	平成 23. 5. 1	89(11)
	杜松特別養護老人ホーム(地域密着型)	若竹大寿会	豊町 4-24-15	平成 26.12. 1	29/ 10
	平塚橋特別養護老人ホーム	三徳会	西中延 1-2-8	平成 28. 5. 1	100(12)
	上大崎特別養護老人ホーム	愛生福祉会	上大崎 3-10-7	平成 29. 6. 1	102(39)
③ 民設/民営	グランアークみづほ	慈雲福祉会	南品川 4-2-32	平成 31. 4. 1	81(9)

短期入所(ショートステイ)の詳細は 36 ページ参照。

(12) 軽費老人ホーム(1か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	東海ホーム	福栄会	東品川 3-1-8	平成 2. 5. 1	50

(13) 高齢者の安心の住まい(ケアハウス)(2か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	さくらハイツ南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	36
	さくらハイツ西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	43

(14) 介護の必要な高齢者の住まい(1か所)
(ケアハウス＋特定施設入居者生活介護)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	ケアホーム西五反田	さくら会	西五反田 3-6-6	平成 16. 4. 1	81

(15) 介護の必要な高齢者の住まい(1か所)
(ケアハウス＋地域密着型特定施設入居者生活介護)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
① 指定管理	ケアホーム東大井	㈱大起エンゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	29

(16) 老人保健施設(2か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	ケアセンター南大井	さくら会	南大井 5-19-1	平成 12. 5. 1	入所 100 ｼｮｰﾄ 10 含 通所 50
	ソピア御殿山	(公財)河野臨牀医学研究所	北品川 5-2-1	平成 30. 6. 1	入所 100 ｼｮｰﾄ 10 含 通所 30

(17) 認知症高齢者グループホーム(14か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員(人)
③ 民設/民営	グループホームロイヤル西大井	春光福祉会	西大井 2-4-4	平成 18. 2. 1	18
① 指定管理	グループホーム小山	新生寿会	小山 7-14-4	平成 19. 3. 1	9
③ 民設/民営	ミモザ品川八潮	ミモザ㈱	八潮 5-5-7	平成 19. 9. 1	9
	グループホームロイヤル中延	春光福祉会	中延 5-9-22	平成 20. 4. 1	27
① 指定管理	グループホーム東大井	㈱大起エンゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	9
	グループホーム八潮南	品川総合福祉センター	八潮 5-9-2	平成 23. 5. 1	18
③ 民設/民営	グループホームソラストふたば	㈱ソラスト	二葉 1-12-18	平成 24. 5. 1	18
	グループホームきらら品川荏原	㈱スターツケアサービス	荏原 6-17-10	平成 26. 2. 1	27
	アースサポートグループホーム武蔵小山	アースサポート㈱	小山 4-5-16	平成 26. 7. 1	27
① 指定管理	グループホーム杜松	若竹大寿会	豊町 4-24-15	平成 26. 12. 1	18
③ 民設/民営	グループホームcarna 五反田	(医社)青葉会	西五反田 3-10-9	平成 27. 2. 1	27
① 指定管理	大井認知症高齢者グループホーム	㈱ケアサークル恵愛	大井 6-20-5	平成 27. 8. 1	9
	グループホーム東五反田	新生寿会	東五反田 4-11-6	平成 29. 5. 1	18
③ 民設/民営	花物語しながわ	㈱日本アメニティライフ協会	大井 7-18-17	令和 2. 3. 1	18

(18) 小規模多機能型居宅介護(10か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員 (人)
① 指定管理	小山倶楽部	新生寿会	小山 7－14－4	平成 19. 3. 1	20 通い 12 宿泊 5
	東大井倶楽部	㈱大起エンゼルヘルプ	東大井 5-8-12	平成 21. 4. 1	25 通い 15 宿泊 8
③ 民設/民営	ぷらりす・湯～亀	㈲新井湯	旗の台 4-5-17	平成 24. 3. 1	24 通い 12 宿泊 4
① 指定管理	品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部	さくら会	東大井 4-9-1	平成 24. 6. 1	25 通い 15 宿泊 5
③ 民設/民営	おもてなし	㈱大崎ホームヘルプサービス	北品川 1-30-4	平成25. 11. 1	29 通い 15 宿泊 5
	けめともの家・品川八潮	㈱ケアメイト	八潮 5-6-37	平成 26. 3. 1	29 通い 15 宿泊 6
	小規模多機能ホーム carna(カルナ)五反田	(医社)青葉会	西五反田 3-10-9	平成 27. 2. 1	25 通い 18 宿泊 7
① 指定管理	東五反田倶楽部	新生寿会	東五反田 4-11-6	平成 29. 5. 1	25 通い 15 宿泊 5
③ 民設/民営	ぷらりす・湯～亀 SUN	㈲新井湯	旗の台 3-2-9	平成 30. 4. 1	29 通い 15 宿泊 5
	花織しながわ	㈱日本アメニティライフ協会	大井 7-18-17	令和 2. 3. 1	18 通い 12 宿泊 7

(19) 看護小規模多機能型居宅介護(2か所)

区　分	名　称	運　営	所　在　地	開　設	定員 (人)
① 指定管理	杜松倶楽部	若竹大寿会	豊町 4-24-15	平成 26. 12. 1	29 通い 15 宿泊 5
③ 民設/民営	けめともの家・カンタキ西大井	㈱ケアメイト	西大井 2-4-14	平成 30. 2. 1	29 通い 15 宿泊 6

（20）支え愛・ほっとステーション

区　分	名　称	運　営	所　在　地
② 区立/委託	品川第一支え愛・ほっとステーション	品川区社会福祉協議会	北品川 3-11-16
	品川第二支え愛・ほっとステーション		南品川 5-3-20
	大崎第一支え愛・ほっとステーション		西五反田 3-6-3
	大崎第二支え愛・ほっとステーション		大崎 2-9-4
	大井第一支え愛・ほっとステーション		南大井 1-12-6
	大井第二支え愛・ほっとステーション		大井 2-27-20
	大井第三支え愛・ほっとステーション		西大井 4-1-8
	荏原第一支え愛・ほっとステーション		小山 3-22-3 （※小山 3-14-1）
	荏原第二支え愛・ほっとステーション		荏原 6-17-12
	荏原第三支え愛・ほっとステーション		平塚 1-13-18
	荏原第四支え愛・ほっとステーション		中延 5-3-12
	荏原第五支え愛・ほっとステーション		二葉 1-1-2
	八潮支え愛・ほっとステーション		八潮 5-10-27

※令和 3 年 7 月 26 日から

障害者福祉関係施設一覧

※
①：区立／指定管理
②：区立／委託
③：民設／民営
④：その他

(1) 障害者福祉施設

区　分※	名　　称	事業内容	定員	運　　営	所　在　地	開　　設
①	区立心身障害者福祉会館	自立訓練（機能訓練）	6	品川総合福祉センター	旗の台5-2-2	昭52.7
		自立訓練（生活訓練）	6			
		生活介護	50			
①	区立西大井福祉園	生活介護	30	福栄会	西大井5-7-24	平6.4.1
		就労継続支援Ｂ型	10			
①	区立かがやき園	生活介護	30	福栄会	西大井6-2-14	平16.5.1
		施設入所支援	30			
		短期入所	3			
②	区立ピッコロ	重症心身障害者通所事業（生活介護）	6	全国重症心身障害児（者）を守る会	八潮5-3-8	平24.6.1
①	区立発達障害者支援施設　ぷらーす	就労継続支援Ｂ型	20	げんき	上大崎1-20-12	平26.4.1
①	区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」	生活介護	40	愛成会	南品川3-7-7	令1.10.1
		就労継続支援Ｂ型	20			
		短期入所	12			
①	区立北品川つばさの家	グループホーム	12	げんき	北品川3-7-21	平3.10.1
①	区立西大井つばさの家	グループホーム	7	福栄会	西大井5-7-24	平6.4.1
①	区立上大崎つばさの家	グループホーム	5	げんき	上大崎1-20-12	平26.4.1
③	かもめ園	生活介護	100	品川総合福祉センター	八潮5-1-1	昭58.4
		施設入所支援	100			
		短期入所	5			
③	品川宿	自立訓練（生活訓練）	20	一般社団法人まるまる荘	戸越5-11-7	令3.2.1
③	第一しいのき学園	生活介護	40	福栄会	東品川3-1-8	平2.5.1
③	サンかもめ	生活介護	30	品川総合福祉センター	八潮5-10-27	平14.4.1
③	南品川むつみ園	生活介護	20	福栄会	南品川5-16-25	平26.4.1

区　分※	名　　称	事業内容	定員	運　　営	所　在　地	開　　設
①	区立中延在宅サービスセンター	生活介護（共生型サービス）	35	品川総合福祉センター	中延6-8-8	平31.4.1
③	げんき品川	就労移行支援	20	げんき	大崎4-11-12	平24.4.1
③	ジョブサ品川区	就労移行支援	20	㈱デザインマインドカンパニー	西五反田1-13-7	平26.5.1
③	～キセキの杜～ジョブステーション大井町	就労移行支援	10	㈱ＫＥＧキャリア・アカデミー	大井4-1-2	平27.11.1
③	LITALICOワークス五反田	就労移行支援	20	㈱ＬＩＴＡＬＩＣＯ	西五反田3-6-20	平28.8
③	就労移行支援事業所サンライト	就労移行支援	20	(一社)サンライト	西五反田7-16-3	平29.1.1
③	ミラトレ大井町	就労移行支援	20	パーソナルチャレンジ㈱	大井1-49-12	平30.6.1
③	ライクチャレンジサポート大森駅前	就労移行支援	20	ライクスタッフィング㈱	南大井6-17-16	平31.4.1
③	ディーキャリア品川サウスオフィス	就労移行支援	20	スウィートステップ㈱	南大井3-29-7	令1.12.1
③	福祉工場しながわ	就労継続支援Ａ型	40	品川総合福祉センター	東大井1-3-10	平10.4.1
③	すまいる・さぽーと品川	就労継続支援Ａ型	20	(一社)すまいるさぽーと品川	南品川6-2-10	H27.6.1
③	さつき	就労継続支援Ｂ型	40	品川総合福祉センター	八潮5-3-8	昭58.4
③	トット文化館	就労継続支援Ｂ型（聴覚）	20	トット基金	西品川2-2-16	昭62.4
③	第二しいのき学園	就労継続支援Ｂ型	60	福栄会	東品川3-1-8	平2.5.1
③	かもめ第一工房	就労継続支援Ｂ型	25	福栄会	北品川3-7-21	昭62.4
③	かもめ第二工房	就労継続支援Ｂ型	20	福栄会	西大井1-8-7	平2.4.1
③	かもめ第三工房	就労継続支援Ｂ型	20	福栄会	西五反田2-24-2	平6.4.1
③	ふれあい作業所西大井	就労継続支援Ｂ型	30	品川区社会福祉協議会	西大井4-9-9	平27.4.1
③	ふれあい作業所西品川	就労継続支援Ｂ型	20	品川区社会福祉協議会	西品川1-28-3	平27.4.1
③	就労継続支援B型事業所 TODAY南品川	就労継続支援Ｂ型	20	リアルカンパニー㈱	南品川4-2-35	平31.2.1
③	わいわいてい	グループホーム	5	(特非)もやい	西大井6-9-3	平14.11.1
③	旗の台つばさの家	グループホーム	6	げんき	旗の台3-5-11	平15.7.1
③	海老沢寮	グループホーム	4	(特非)アーテム	東大井4-8-11	平15.7.1
③	グループホーム森前	グループホーム	6	福栄会	西大井1-8-7	平22.3.1
③	グループホーム金子山	グループホーム	10	福栄会	西大井4-10-16	平29.11.1
③	鮫洲なぎさの家	グループホーム	6	品川総合福祉センター	東大井1-3-10	平23.4.1
③	かもめハウス	グループホーム（精神）	6	㈲それいゆ	非公開	平11.10

区　分※	名　　称	事業内容	定員	運　　営	所　在　地	開　　設
③	ふくふく	グループホーム（精神）	6	(特非)福祉検討会	非公開	平28.3.1
③	935ファミリー・ワン　大井ハウス	グループホーム（精神）	7	(一社) 日本代替医療食品研究会	非公開	平29.8.1
③	935ファミリー・ワン南品川ハウス	グループホーム（精神）	4	(一社) 日本代替医療食品研究会	非公開	平29.8.1
③	935ファミリー・ワン　鮫洲ハウス	グループホーム（精神）	4	(一社) 日本代替医療食品研究会	非公開	平29.8.1
③	935ファミリー・ワン　西大井ハウス	グループホーム（精神）	4	(一社) 日本代替医療食品研究会	非公開	令2.10.1

(2) 障害児福祉施設

区　分	名　　称	事業内容	定員	運　　営	所　在　地	開　　設
①	区立品川児童学園	児童発達支援センター 子ども発達相談室		ゆうゆう	南品川3-7-7 品川区障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」2・3階	平20.4.1
		児童発達支援	40			昭33.4.1
		放課後等デイサービス	10			平28.4.1
		保育所等訪問支援				平25.4.1
		日中一時支援	20			令1.10.1
③	ちびっこタイム品川	児童発達支援	10	げんき	東品川3-25-16	平19.6.1
		放課後等デイサービス	10			
③	めるへんキッズ南大井園	児童発達支援	10	㈱めるへんキッズ	南大井3-24-14	平24.8.1
③	LITALICOジュニア大井町東口教室	児童発達支援	10	㈱ＬＩＴＡＬＩＣＯ	東大井5-11-4	平27.8.1
③	アプリ児童デイサービス北品川	児童発達支援	10	リアルカンパニー㈱	北品川2-18-2	平27.11.1
③	ぷっく旗の台教室	児童発達支援	10	ルシッド・ドリーム㈱	旗の台5-15-15	平29.4.1
③	ほわわ品川	児童発達支援	5	むそう	東品川3-27-25-2F	平29.4.1
③	キッズアイランドワイキキ	児童発達支援	10	㈱エルサーブ	二葉4-4-19	平29.6.1
③	明晴プレスクールめだか	児童発達支援	10	㈻明晴学園	八潮5-2-1	平29.6.1
③	めるへんキッズ大森園	児童発達支援	10	㈱めるへんキッズ	南大井6-16-1-101	平29.6.1
③	スタジオそら品川戸越	児童発達支援	10	アース・キッズ㈱	東中延1-3-11	平29.6.1
③	桐塾　荏原教室	児童発達支援	10	㈱桐塾	荏原2-17-15-201	平31.4.1
③	クロッカ五反田	児童発達支援	10	㈱学研ココファン・ナーサリー	西五反田6-7-5-2F	令1.6.1
③	Ｂｌｏｓｓｏｍ	児童発達支援	10	(特非)めぶき	西大井4-25-6 PRELUDE－M 2階	令1.8.1
③	コペルプラス 青物横丁教室	児童発達支援	10	三敬㈱	南品川2-4-5 NAﾋﾞﾙ 2階	令2.3.1
③	このこのリーフ中延	放課後等デイサービス	10	.Connect㈱	中延3-13-19-101	平26.12.1
③	アプリ児童デイサービス不動前	放課後等デイサービス	10	リアルカンパニー㈱	西五反田3-13-14-103	平27.3.1
③	アプリ児童デイサービス北品川	放課後等デイサービス	10	リアルカンパニー㈱	北品川2-18-2	平27.11.1
③	スキップランド西大井	放課後等デイサービス	10	フューチャーサポート㈱	西大井6-14-15	平28.8.1

③	みんなの家ゆめっこ	放課後等デイサービス	10	(特非)夢の地図	中延6-3-16	平28.9.1
③	キッズアイランドワイキキ	放課後等デイサービス	10	㈱エルサーブ	二葉4-4-19	平29.6.1
③	めるへんキッズ大森園	放課後等デイサービス	10	㈱めるへんキッズ	南大井6-16-1-101	平29.6.1
③	スタジオそら品川戸越	放課後等デイサービス	10	アース・キッズ㈱	東中延1-3-11	平29.6.1
③	てんとうむし御殿山	放課後等デイサービス	10	㈱レディバード	北品川4-1-1-2F	平30.4.1
③	ミント	放課後等デイサービス	5	㈱Ｙ＆Ｎ	西品川2-10-11-1F	平31.1.1
③	桐塾　荏原教室	放課後等デイサービス	10	㈱桐塾	荏原2-17-15-201	平31.4.1
③	このこのリーフ戸越公園	放課後等デイサービス	10	.Connect㈱	豊町3-1-1-1F	平31.4.1
③	放課後等デイサービスえがお	放課後等デイサービス	5	恵正福祉会	荏原4-5-7 宮崎ﾋﾞﾙ 1階	令1.10.1
④ ※1	にじのひろば戸越	日中一時支援	10	品川区社会福祉協議会	戸越6-8-20 三栄第二ﾋﾞﾙ3F	平23.4.1
④ ※1	にじのひろば八潮	日中一時支援	15	品川区社会福祉協議会	八潮5-3-8	平23.4.1
④ ※1	インクルーシブひろばベル	医療的ケア児地域生活支援促進事業	－	(特非)フローレンス	戸越6-16-14	令3.4.1

※1.区委託事業として実施

(3)支援センター・計画相談支援事業所

区　分	名　称	運　営	所　在　地
①	品川区旗の台障害児者相談支援センター（品川区立心身障害者福祉会館内）	品川総合福祉センター	旗の台5-2-2
③	品川区東品川障害者相談支援センター	福栄会	東品川3-1-8
①	品川区南品川障害児者相談支援センター（品川区立障害児者総合支援施設内）	グロー	南品川3－7－7
③	品川区精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	福栄会	西五反田2-24-2
③	相談支援事業所アプリ北品川	リアルカンパニー	北品川2－18－2　1F
③	相談支援事業所えがお	恵正福祉会	荏原4-5-7宮崎ビル１階
③	社会福祉法人げんき相談支援センター	げんき	東大井5-23-16-113
③	インクル南品川障害者相談支援センター	大崎ホームヘルプサービス	南品川4-11-1
③	品川区中延障害者計画相談支援事業所	品川総合福祉センター	中延6-8-8
③	品川区東品川障害者計画相談支援事業所	福栄会	東品川3-1-5
③	障害者就労支援センター「げんき品川」	げんき	大崎4-11-12
①	地域活動支援センター「逢（あえる）」（心身障害者福祉会館内）	品川総合福祉センター	旗の台5-2-2
①	地域活動支援センター（障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」内）	愛成会	南品川3－7－7

※
①：区立／指定管理
②：区立／委託
③：民設／民営
④：その他

その他の施設

区　分※	名　　称	運　　営	所　在　地
④	男女共同参画センター	品川区	東大井 5-18-1
③	品川ボランティアセンター	品川区社会福祉協議会	大井 1-14-1 大井一丁目共同ビル
	さわやかサービス		
	大井ファミリー・サポート・センター		
	品川成年後見センター		
④	品川介護福祉専門学校		西品川 1-28-3
	浜川荘	(福)有隣協会	勝島 1-9-11
③	品川児童相談所	東京都	北品川 3-7-21